

1 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第22号 光市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

説 明：原田文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑：

○田邊委員

おはようございます。

この議案第22号の基準を定める条例を改正する条例なんですけど、これについては、厚生労働省が出している放課後児童クラブ運営指針の第4章にあるんですが、放課後児童クラブの運営の職員体制、これについて人数も定めているんですが、そういったものについて抵触とかすることはないということで理解してよろしいのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

田邊委員おっしゃられるとおり、特段、職員体制とか、人員基準とか、そういうものが変わるものではなくて、あくまでも基礎資格が追加されるということでございます。

○田邊委員

はい、理解しました。ありがとうございます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ②議案第27号 光市立図書館条例の一部を改正する条例

説 明：穠山図書館課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

- ③議案第1号 平成31年度光市一般会計予算（教育委員会所管分）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑：

○仲山委員

おはようございます。よろしく申し上げます。

まず、予算書でいいますと191ページ、中ほどやや上のところにあります、学校施設劣化状況調査委託料。

長寿命化計画策定事業として、概要や予算説明のほうに載っているものだと思うんですけども、これの対象になる建物、それから、調査内容について詳しく御説明いただけますでしょうか。

○太田教育総務課長

まず、対象となる施設でございますけども、対象となる施設につきましては、市内にある全16校の学校施設と、ただいま給食センターも、一応、対象としております。

内容でございますけども、まず、長寿命化計画は、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及びその予算の平準化を図りつつ、学校機能に求められる機能の性能を確保したことを主な目的として策定するものでございまして、このたび600万円の予算計上しております劣化状況調査の内容としましては、計画策定のため、建築士等の建築専門家に学校施設の劣化状況の調査及び評価を行う業務委託としております。

具体的な内容としましては、学校施設の今後の改修等の検討に必要となる劣化状況の実態調査でございます。

以上でございます。

○仲山委員

特に実際には、いろんな項目で調べられるんだと思うんですけども、これはあくまで中長期の維持管理、あるいは改修の計画等に役立てるためということだと思うんですけども、以前、一般質問でだったと思いますけれども、非構造部分の安全性を確保するために、例えば、学校施設の天井であるとか非構造壁等の調査をやっぱりしておくべきじゃないかということ、前、提案させていただいたことがありました。

目的は、あくまで、これは改修であるとか、長く使うためということではありますけれども、結果が、ある程度、そちらのほうにも役立てることができるんじゃないかと思われる調査ですので、これまでは、たしか学校の先生が見て回って、天井の様子を見て、大丈夫だな、みたいな検査はしていますという話だったと思うんですけども、今回は、今、おっしゃいましたように専門家によっての調査が入るということですので、ぜひとも、そのあたりは参考に対処していただければいいかなと思います。

次に参ります。

その下のほうになりますか、学校における働き方改革推進事業ということで勤怠管理システムというのが、今度、導入されるということですが、この勤怠管理システムの概要と申しますか、どういったものであるのかということをお伺いします。

○和田学校教育課長

このたび導入をさせていただき、勤怠管理システムについての御質問ですけれども、基本的には各校で管理をすることとなります。

各校で集計したデータを市教委において取りまとめまして、勤務実態の正確な把握に努め、教職員が安心して子供たちに向き合える職場環境づくりに取り組んでいきたいと思っております。

この勤怠管理システムですけれども、出退勤時刻等を正確に把握しまして、教職員の勤務時間等を適正に管理することを目的として導入をしようと考えているものです。

これについては、各学校にパソコンを導入し、その中に入れたシステムを活用して各教職員がそれを操作し、出勤・退勤の時刻を入力していくというシステムを考えております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。

各校にコンピューターを使った電子タイムカードみたいな仕組みでしょうか。それを集計、各校ですると。それを教育委員会のほうでも取りまとめて把握をしていくという方法だということですね。はい、わかりました。

今おっしゃった、正確に把握したいというところなんですけれども、なかなか新しい仕組みが導入されたときには、特にそうでしょうけど、なかなか皆さん習慣的にそれがきちんに行われるということが難しいかと思うんですけれども、そのあたりについては、どのようにお考えでしょうか。

○和田学校教育課長

来年度、導入しようと考えておりますシステムにつきましては、現在、モデル的に実施している学校がございますその成果と課題等を踏まえまして、全ての学校に導入することですので、導入当初はさまざまな障害もあろうかと思いますが、実績に即して丁寧各学校に使用等の仕方について説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

できるだけ正確を期して、その正確であることが前提になると思うんですけれども、それはやはり教育委員会のほうからの支持がしっかりとしていないと、現場で恣意的に操作されるということも可能性があると思いますし、また、正確でなければ、その先の、どのように、それからそのデータを活用していくということにも響いてくると思うんですけれども。

その活用するということなんですけれども、このデータを見て教員の働き方の状況を把握されると思うんですけれども、その把握するときに、今、なぜやるかというところにかかわってくると思うんですけれど、どういうことを、これから改善していくという

ために、この視点を使うか、そのあたりについて、はっきりとした意図があるようでしたらお願いします。

○和田学校教育課長

まず、このシステムの導入目的ですけれども、正確な時間外勤務の実態を把握することです。

今、国を挙げて働き方改革を進めておりまして、各学校においても業務改善の取り組みが求められております。その中で、日々、各学校も努力しているのですが十分な改善に至っていない実状もございます。現状を、まず正確に把握するということが大事です。

また、その時間外勤務の実態に応じて、一人一人の教職員には心的負担がかからないように、医療への勧めのこともできますし、また、学校全体としては、削減できるものについては削減していこうという、意識化も図ることができると思っています。

2点目としては、やはり学校で働く教職員は聖職と申しますか、教員として働く以上、子供たちのことを常日ごろから考える仕事です。その中で、勤務時間という意識がなかなか持ちにくい職種でもあります。

そのため、このような客観的な数字を把握することによって、教職員一人一人がタイムマネジメントという意識を培っていくことが大切であろうかと思えます。教職員も、一人の労働者です。そのことを、しっかり認識していただくためにも、このシステムは有効であると考えております。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。

私なんかも気になるところは、そこの部分なんです。やはり教職員の方、子供としっかりと向き合うことと、その時間で働くということの狭間で、なかなか難しいところがあると思うんです。そのあたり大変だとは思いますが、そのタイムマネジメントという意識が養われるように、これから進めていっていただければと思います。

次に参ります。

同じ191ページの下のほうにありました、山口県中学校英語暗唱・弁論大会補助金というのが、先ほど説明の中で、光市で受け持ちで予選会があるような話だったかと思うんですけれども、これは、我が町は伊藤公の英語弁論大会であるとか、イングリッシュプラン光なんかも一生懸命取り組んでいるところですが、この大会に向けて何か考えていらっしゃるようなことがあるでしょうか。

○太田教育総務課長

ただいま御質問いただきました、この大会の具体的な内容ということで御答弁にかえさせていただきますと思いますが、まず本大会でございますけれども、これは山口県英語教育の充実、振興のため毎年開催されておりまして、あわせて、高円宮杯全日本英語弁論大会出場選考権、これも兼ねているものでございます。

市内幾つかのブロックに分けておりまして、光市が入るブロックは、柳井市、周防大島町、熊毛3町——熊毛3町というのは、田布施町、平生町、上関町でございますけれども、これらで構成され、4年ごとに輪番制で開催自治体が一部経費を補助して引き受けとなっております。内容につきましては、暗唱と弁論の2部構成となっております、5分間のスピーチを行うこととしております。

本市は27年度に引き続き、31年度が引き受け市ということになっております。以上でございます。

○仲山委員

ということは、毎年、この近隣の町で、どっかで行われていて、光市の受け持ちが久しぶりというふうなことでもないようですので、我が町は、英語教育に関して頑張っておりますので、ぜひそれに向けて努力していただければと思います。

次、行きます。

191ページの今の下のほうになります。連携・協働教育推進事業の中の自動車借上料として、マイクロバスを使ってという話がありました。

これは、去年は同じ推進事業の中で、バス運転業務委託料として、その移動を凶っていたものがマイクロバスに変わったということだと理解してよろしいのでしょうか。

○和田学校教育課長

お示しのとおり、本事業につきましては光市の幼保小連携、または小小連携を充実させるものでありまして、園児や児童の送迎用としてマイクロバス及びタクシー等の借上料として計上しているものです。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。

これは毎年、工夫を重ねていらっしゃると思うんですけども、生徒児童の移動、教員の移動ではなくて生徒児童の移動ですね、これは遠足とかじゃなくて学校間の移動なんでしょうか。

○和田学校教育課長

今、お示しのとおり具体的に申しますと、例えば、浅江東保育園の園児が三井小学校に行き、園児と小学生が交流活動をする。または、周防小学校の児童が島田小学校に行き、同じ4年生が同じ空間で同じ内容の学習をする。そのような学校間、または幼稚園と学校間、このような移動をすることによって、より充実した交流活動を行っていきたいということが目的です。

以上でございます。

○仲山委員

了解しました。ありがとうございます。

これは、この中に入るんでしょうか。193ページの先ほど説明にもありましたけれども、発達検査謝金なんですけど、先ほどざっくりとは説明をいただいたんですけども、もう少し詳しく聞かせていただいてもよろしいでしょうか。目的であるとか、内容であるとか。

○和田学校教育課長

今、御指摘の特別支援教育推進事業の中の発達検査謝金についてですけれども、来年度から新たに取り組みたいと考えているものです。

これにつきましては、臨床心理士等の専門的な免許所有者による発達検査を行うことで、客観的にその子供の特性を分析し、その分析をもとに保護者や学校と面談を行いながら、より子供一人一人に応じた教育の場、または支援の内容、方法、を決めていきたいと考え、取り組むものです。

以上でございます。

○仲山委員

この発達検査というものですけども、これは昨今、一般的になってきましたけど、発達障害、いわゆる障害者とまでは扱われないというか、違う対応を、今、求められている、そのあたりに対する対応と考えてよろしいんでしょうか。

○和田学校教育課長

これまでも、光市教育支援委員会に諮る児童生徒につきましては、このような検査結果に基づいてやっていますけれども、今、お示しの発達障害の傾向のある子供たちについても、このような検査を行うことによって、日々の教育活動の中で、どのような支援が、その児童生徒にとって必要なのか、適切なのかと正確に見抜くためのものです。

その分析に基づいて、教科指導に限らず教育活動全体の中で子供たち一人一人を大切にしている教育活動を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

わかりました。

この結果が、恐らく、光っ子サポーターであるとかのケアとつながって効果を生んでいくところだと思います。期待しております。

以上で終わります。

○田邊委員

質問します。189ページをお願いします。

189ページ、職員給与費、一般職給についてなんですが、光っ子サポーターが新年度も21人。教師の多忙化のことが問題になっているといふところなんですけど、この光っ子

サポーターは、増員するという考えは31年度ではなかったのか、そういったところをお願いします。

○和田学校教育課長

本市におきましても発達障害等も含めて、また、障害のある児童生徒は、年々増加傾向にございます。そのような中、この光っ子サポーターのニーズは大変高く、各学校からの配置希望も多い状況にございます。

本市独自で進めております、この光っ子サポーターにつきましては、教員免許状等を取得している方々を任用しております。本市においては、免許のない方も含めて雇用する人数を増やすというのではなく、免許を所有している方を任用するというので、より質の高い支援を行っていきたいと考え、来年度も現状の21人で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。今、本市において、そういった発達障害が増加傾向にあるというところは、今、聞きました。それと、各校もそういった要望が多いというところも、教育委員会のほうで、何らそういったものを対策せんといかんという考えではあるというところ。

しかしながら、今、言う本市独自の教育の免許、これが必修事項みたいなことになっているので、現状では21人で走るというところなんですけど、他市では学校業務支援員、また、事務補助員なども使って、いろいろな多忙化についての対策をとっているというところがあるんですが、この光っ子サポーター事業での、そういったことへの対応、同じような対応ができるのかというところなんですけど、そういったところを詳しくお願いします。

○和田学校教育課長

先ほど御説明をさせていただきました光っ子サポーターは、特別な支援を要する児童生徒へのきめ細かな支援を行うためのものでもございまして、教職員の業務改善のために事務的業務の支援を行うことは難しいと考えております。

しかし、複数の教員で学級の児童生徒を支援できるということから、この光っ子サポーターの取組みを進めることで、おのずと教職員の負担軽減につながるものと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

あくまで光っ子サポーターは、そういった発達障害における支援、そういうところがメインであると、しかしながら、そういったもので事務的な支援も今後できるのではないかという考え方というのは理解しました。

それで、光っ子サポーターとは別と考えて、今、31名で、去年が30名でプラス1名ということになったんですけど、その中で光っ子サポーターが21名と。あと10名。10名のうちには、そういった学校業務支援員、事務補助員、こういったものを助けるようなことはできているのでしょうか、できる考えなんでしょうか。

○太田教育総務課長

189ページの囑託給のところ、先ほど説明いたしましたように、ここは合計30名の予算を計上しております。今、予算のほうから御質問がありました、学校業務の経営に関係する業務を行う者がいるのかどうかということですが、先ほどの学校教育課長の答弁にもありますように、例えば、ここの中にALTの者、あるいはスクールライフ支援員、光っ子コーディネーターなど、さまざまな者がこの囑託給の中に入っておりますので、そうした方々は、やはり学校のほうでいろいろ指導や教育や、あるいは児童生徒に対しての教育をしていく業務でありますので、そういった面では、こういった方々を雇用することによって、教職員の負担軽減にはつながっているものというふうには考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。

最後は要望みたいになるんですけど、山口県の教育委員会の教職員加配配置などでデータが出ているんですけど、他市は、そういった指導員や支援員など、比較して、やっぱりつけているんで、これからは今後、教員以外のこのスタッフにはどのような業務を任せるかなど、保護者などの理解を得ながら、教員間での話し合い等、学校の主体性を大切にしながら取り組むことが重要だと思いますので、今後そういったものも考えに入れてよろしくをお願いします。

以上です。

○森重委員

少しお伺いいたします。

まず、189ページのいじめ問題調査委員会委員報酬なんですけども、この委員会が、いじめ問題ということがテーマになっていきますけれども、どのように年間、活動、開催されているのか。また、何かいじめ問題が勃発したというか、何か事件とかあった場合には集まって協議するのか、そのような、年間でどのような、いじめ問題に対する活動をされているのかをちょっとお聞きします。

○和田学校教育課長

お示しの本調査委員会ですけれども、光市いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例第2条で、教育委員会の附属機関として設置が定められています。

本調査委員会は、いじめ防止対策に関する重要な事項についての調査及び審議、学校

において発生したいじめの重大自体に係る事実関係を明確にするための調査を目的として設置されているものです。

この委員会は、重大事案が発生した際に、迅速な対応が必要であるということから組織化は図っておりますけれども、重大事案が発生しない場合は招集をかけないという性質の委員会でございます。

以上でございます。

○森重委員

何か起こらなければ、いろいろいじめ問題の調査のための会であるということ。しかしながら、今、虐待問題も不登校の問題も、また、子供のいろいろさまざまな相談窓口問題、いろんな要素が絡み合っている問題だと思いますので、このあたりも、そういう設置条項がそうであるということなんでしょうけども、何か、そうはいいまして、いろいろ情報提供をしたり、いろんなことができるのではないかなと。招集ができなくても、いろんなものを情報提供していくとかということ是可以すると思いますので、そういう子供の一連の問題に対しましては、しっかり、せつかく7人の方がいらっしゃいますので、集まる、集まらないにかかわらず、やはり一つのリーダー的な視点として、そういうことに意識を持っていただき、いろんな要素があると思いますので、しっかりこのあたりも検討課題かなと。会そのものはそうですけども、何かいろいろ御活躍いただけるのではないのかなということがありますので、よろしく願いをいたします。

それともう一点、同じところで189ページの、先ほど教育委員会運営事業で、先進地の視察ということを言われましたので、ことしはどのようなことを先進地に視察に行かれるのか。また、光の教育委員会として、どのようなことに取り組もうとされているのかお聞きいたします。

○太田教育総務課長

先進地視察の件でございます。

32年度から小中一貫教育を進めるに当たりまして、新年度については、京都のほうに先進的な取り組みをされている学校がございますので、そういったところの先進地視察をして、今後の取り組みにつなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。確かに、京都は委員会でもかつて行ったことがございますけども、かなり先進的な取り組みもされていますので、しっかり、光の今後の方向性にプラスにしていきたいというふうに思います。

それと、次のページ、191ページ、予算書で行きます。

語学指導員住宅、これはALTさんのところですけども、これにプラス、また、197ページぐらいには、外国語補助指導員派遣委託料ということで916万円等が上がっております。

今、光はいろいろ、イングリッシュプラン光等、さまざまな英語教育に関して重点的に取り組んでおられるわけですが、国のほうでも英語教育にALTが有用であるというふうなことが、今、新たな教育指導要領の動きもあります中で、このような周知を積極的に自治体に周知していくというふうな動き、動向等もございます。

そういう中で、光は、ちょっと私たちもよくわからないのですが、近隣自治体の状況で、このALTさんについて、早くから光は、どこの自治体もそうなのかもしれませんが、取り組みをされておられますし、力を入れておられるということで、このあたりのALTさんの光における活用と申しますか、歴史と申しますか。今後、これから特に、この間、広報にも載ってございましたけども、早目早目に、事前に、そういうふうな先進的な取り組みを取り入れておられる光の教育の一つの柱だと思います。また、総合的にはですね、18歳までとなると、おっぴい都市宣言の光っ子の育成にも通じてくる。一つの大きなブランドというふうなことも言えると思いますので、このALTの活用についてお聞きしてみたらと思います。歴史と方向性と、近隣等に比べてどのように光は進んでいるのか。

○和田学校教育課長

本市におきましては、まず小学校の5、6年生に、外国語活動が週1時間導入されました。そのときから、ALTを全ての授業に配置するという先進的な取り組みを始めたことがきっかけです。

当初から、本市はグローバル人材の育成を大きな柱として、市を挙げて取り組んでおりましたので、この点については、本市の特色であると認識しております。

そして、このたびの学習指導要領改訂に伴いまして、平成32年度から小学校において、3、4年生で週1時間の年間35時間、5、6年生では週2時間の70時間、外国語教育を行うことになっております。

これも先進的に光市は始めておりまして、32年度を見据えて、既に完全に実施をしているところであり、また、小学校1、2年生においても年間10時間程度の外国語教育を行っております。

ALTにつきましては、3、4年生の35時間と、5、6年生の70時間、この全ての時間に来年度からALTを配置したいと考えております。

他市の状況ですけれども、移行期間ということもございまして、県内では、3、4年生では年間15時間、5、6年生では50時間の外国語教育に取り組んでいる市町もございしますが、光市は、完全実施をしているところでございます。

また、さらに特色ある取り組みとして、昨年度から始めましたイングリッシュキャンプがございします。周防の森ロッジを活用し、小学校5、6年生を対象に、今年は2日間行いました。イングリッシュキャンプでは、ALTと一緒にさまざまな活動をする事によって、ネイティブな英語に触れることができるという、特色ある取り組みをしております。

このALTの役割は、担任とのデモンストレーションや、英会話のモデル等を示すことをしたり、または実際に児童と会話をしたりするというようなことを行いながら、ネ

イティブな英語に触れることによって、英語技能の向上や効果、そして意欲の向上、を期待して取り組んでいるところです。

以上でございます。

○森重委員

ありがとうございました。

光は、光っ子育成ということに関して、本当にファジーに、きめ細やかに手を入れておられるということはよくわかるわけですが、このような他市にも勝るいろんな取り組みが、もうちょっとよく保護者等にわかるようにしていかなければいけないなということを感じております。

わかる人はわかっているんですけども、やはりそういうところで、光市の光っ子教育のブランド、そういうものを確実に作り上げていくという、一つ一つのものが重なって、一つの柱になっていくと思いますので、しっかりと取り組みをよろしく願いいたしたいと思います。

英語も、子供たちの生涯を支える大きな力になる、これからのグローバル人材の育成に大きく関わってまいりますので、ぜひよろしく願いをしたいと思います。

それと、同じく191ページですけども、周南地区小規模教育振興会負担金、これはちっちゃい金額ですが、周南地域で小規模校を持ついろんな振興会ということで、取り組みされていると思いますけども、これはどのような、活動としてあるのかどうかわかりませんが、周南地域の小規模校はどのぐらいあって、この何年間かの間に小規模校の動きといいますか、変化といいますか、振興会に関与していた学校が変化をしていつているのか、数が減になっていつているのか、そのあたりのことがわかりましたら。今後、いろいろ学校のあり方検討委員会等でも方向性は示されておるわけですけども、そのあたりの内容的なことがお聞きできれば、お聞きをいたします。

○和田学校教育課長

委員お示しの周南地区小規模教育振興会のことについてですけれども、この振興会は、周南3市の僻地や複式の小規模校、そして3市の教育委員会で構成されており、実践研究等に取り組んでおります。

現在、10校の小中学校が、この振興会に所属しております。今年度、10月31日に、塩田小学校で小規模校教育研究発表会を実施しました。振興会から、平成29年度から2年間、研究指定を受け、その発表をしたというものです。

先ほど申しましたように、僻地校、または複式校が所属するということですから、統廃合が行われた場合、その学校は、振興会に所属しないということです。

本市は、塩田小学校、東荷小学校が対象となっております。周南市では、小規模校が休校、または統廃合されておりますので、その都度、この振興会の所属ではなくなっている状況です。

以上でございます。

○森重委員

実際、教育等の取り組みをされて、発表会を持たれるみたいな感じで進めておられるということで、このあたりも、やはり小規模校が悪いとか、複合・統合がいい悪いという問題ではないんですけども、10月31日に塩田小学校が実践研究発表されたということで、それをお聞きしてもいいですか。どういうことを発表されたのかということ、ちょっとだけすみません。

○和田学校教育課長

この複式、または僻地校というものは、個に徹した教育ができる環境であると考えております。

複式となりますと、同じ教室の中に複数の学年がいるということです。そこに一人の教員で授業を行うわけですから、いわゆる「渡り」という、動きを教員がしなければいけません。その渡りをしながら1時間をどのように仕組んでいくのか、そして、その教員の働きかけがどうあるべきなのかという教員の質が大変問われる授業形態です。

そのため、このような研究会を開くことによって、複式学級を担当している教職員の授業力向上を目指しながら取り組んできています。その一端を塩田小学校が10月に発表させていただきました。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○森重委員

中途半端になっていますから、継続して。

わかりました。このところは、いろいろどのようなことをされているのかということ、ちょっと今、確認いたしまして、僻地・複式校での個々に徹した教育ということが大事な部分もありますし、教育の部分では、私たちもはかり知れないところがございまずので。それとあわせて、やっぱり人口減少、また公共施設等の総合管理計画と、今後の光市の町の今後の将来のあり方みたいところで、非常に難しいナーバスな問題ですけども、このあたりもしっかり注視をしてまいりたいというふうに思います。

もう一点。191ページですけども、コミュニティ・スクール推進事業交付金、これは意味はよくわかるんです。全16校、光は早くから全校でコミュニティ・スクールを開催しておりまして、7万円掛ける16校ということで、押しなべて公平にということですけども、これはやはり小規模校、人数が多い学校にかかわらず、学校、地域、保護者等、地域の大きな問題としてこのような割合とされているんだというふうに思いますけども、このあたりのことをちょっとお聞きします。

そして、今現在、コンダクター制度も導入されて、早いところ、遅いところ、各種是正を図るような取り組みもされておられますけども、総合的に、この推進事業交付金の取り組み、どのように評価され、ことしはどのように行われようとしているのか。また、この7万円が、大体どのような経費として使われているのかをお聞きいたします。

○和田学校教育課長

まず、コミュニティ・スクール推進事業交付金についてですが、各校7万円、16校に交付しているものです。

これまでも本市は、コミュニティ・スクールの機能を生かして、学校、家庭、地域が連携協働した取組みを積極的に進めてまいりました。

現在は、市内全地域におきまして中学校区を核とする、いわゆる次世代型コミュニティ・スクールというものに取り組んでおります。このコミュニティ・スクールの取組みは、本市が2020年度から実施します小中一貫教育の基盤となるものであると認識しております。

今後もこのコミュニティ・スクールの取組みをより充実させ、そして、それぞれの学校の取組みの水準化を図るために、交付したいと考えております。

また、その取組みでございますけれども、当初は各地域のさまざまな行事をどのように活性化を図るかということを議題に協議し、そして、子供たちの姿が地域に出て行き、地域貢献をする。このような取組みが主流であったのですが、光市は、これらの取組みを積み重ねてきた結果、学校運営協議会では、子供たちの取り巻く環境、または子供たちの課題について協議をするという質の高いものに変化してきております。

さらに、進んでいる学校は、子供たち自身がそれぞれの地域をどのように作りだしていけばよいか、地域の未来像を見据えて、今の自分たちがどうあるべきかということを協議するような取組み。例えば、島田中学校区では、島田川サミットという行事を年2回設けていますけれども、この行事がそれに当たると考えております。

このように、コミュニティ・スクールの取組みが進化してきておまして、本市の特色ある教育の一つであると考えておりますし、この取組みが、先ほど申しました小中一貫教育の大きな基礎になると考えております。

以上でございます。

○森重委員

ありがとうございます。

確かに、私もそういうことを思うわけです。コミュニティ・スクールを取り組まれて、だんだん、最初は地域の行事に、地域に出て行こう、地域の方になっていこうという地域貢献から始まって、新しい段階に、新しいステージに入ってきて、自分たちの問題は自分たちで解決していこう、地域を考えようというふうに進化してきたというところは、素晴らしいというふうに思います。

これは、ちょっと関係はないんですけど、地域づくり推進室でやっております、地域のさまざまな提案型事業。このようなものとも共通する、最初はそういう団体を支援するという単純なところから、だんだん自分たちが自分たちのまちを考え、こうしていこう、ああしていこうという新しい段階に進化していったというところが、非常に今後とも期待できるというふうなことと思います。

ちょっと話がばらばらしましたが。わかりました。ありがとうございます。

今、浅江地域等の早く進んでいる、早くから取り組んできたそういう校区と、遅くと言いますか、その辺の是正というのはどのような感じかお聞きいたします。

○和田学校教育課長

本市のコミュニティスクールの取組みですけれども、お示しのとおり、浅江中学校からスタートし、島田中学校、そして、全中学校。そして、小学校と段階を踏んで進めてまいりました。

現在は5中学校区どの地域も遜色のない、水準化が図られた取組みになっていると考えております。このような状況になりましたのは、先ほどお話にありましたコミュニティスクール・コンダクターの役割が大変大きいと考えております。

このコンダクター、全ての学校運営協議会に出席し、また出席するだけではなく、準備段階からかかわりながら、学校運営協議会どのように進めればより効果的なものになるかという事前協議も行っております。

また、学校だけでなく、保護者や地域住民の方々への啓発活動。そして、指導・助言も行ってございまして、学校・家庭・地域が一体となる、その橋渡しとしての役を担っております。このコンダクターの取組みによって、5中学校区ある本市におきまして、コミュニティスクールの取組みの水準化が図られてきたと感じております。

以上でございます。

○森重委員

ありがとうございました。

ある程度かたちになるまでには、そういう水面下でいろんな動きが、今、お聞きすると、見えるわけです。実際には見えませんが、そういう一つ一つのそういう活動や取組みが、やはりひとつのこういう全国的な評価につながっていったというふうに思いますし、そういうことをお聞きしますと、やる気も出てきますし、さらに頑張ろうという気持ちにもなりますので、しっかりまた、引き続き、お取組みをお願いをしたいと思います。

最後に、もう1点です。193ページスクールライフ支援事業をちょっとお聞きしますが、これ、ここでは233万7,000円ということで、診療カウンセラーさんと、それから社会福祉士さんのこういう不登校の子供に対する水際対策ということで、いろいろ専門的な動きをされているわけですが、実質このスクールライフ支援事業は3名というふうに言われまして、先ほど一般嘱託給ところかでもちょっとお金、3名ということでお聞きしました。

実質、スクールライフ支援事業というのは、こういうもの含めまして年間どのぐらいの予算の事業ということになるんですかね。

○太田教育総務課長

スクールライフ支援事業でございます。193ページにお示しをしておりますように、診療カウンセラー謝金、社会福祉士報奨金費用弁償、これを合わせて233万7,000円にな

るわけですが、それ以外に先ほど説明いたしましたスクールライフ支援員の賃金が、実は3名分で本年度は628万円程度予算を計上しております。全体を合わせますと850万円程度になろうかと思えます。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。

スクールライフ支援事業は、今回は陳情等もございましたので、私もいろいろ考えたりもするわけですが、今、診療カウンセラーさん、社会福祉士さん、例えば、そういう不登校の子供が1人いて、スクールライフ支援員さんがそういう子供がいるということで、次への流れに渡していく時に、実際どのような流れになっているのか、お聞きしたいと思います。

○和田学校教育課長

このスクールライフ支援員は、学校や学校外での個に応じたきめ細かな支援を行っており、スクールカウンセラー、診療カウンセラー等のカウンセリング等を踏まえまして、連携を図りながら取り組みを行っているところです。

以上でございます。

○森重委員

ちょっと、今、よくわからなかったんですけど、診療カウンセラーさんに実際に合っ
て、いろいろお話聞いてもらって、その子がどういうふうな問題があっ
ておるのかという
ことを専門的にも分析されて、社会福祉士さん、スクールソーシャルワーカーさん
というのは、それはどのようなことされるんですか。

○和田学校教育課長

社会福祉士、いわゆるスクールソーシャルワーカーが学校や家庭と連携を図りながら、そのさまざまな課題を整理して、どの課題をどのような順序で解決していけば、子供たちにとって効果的な支援になるのかとか、そのあたりのコントロールをしていただいております。

また、ケース会議を関係機関と行うわけですが、その中で、さまざまな解決方法の提案が出てきます。それを全て同時にはできませんので、このスクールカウンセラーが家庭の状況、子供一人一人の実情に応じて、まずはこれをしましょう。次は、これをしましょうというように、順序立てていただける。そういう役割を担っていただいております。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。一応、見守りの流れと対応の仕方等、今、わかりました。

いわゆる、不登校が始まる、何らかの問題があり学校に行けない子供について、そのようにじっくり話を聞いてあげたり、専門的な一番いい方向を模索したりということで対応されているんだと思うんですが、一つ言えることは、それはあくまで専門的な立場対子供、そして大人対子供いうところでの関わり。

しかし、子供の場合は、適応指導教室を私たちが昔やった時は、子供対子供、同じ悩み、わかり合える子供と接する場所。そういう大人とか専門的ではなく、もっと広がりがあり合える友達。そういうふないろんな、そういう要素もあるのではないかというふうなことで、いろいろ昔ですね、そういうふうな要望をしてきた経緯もございます。

今、大人目線で見えますけど、学校に行けない子供の目線から見ると、友達がいると話せる、行けるといふふうなこともありますので、ここのスクールライフ支援事業を否定するわけではなく、これはこれで成果も出ていることと思いますから、素晴らしいことだと思いますんですが、今後、こういうふうな提案型等でも、今回もいろいろそのような団体も手挙げされているようなことも聞いてみますけども、そういう場所を持つ、持たないとは別に、何らかの事ができるんじゃないかなというふうなことも思います。

例えば、いろんなところで、子供食堂とかいろんなそういうふうな場も今ごろはありますし、いろんなことを今後とも、子供の目線、視点に立っても考えていくというところが大事ではないかということを感じましたので、そのあたりも考えながら、この支援事業、さらに幅を広げていけるように頑張っていっていただきたいというふうに思います。一応、要望ということで。

以上で終わります。

○委員長

ほかにありませんか。

○田邊委員

少し聞きたいところがありますのでお願いします。

先ほども、191ページなんですけど、学校施設老朽化状況調査委託料600万円の件ですが、これは政府が防災、減災国土強靱化のための3カ年緊急対策。これ去年の12月に閣議決定したところからの流れなんですか。それとも、そもそも前から考えていたところなんですか。

○太田教育総務課長

ただいまの御質問でございますが、ただいま議員さんが御紹介のありました防災等に関するものの流れにあるものではございません。

これにつきましては、国のほうが各公共施設の整備をするに当たり、全国的に長寿命化計画を策定をするということの流れでございます。文部科学省が平成27年3月にインフラ長寿命化計画を示しておりますので、教育委員会としましては、これに基づき学校施設の長寿命化計画を策定するものであります。

以上でございます。

○田邊委員
理解しました。

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑：

○仲山委員

お願いします。小中学校のコンピューターの更新のことです。小学校のほうは197ページ、中学校のほうは201ページですか。これは、小学校のほうはデスクトップからタブレットへということ、それから中学校のほうはデスクトップの更新かと思いますが、その確認と、各校全てなのか、数量だとか生徒の数に対してとか、何か決められた、今回計上した内容になった経緯というか、そのあたりのことについて、お伺いできますでしょうか。

○太田教育総務課長

まず、更新の内容でございます。

小学校におきましては、今までデスクトップ型で対応しておりましたけども、国の整備方針等におきまして、当時、小学校ではカード式のコンピューターの導入を積極的に検討することということがありました。こうしたことから、タブレットでありましたら、動画撮影や写真撮影、あわせて動画編集などもできますので、そういったことを勘案いたしまして、小学校におきましては、デスクトップ型からタブレット型に変更しております。

中学校におきましては、以前もデスクトップ型でありましたが、このたびの更新もデスクトップ型としております。

その理由でございますけども、中学校では、美術、家庭科において、プログラミング等の授業があるなど、コンピューターを活用していく必要があります。あわせて、高校進学あるいは就職のことを考えると、基本的な、そういったコンピューターのスキル、こうしたものを身につける必要があると考え、中学校においてはデスクトップ型の導入としたところでございます。

それと、数の御質問がございました。数につきましては、これは、児童生徒の数でなく、整備するのは各学校における1教室当たり最大の児童生徒数の数を各学校に備えるということにしております。よって、大規模校だから多くなるということではございません。

数でございますが、例でお示しをしますと、室積小では36台、浅江小も同様の数ですね。ただ、少し小規模校になってきますと、1クラス当たりの人数が少ないことから、例でお示しをしますと、周防小学校では15台、岩田小では26台程度、合計で小学校におきましては、児童生徒用としては270台、中学校におきましては、大体34、5台を各学校、更新する予定にしております。全生徒の更新のコンピューターは172台を予定をしてお

ります。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。最大授業人数を勘案してということですね。これ、小学校のほうはデスクトップからタブレットへということで更新なんですけれども、生徒用のデスクトップのコンピューターというのは残すというか、何台かはある状況になるんでしょうか。それとも、まるっきり無くなってしまおうんでしょうか。

○太田教育総務課長

ただいまの御質問は、小学校におけるコンピューターのことと理解してお答えさせていただきますと、児童が使うコンピューターに関しましては、リースでありますので、一旦リースを切るといふかたちで新たな物にいたしますので、基本的には、児童が使うデスクトップ型のコンピューターは無くなるものと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

個人でコンピューターに親しむというか、扱うのは、家庭においてもできることだとは思いますが、まるきり無くなるのはちょっとどうかなって思うところもありますので、今後、ちょっと検討してもらえたらいいんじゃないかと。やはり、小学生であっても、デスクトップの機械というか、コンピューターを結構扱えたりしますし、特化して余り偏った成長がいいというわけではないでしょうけれども、やはり関心を持つところを伸ばしてやるというのも大事なことかと思っておりますので、そのあたりも御検討いただければと思います。

次に、先ほど活用について、中学校のほうではプログラミング学習、プログラミングの実習というか、そういうものが入ってくるのでデスクトップという話がありました。先ほど美術、技術の授業、授業というか、分野でということだったと思うんですけれども、実際に、教員の方、先ほどから多忙といえば多忙の中、教員をしていらっしゃる。新たにというか、プログラミングというのはちょっと一般の方にはなかなかハードルが高いというか、それなりに勉強しないと、力を入れてやらないとわからないようなところもあったりするかと思います。わかった上で簡単に教えるということが大事なんだろうけれども、指導側の指導力の養成ということについては、何か考えていらっしゃることはあるんでしょうか、32年度に向けて。いかがでしょうか。

○和田学校教育課長

御指摘のとおり、2020年度から小学校の学習指導要領にも児童がプログラミングを体験しながらコンピューターに意図した処理を行わせるための必要な論理的思考力を身につけることを目的とした、プログラミング教育が示されました。それに向けて、県教委が主催しますプログラミング的思考の意義、また質の高いプログラミング教育に向けた

授業の工夫・改善が図られるような研修が行われており、これへの参加を教職員もしております。

また、今年度は、夏季休業中におきまして、光市教育研究会の技術部会で3Dプリンターを活用した研修等も行っております。

また、プログラミング教育に対する具体的な実践事例が掲載されていますプログラミング教育ポータル、実践にすぐにつながるようなさまざまな資料や実践事例がありますので、これを紹介し、活用しながら、日々の授業を行っていただくような働きかけも行っております。

来年度につきましては、さらに研修の充実を図りながら、2020年度に向けて、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

その県教委のほうの研修等、大変参考になるんだと思うんですけども、多分、個人的にもかなり時間を割いて勉強しなければならないような状況が起きてしまうんじゃないかと心配はしております。

そんな中で、一部の学校で、市民といいますか、民間といいますか、の協力を得て、タイアップしながら、そのあたりを対処していらっしゃるという例があります。大変こう注目をしているんですけども、そのあたりの協力を一つ進めていくのが光の、そういった教育の特徴になっていけるのではないかと考えておりますので、研究していただければと思います。

あと、小学生のプログラミング的思考というほうの、これが非常になかなか微妙で難しいところだと思うんですけども、コンピューターに指示が出させるような論理的な思考を身につけていくというのは、必ずしもコンピューター使わなくても、ほかのことでもいろいろと教育プログラムを研究されているかと思っておりますので、それらも活用して進めていただければと思います。

あと、3点ばかり質問させていただきます。

小学校管理事務費195ページの上から3分の1ぐらいのところですか、そこに医薬材料費というのがあります。それと、小学校運営事業のほうのところにも医薬材料費というのがあります。これは、中学校のほうを見ますと、中学校のほうでは、そういう項目がちょっと目につかなかったんですけど、私が見落としていたらあれですけども、これは、どういったものなのか、保健室の薬剤なのかなんて思いながら、ただ、ちょっとわからないもんですから、教えていただければと思います。

○太田教育総務課長

医薬材料費の御質問でございます。

小学校管理事務費の医薬材料費、これは虫歯予防のためにミラノールを購入するための経費でございます。

委員さんの御案内にもありましたように、それ以外に197ページの小学校運営事業の

上から5行目ですか、医薬材料費があります。これについては学校で使う、保健室等で使う薬剤ですね、消毒用の液であったり、カット絆であったり、体温計、こういったものはこの費目から出しております。

中学校も同様でございます、199ページを開いていただければと思います。

199ページの下段のほうに、中学校運営事業がございます。その5行目に医薬材料費がございます。これも、小学校費と同様に保健室等で使います医薬材料を購入のための経費でございます。

以上でございます。

○仲山委員

了解しました。ありがとうございます。

次に参ります。小学校整備事業、予算書197ページの上の段の最後ですか、10行目あたりになるかと思えます。

小学校整備事業、中学校整備事業ともそうなんでしょうけれども、毎年、その翌年にやる工事の分が設計委託料として上がっているように見えていたんですけども、このたび、小学校整備事業のほうの設計委託料が上がってないというところで、再来年の工事のための設計が上がってないという状況なのか、ということは再来年の工事がないと、その辺の事情についてお伺いできればと思います。

○太田教育総務課長

整備事業についてのお尋ねでございます。

エアコン整備事業を31年度に繰り越すために、学校施設整備費には多大な経費を要することとなります。こうしたことから、平成30年度に設計した5校、これは、室積、光井、三井、周防小学校と光井中学校であります、これらのトイレ改修工事を平成31年度に実施することは、なかなか厳しいと判断いたしまして、トイレ改修工事については、3校の室積、光井、三井小学校としております。

お尋ねがありました、小学校整備事業において設計費が計上されていないことから、32年度に工事は実施しないかといったお尋ねでありますけれども、次年度以降の予算のことになりますので、ここで明確なお答えをすることはできませんけれども、教育委員会としましては、31年度に工事を行わないこととした、既に設計の済んでおります、周防小学校、光井中学校のトイレ改修につきましては、翌年度、平成32年度に優先して工事ができるように努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

理解できました。ありがとうございます。

最後、もう一点です。AEDの借り上げ料についてです。小学校管理事務費のほうは195ページの下から4行目ですか、中学校のほうは199ページの下から10行目あたりになります。

学校の数が変わってないんで、各校に配る数が変わったのか、あるいは単価が上がったのか、よくわかりませんが、金額がちょっと大きく上がっております。その辺の事情について、お伺いできればと思います。

○太田教育総務課長

現在、借上げを行っておりますAEDにつきましては、平成26年12月から平成31年11月の、5年間の長期継続契約で行っております。契約期間が満了することから、新たに入札の長期継続計画を来年度、31年度に行う予定であります。更新後の額は未定であります。

見積もりを徴した上で予算化をしております。予算はこうした状況となっておりますが、入札を実施した場合には、これよりも安価になることが想定されるものというふうに考えております。

以上でございます。

○仲山委員

事情はわかりました。ちょうど切りかわるときに何か上がるような要因がほかにこう、機種、何かレギュレーションが変わったとかでそういうことになっているんだとしたら、これから続々、ほかのものも高くなっていくのかと心配をしたんですけど、そうではないということがわかったので安心しました。

以上です。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○岸本委員

それでは、1問ほどさせていただきます。

ページが197ページの下から6行目、就学援助費3,700万円、それと、ページ数が201ページの中学校の就学援助費3,280万円について御質問いたしますんですけど、この予算は、大体、生徒何名につき幾らを予算としてとられているのか、わかればお願いいたします。

○太田教育総務課長

就学援助の質問でございます。

まず、生徒数につきましては、31年度が3,900人弱を想定しております。その認定児童数が、小学校におきましては500人程度、中学校におきましては270人程度を想定して、予算計上しております。

以上でございます。

○岸本委員

今の子供の貧困化というのがよくニュースに出ておりますけど、本市の子供の貧困化

というのは今から進んでいくのか、それともどのようになっているのか、どのような予想をされているのか、わかれば教えてください。

○太田教育総務課長

ただいまの御質問でございますが、経済状況や雇用の関係がございますので、やはりそういったことが大きな要因になってくると思われまますので、なかなか、ただいまの御質問に関しましては、教育委員会所管で答えることは困難でございます。

○岸本委員

そしたら、31年度の予算というのは、30年度の予算に比べてこの援助費というのは増加しているのでしょうか。どのようになっていますでしょうか。

○太田教育総務課長

予算の計上に関しましては、中学校費におきましてはほぼ同額、小学校費におきましては若干の減となっております。

以上でございます。

○岸本委員

はい、わかりました。ありがとうございました。

○田邊委員

では、お願いします。学校管理費、197ページをお願いします。

小学校整備事業なんですけど、30年度もこれはありました。31年度、この予算は1億740万円ということで、30年度の当初は1億1,204万円でありました。このトイレ改修事業、先ほども説明は聞きましたけど、これはトイレの洋式化と屋上防水工事ということで、5校の予定が3校になったというところも聞いてはおりますけど、全てにおいてこの工事は、そういった、この2つ、洋式化と屋上防水の予算ということでしょうか。

30年度は、温水シャワーとか何とか、ああいうのもあったような気がするんですけど、温水シャワーはどういうことやったのかなと思うんですけど、お願いします。

○太田教育総務課長

小学校整備事業で、昨年度は温水シャワーを予算計上しておりましたけども、本年度は予算計上しておりません。

ちなみに、小学校整備費で説明いたしますと、室積小学校、光井小学校、三井小学校のトイレ改修工事と上島田小学校の屋上防水工事、それと浅江小学校の教職員の駐車場整備費、これを計上しております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。駐車場の整備も入ると、それと、温水シャワーは今年度はないということも理解しました。

30年度、私も質問しましたが、これは加速度的に行うということでしたが、そういったところ、加速度的に行っている上での2つを先送りというかたちなんですけど、その辺の説明をお願いします。

○太田教育総務課長

教育委員会といたしましては、トイレの改修工事、これは重点課題として捉えて、早急に進めていくという考えに変わりはありませんが、エアコンの整備のために施設整備、施設整備に関しては多大な経費を要することになりますから、31年度のトイレ改修工事につきましては、先行委員にお答え申し上げましたように、一部見送っております。しかしながら、児童生徒の快適な教育環境整備、これは喫緊の課題でありますので、施設整備事業の中でも特にトイレ改修は優先して工事ができるよう、今後とも努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。年末に小中学校の施設、空調設備整備事業、これも重点事業で6億4,000万円を繰り越す、こういったものもあるというのは理解しております。しかしながら、30年度にはトイレ改修工事は行うと、加速度的に行うということなんで、現状の進捗状況、詳しく、もう少し詳しくお願いします。

○太田教育総務課長

トイレの改修についての進捗状況と理解して答えさせていただきます。

31年度に設計を行うものと、先ほど申しました、見送った工事、これを32年度に実施した場合、これを想定してお答えをさせていただきますと、まず、中学校につきましては、各校とも学校内のいずれかのトイレ改修が完了となります。

一方、小学校のほうでございますけども、これは6校については、いずれかのトイレ改修が完了というふうになります。32年度末で未着手となります学校もありますので、早期に継続的にトイレ改修には着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

30年度はそういったトイレの洋式化が論点というか、各自治体で、光市が大変遅れているというかたちで、こういうふうに予算をとってやられたというのもわかりますけど、それと、昨年度の猛暑のときに、それで国の補助によって空調設備もやるということで、大変なのは重々わかるんですけど、30年度の実績においてトイレの改修設計を5カ所行い、結果的に2つを先送りしたというところが、私としては少し気になるところであります。32年度末には計画して、そういったものも大分整備してくるというところなんで

しょうけど、トイレの洋式化、こういった改修工事は学校整備の重要案件であります。この概要の中にもありますので、ぜひとも早急に取り組むべきと考えて、お願いします。トイレは以上です。

続きまして、197ページの中段あたり、外国語向上指導派遣委託料なんですが、916万9,000円、これについては30年度は669万1,000円でしたが、247万円ほどの増額であります。これについて、これは人員増によるものですか、それとも何か設備等によるものなのでしょうか。お願いします。

○和田学校教育課長

外国語補助指導員派遣委託料について、お答えをいたします。

先ほどもお答えしましたけれども、平成30年度は高学年、週2時間、年間70時間のうちの35時間にALTの派遣をしておりました。31年度からは、週2時間とも年間70時間の全ての時間にALTを派遣することから、増額となったということでございます。

以上でございます。

○田邊委員

強化した、そうした英語を充実するために早期化で強化して、5・6年生の70時間というのは、そういったところで英語検定など、担任とかについては、そういったものは、教える側としては必要になるものなんですかね。

○和田学校教育課長

小学校における外国語教育は、基本的に学級担任が指導するというかたちになっております。現在、英語、中学校や高校の外国語の免許を持った教員も増えてきてはおりますけれども、現在、小学校の普通免許の教員がほとんどでございますので、今後も小学校の免許保有者がこの外国語教育を行っていくというふうに認識しております。しかし、やはり外国語教育というものは大変重要なものがございますので、これまでも取り組んでまいりましたけれども、教員の外国語教育についての資質向上、それに向けての研修を重ねてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

すみません。先ほどの答えになっていなかったような気がするんですけど、先ほどのは委託料の人員が増えたということで理解します。

続きまして、ALTと教職員、この70時間なんですが、外国語、この役割は、今、担任が行うということなんですけど、ALTはその70時間の中には入らないんですか。それとも入るんですか、そのALTの授業のこの中に。そこがちょっとまだよくわからないんですけど、お願いします。

○和田学校教育課長

まず、学級担任がこの外国語、3・4年では外国語活動、5・6年では外国語科を担当します。そこにALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャー、いわゆるALTが入って2人で授業を行うというかたちになります。

そのALTの役割としましては、担任とALTがデモンストレーションのように英会話を行う、それを子供たちは英会話のモデルとして捉える、また子供自身がALTと会話をする、そのような取組みの中で子供たちが直に生の外国語に触れることができると、そういう授業形態を今進めているところでございます。

以上でございます。

○田邊委員

広報ひかりにも特集で何ページも組んであったので、いろいろ、意見なんかもいろいろ出ていました。これについては、いわゆるグローバル化を求めて、やはり教師側もまた小学校の児童の側も大変とは思いますが、こういったところで、平成32年度から実施されるこの新学習指導要領に示されている英語教育、この早期化、また小学校、高等学校の英語の教科化に備える予算の増額について、先ほども理解しました。小学校での英語教育が必要な教師の英語力、この研修体制を整えて、安心な授業が今後ともできることをお願いしておきます。

このイングリッシュプラン光については以上です。

続きまして、私が一般質問で取り上げた特別の教科道德のところなんですけど、恐らく、201ページをお開きください。

先ほどから説明を受けているんですけど、201ページには中学校の、あるんですけど、この義務教育教材等購入費、また教師用教科書指導書等の購入費、こういったところにあるんですが、特別の教科道德としての予算計上が項目にないというところはあるんでしょうか。それとも、この中に含まれるわけなんですか。

○太田教育総務課長

特別な教科道德でございますけども、小学校においては平成30年度から、中学校においては平成31年度から実施となります。

児童生徒が使用する教科書については、これは無償配付されるものでありますけども、教師用教科書と指導書、これについては購入していく必要があります。本年度は道德の、中学校の教師用の教科書と指導書購入をする必要があります。予算書でいいますと、先ほど御案内がありました、201ページの中ほどの中学校教育振興事業のこの一番下ですね、教師用教科書、指導書等購入費、これが58万1,000円ほど計上しておりますけども、このうちの28万1,000円をこれらの経費として計上しております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。予算の面はわかりました。

これも担任の先生が教えるということになっておると思うんですけど、この教職員の

研修会などの準備、こういったものは予算にはないのでしょうか、あるのでしょうか。

○和田学校教育課長

この特別の教科道徳に係る教職員の資質向上に向けた取組みに対する予算化ということは現在行ってはおりませんが、ただ、従来行ってきております、教育委員会主催の研修会、それにつきましては、講師を招聘したり、また道徳教育推進教員というものがございしますが、そのものの研修を図りながら、各学校におきまして、道徳の授業づくり、また道徳の評価についての取組みが充実するように研修を重ねているところでございます。

また、本市の若手の教職員で組織しております自主研修会というものがございしますが、その場におきましても、自主的に、約50名程度の教員も参加しまして、研修に励んでいるところでございます。

今後も、小学校は既に始まっておりますし、中学校も始まっていきますので、この特別の教科道徳の授業の質の向上に向けて、まずは教職員の授業力というものを上げていかなければいけないと思っておりますので、それに向けた取組みをより図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。

自主研修会などを開いているというんですけど、何回ぐらい開いておりますか。

○和田学校教育課長

この自主研修会自体は、教職員の自主的な運営ですので、定期的にとということではございませんが、ほぼ1カ月に1回程度は開催しているというふうには聞いてはおります。そのうちの1回ほど、道徳に係る研修を行ったというふうに聞いております。

以上でございます。

○田邊委員

まあ、今から問題がいろいろ出てくるんかもわからないところではありますが、1回の研修ですぐ、そういった評価になるというところもちよっと気になるところですけど、教師の多忙化もあるし、そんなに文章の中の範囲で教師を縛るというのも難しいかなとは思ひ、先ほどの、教師の多忙化によって時間管理もするということもいろいろな問題もあるので、これが少ないよというのも、私もまだ、どうも思わないんですけど、今後とも教育基本法、また学校教育法に基づき適切にお願いをします。

以上です。

○森重委員

1点だけお聞きします。195ページです。

先ほどちょっと医薬材料費で虫歯予防のミラノールがちょっと出ましたので、お考え等ちょっとお聞きしておきたいと思えますけれども、124万7,000円とフッ化物洗口委託の39万6,000円、合わせて160万円弱、160万円ですかね。これは、前回の委員会等では、これはもうちょっと時代にちょっともうそぐわないんじゃないかという御意見もあつたりしました。

実際に、でも、これ、光は長く取り組まれて、乳歯から永久歯に変わるときにずっと予防でフッ素を学校を通して、指導しながらやってきたという歴史もございますけれども、そのあたり、これはやはりしっかり検証していただいて、やるべきものだったら、ちゃんと付加価値をつけて、お母さんたちからありがたく思われるぐらいの取組みにしていだきたいというふうに思うんですよね。でない、と、やっぱり、どこもここもやっているものでもないですし、一番、大事な歯のですね、これ、中学校でもやらない、小学校でやるわけですが、そのときにそういう指導をする先生方の手間や取組みのいろいろ面倒といえ、そういうこともあると思うんですけれども、そのあたりをちょっとお考えをしっかりと聞きしておきたいと思えます。

実際にどうなのかというのは、それぞれ歯科医師さんのほうの、お医者さんの考え方もありましようし、さまざまなこの見方があるんだと思うんですけれども、光市としてその辺もしっかり、これ確かに、事業仕分けではBか何かで、検討していこうという欄にも上がっていたようなこともありまして、ただ、時代がどういうふうになっていて、このそのものの取組みが今即しているのかどうかというふうなことは、やはりしっかりとしたものを見証していただきたいというようなこともございますので、県内の状況等をちょっとお聞きできればと思えます。予算のときですから。

○和田学校教育課長

ただいまフッ化物洗口についての御質問でございますけれども、本市のこの、いわゆるミラノールの洗口の歴史は古くございまして、昭和47年から始まっております。市のほうが助成をして、全市的に始めましたのが昭和52年であるというふうに認識しております。それ以来、本市、これも当初から特色ある取組みの一つであるというふうに認識しておりますが、この取組みによりまして、毎年、年度初めに健康診断が行われます。その中で歯科健診もあります。そのデータを見ていきますと、齲歯、いわゆる虫歯の数ですけれども、他の市町と比べましても少ないというデータが出ております。これも、この取組みの成果の一つであろうというふうに認識をしておるところでございます。

昨年度ではございまして、光市の12歳児の1人の平均の齲歯の数が0.61という数が示してございまして、成果が上げられているのではないかと考えておりますし、また県内において、このフッ化物洗口を実施していない市からも、光市の取組みについての問い合わせもありまして、今後、導入に向けて動きをつくらうとしている市もあると伺っているところであります。

今後とも、本市の特色ある取組みの一つとしまして、光市歯科医師会の皆様の御指導のもとに、また保護者の理解を十分に得た上で、この歯科保健活動の活性化を一層進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○森重委員

しっかり歯科医師会さんとも連携とりながら、やっぱり光の子供たちの歯も、そういう時期が大事ですから、そういうときにしっかり恩恵をこうむっているということ、親たちが認識をしていくということが大事だと思うんですね。ただ、昔からやりよるからやろうというのではなくて、それによって、おのずと、知らぬうちに、学校でも手間をかけていただいております、歯も守られているというふうなことがしっかり、同じ事業をする中でそういう付加価値をつけて、しっかり取り組んでいただくということが大事だと思いますので、ぜひ、よろしく願いをいたします。

以上です。

説 明：原田文化・社会教育課長 ～別紙

質 疑：

○林委員

1点ほどお尋ねいたします。

204ページの青少年健全育成費のところでございますけれど、青少年健全育成費で予算対応されているかと思っておりますけれど、不登校は増加傾向にあり、一般質問でも私申しましたように、虐待などの事件も多く報道されております。

そうした中、家庭等に起因する教育相談について、どのように予算化されているのかお尋ねをいたします。

○原田文化・社会教育課長

教育相談についてのお尋ねでございます。

教育相談については、気軽にできる電話による教育相談、ヤングテレホンと通称で申し上げますが、それについてと、専門家による面接の教育相談のこの2つを予算化しております。

予算書の説明欄では若干わかりづらいのですが、電話相談に係る経費につきましては、予算書の207ページの説明欄の上から6行目、青少年健全育成事務費の中の同じく6行目の通信運搬費、ここで電話相談の予算を計上しております。

もう一つの相談であります専門家による面接教育相談につきましては、同じページでございますが、中ほどの青少年健全育成事業、これの2行目、講師謝金等の55万3,000円の一部を専門相談員の謝金に充てることといたしております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。ただいま電話相談と専門家による教育相談について答弁いただきましたけれど、近年の相談件数と専門家の体制はいかがでしょうか、お示しくだ

さい。

○原田文化・社会教育課長

まず、電話による教育相談でございますが、これは青少年センターの職員が対応しております。面接による教育相談につきましては、これはスクールソーシャルワーカー2名の方に対応していただいております。

件数的なものでございますが、今手元には3カ年の実績しかちょっとないんですが、電話の件数につきましては、27、28、29年度が、それぞれ21、18、32件となっております。

面接による相談のほうは、同じく27、28、29年度が、39、54、80件で、増加傾向が見てとれるというような感じでございます。

○林委員

ありがとうございます。相談件数が年々増加傾向にあるということでありましたけれど、ちょっと私、聞き忘れていたんでしょうか。先ほど御答弁いただきましたときに、講師謝金のところで、一部専門相談員ということが申されておりましたけど、それは何名でいらっしゃいますでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

スクールソーシャルワーカー2名でございます。

○林委員

2名で月何回の御相談でございますよう。

○原田文化・社会教育課長

月1回の相談で、4月はちょっと周知期間がございますので、5月以降毎月1回で、年間11回でございます。

○林委員

わかりました。それで、今、29年度までの電話相談と、そういう対面相談の件数をお示しいただきましたんですけど、年々相談件数が増加傾向にあると思いますけれど、御説明いただいた中で感じるわけですけど、取組み回数と体制で十分であるかどうかははかり知れないところでございますけれど、そこまで踏み込むことはできませんけれど、これだけ多くなると、体制とかいろんなことで、やはり不登校は大変重要な案件でございますので、少しでも改善できるような体制をとっていただければと思っております。

また、要望でございますけれど、真摯にお取り組みいただいているとは思いますが、今後ともしっかりとお取り組みいただきますようお願いして終わります。

○森重委員

1点だけお尋ねいたします。

予算書は209ページ、また当初予算はページ14ページ等に、協働事業提案制度の事業が上がっておりますけども、これで教育のほうでは、「ほっとカフェ」運営事業10万円で上がっております。これどのような取組みになるのか、ちょっとお聞かせください。

○原田文化・社会教育課長

この事業は、全国的に問題となっております不登校対策につきまして、市民団体からの提案を受けて取り組むものでございます。

不登校・不登校傾向の児童生徒に直接アプローチするというかたちではなくて、不登校・不登校傾向の児童生徒の保護者がほっと一息つける場所をつくり、保護者に寄り添うかたちで支援を行い、状況の改善を図ることを目的に、市民団体と協働で実施するものであります。

具体的な事業内容としては、過去に子供が不登校になった経験のある保護者と、現在不登校、あるいは不登校傾向の児童生徒を持つ保護者が出会える機会に交流できる場所を年3回設けるもので、お互いの交流やつながりを通じて、悩みを持つ保護者の心の負担軽減を図られることを目的としているものでございます。

以上でございます。

○森重委員

わかりました。市民サイドで、そういう同じ悩みを持つ同士の親御さん、保護者同士がいろんなところで情報を共有し合ったり、体験を語ったり、少しでもほっとできれば、また我が家に帰って子供に立ち向かう、その気持ちもちょっと余裕が出たりするんじゃないかというふうなことだと思いますけども、事業内容は今からしっかり煮詰められることだと思いますので、行政と民間のそういう市民力で、やはり今、現実に光市にあるさまざまなそういう問題に対して、自発的にこのような手挙げ方式だったんだと思いますけども、しっかり1年間、まず1年ですかね、やっていただいて。その後、すみませんけど、制度としてはどのようになるんですかね、1年間やってみて。

それを聞いていいのかどうか、違うんですかね。これは地域づくり推進課のほうになりますね。わかりました。じゃ、ぜひよろしく願いをいたします。

以上です。

○仲山委員

2点と、ちょっと追加で聞きたいことがありますので、お願いします。

まず、205ページの中ほどにあります社会教育総務事務費のところ、普通旅費のところ、2行目にありますけれども、普通旅費が昨年と比べて増額になっているんですけれども、このあたりの事情といいますか、内容をお伺いできればと思います。

○原田文化・社会教育課長

仲山委員おっしゃられました社会教育総務事務費の普通旅費でございますが、31年度

予算では、社会教育主事の資格取得のための講習に対して、一番近いところの講習が行われるのが広島大学でございますので、その旅費を職員1名分計上することによって、かなり額が増えておるというかたちです。

実際の講習日程等もまだ示されておらず確定してはいないんですが、従前の実績等を踏まえて積算した日数で、26万5,000円分が社会教育主事資格取得のための旅費でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。ちなみに、社会教育主事とおっしゃいましたっけ、この主事さんの役割というのはどういったものか、お伺いしてもいいですか。

○原田文化・社会教育課長

社会教育法に基づいて、教育委員会に置くこととされております専門職員でございます。地域の社会教育事業の企画とか実施、専門的な助言とか指導等なんかを通して、地域住民の学習活動等の支援を行うというような、一般的に言えば、そういうようなかたちでございます。

○仲山委員

ある程度経験があった上で、専門性がかなり要求されるという内容だということですね。わかりました。

次に参ります。

同じく205ページのその下のほうに、社会教育推進事業のところで、講師謝金が上げてございます。こちらのほうは逆に、昨年から比べて大幅に減少をしているんですけども、何か事業内容等変わったのか、その減少の事情を確認させてください。

○原田文化・社会教育課長

成人大学講座というのをずっとやっておりまして、これにつきまして指定管理者の更新の年に当たったことから、指定管理者の業務に含めました。そういうことで、指定管理者業務に含めたことで、この部分が14万5,000円の減額。

もう一つ減額の理由としては、少年少女セミナーの一部につきまして、謝金が不要の講師等を予定しておりますので4万8,000円、合わせて19万3,000円の減額となっております。

○仲山委員

事情わかりました。内容が減ったとかいうことではないということは確認できました。

教育相談の先ほど質問がありましたので、ちょっと私も気になるところがあるので聞いておきたいと思うんですけども、相談の実績というのが、今いじめであるとか不登校であるとか、その他発達障害だ、いろんな相談があるかと思えます。その辺の教育相談の実績の中で何か見えてくるようなことは、光市の事情というのはあるんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

内容的には、手元の資料には2つぐらいの分類しかしていないんですが、不登校とか人間関係に起因するものが約半分の相談であります。もう半分が行動とか学業、あるいは集団の不適応とか、そういう部分の相談でございます。

○仲山委員

昨今話題になっております暴力であるとか、そういったような話というのは、そういう細かい内容に関しては、まだここから今ちょっと読み取れない。これから多分、こういう相談の場でいろんなことが出てきて、相手にしていかなきゃならない内容というのが見えてくるようなところもあるかと思えます。

引き続き関心を持っていきたいと思いますので、情報また提供いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○田邊委員

207ページお願いします。

放課後児童クラブの管理運営事業もありますけど、先ほどの協働事業交付金のほっとカフェ、このことでも私も少し聞きたいところがあるんですが、よろしいでしょうか。

回数とどこの団体が行うかというところが少し気になっているところなんですけど、答えられる範囲でお願いします。

○原田文化・社会教育課長

回数につきましては、年間3回を予定しております。協働する団体につきましては、光まちづくりNPOでございます。

○田邊委員

わかりました。

続きまして、2点目、その下、放課後児童管理運営事業についての質問をします。

6,423万8,000円ということなんですけど、30年度は5,985万5,000円で、約438万円が増額されております。新年度において、賃金や雇用条件等の改定はあるかというところと、また嘱託職員、臨時職員の予定人数を教えてください。

○原田文化・社会教育課長

まず、賃金、雇用条件等でございますが、新年度において、賃金や雇用条件等におきましては、基本的に現時点での変更は予定しておりません。

もう一つお尋ねになられました職員の予定人員でございますが、放課後児童クラブ管理運営事業、この事業の中におきましては、パートの支援員49名分の経費を計上しております。もう一名ほど嘱託職員につきましては、費目が異なっていまして、205ページ

になるんですが、その説明欄の一番下の嘱託給、5人と先ほど御説明させていただきましたが、これのうちの1名の支援員分がここに計上されておるといことです。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。30年度の予算で質問したんですけど、30年度の10月以降、45名のパート、また3名の嘱託を考えているよというお答えがあったと思いますけど、そのあたりについてどうなんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

30年度につきましては、嘱託職員を4名分予算化して募集をかけました。募集をかけましたが、嘱託職員の応募がございませんでしたので、1名だけの嘱託につきまして継続するということと、31年度については嘱託職員は募集しないというかたちでの対応を考えまして、こういうかたちでの予算化としたところです。

○田邊委員

嘱託が1名から変わらないという考え方の予算化ということですね。

市のホームページを見ると、サンホームの支援員を募集しますというのがあるんですが、これは新たに募集するということですか。

この賃金形態では1時間当たり900円ということになっておりますけど、この予定は何名か、この募集において。それと、募集についての現状、今まで何名こういったものが募集について応募があったか、そういったところをお願いします。

○原田文化・社会教育課長

募集につきましては、年度末での退職者もございますので、6人程度の採用を見込んでおります。

お尋ねのありましたもう一点、現状でございますが、応募は昨日までで6名でございます。面接が全て終わっておりませんので、現時点での採用人数は未定ですが、ホームページアップ後につきましては、3人の応募があったところです。

以上でございます。

○田邊委員

6人程度で6名の3名ということですけど、そして今は採用の段階にあるというところで理解してよろしいんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

おっしゃられるとおりでございます。

○田邊委員

今はホームページにアップしておりますけど、それが6名決まり次第は、これは切るというかたち、それともまだまだ増員が必要というところではあるんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

パート職員総数で49名の確保が目標でございますので、それを一つの数字と捉えております。

○田邊委員

わかりました。

続きまして、サンホームの環境なんですけど、今の人数の基準と支援員の数は、いわゆる先ほどの放課後児童クラブの指針、そういったところに準じて適切な数なんですか、お願いします。

○原田文化・社会教育課長

厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に従いまして本市の条例を定めておりまして、基準どおり概ね40人以下を1支援単位、いわゆる1クラスということですが、そこに対しては支援員2人以上を配置というかたちで、国の基準どおりでございます。

設備のほうは、面積的には児童1人につき1.65m²以上というかたちで、国の基準を適用しておりまして、条例の附則で国の基準自体が参酌すべき基準でございますので、運営に支障がないと認める事業所については、当分の間適用しないというかたちでの附則をつけております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。31年度は、その児童は30年度より増加する傾向でしょうか。具体的にお願いします。

○原田文化・社会教育課長

現在、入所の申し込みを受け付けておる段階でございますので、ほぼ横ばいか若干増加するかぐらいの程度と推定しております。

○田邊委員

わかりました。ほぼ横ばいで、若干は増えるというところで理解します。

施設のことなんですけど、私が30年度に反対討論で、いわゆる室積以外のサンホームの4カ所あって、それ現在、トイレ和式1カ所、手洗い場が1カ所であるが、そういったものが4カ所ほかにもあるっちゃうということで、これをぜひとも改善してほしいという考えで訴えたんですけど、この指摘を今現ではどこまで改善したかということも、ちょっと気になることなんですからお願いします。

○原田文化・社会教育課長

校舎の中にあるサンホームにつきましては、学校のトイレを使わせていただいておりますというかたちでございます。

単独の建物のサンホームについては、そのサンホームのトイレというかたちなんです、和式から洋式への改修については、31年度につきましては、単独のサンホームについて予定はございません。

以上でございます。

○田邊委員

手洗い場の関係は、お願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田文化・社会教育課長

先ほど田邊委員からお尋ねのありました、サンホームの手洗い場の改修等の経費でございますが、31年度予算には計上しておりません。

以上でございます。

○田邊委員

30年度の議事録を見たんですけど、今後も引き続き各施設利用状況等の把握に努めて、状況把握に応じたできるだけ早期の対応に努める必要があると答えておるんですが、これについては。

31年度予算編成するに当たって、手洗い場の問題というのは考えなかったんですか。どんな感じで考えちゃったのでしょうか、その辺をお願いします。

○原田文化・社会教育課長

手洗い場といいますか、全体的なサンホームの管理運営面での現場の要望をお聞きしながら予算編成をしたというかたちでございます。

○田邊委員

現場の要望で、手洗い場が1カ所というところはお出なかったのですか。

○原田文化・社会教育課長

詳細まではちょっと記憶していないんですが、具体的にちょっと記憶がないです、その部分については。

○田邊委員

わかりました。サンホーム、今現状ではほぼ横ばい、また増えるというかたちという

ところなんですけど、まだまだ改善するところはあると思うんですよ。

それで、19年度からスタートする、政府のほうで、新・放課後子ども総合プラン、これはこういったものがあると思われるんですが、これは23年度末までに、全国で30万人の受け皿を整備する方針と示しております。

今後、適切な職員配置と資格基準等、これ守って子供たちの健やかな成長、安全、これを奨励規準に基づいた運営をするようにお願いします。

これ、予算上出ていないんですけど、私、昨年はずっと問題提起しました。そういったところで、やっぱりちょっと遅れているんじゃないかなと指摘しておきます、ここでサンホームは以上です。

続きまして、サンホームによく似たところなんですけど、209ページの教育支援活動促進事業、これについてなんですけど、31年度予算268万5,000円、30年度は286万7,000円ということではありますが、31年度の予定。サンホームではないんですけど、同じようなかたちで、地域と子供の協働みたいな感じのところの事業とは思いますが、その予定なんかを教えてください。

○原田文化・社会教育課長

教育支援活動促進事業の中身には、3つの事業がございまして、1つは放課後子ども教室推進事業。これにつきましては、30年度6地区で行っていたものを1地区加えまして7地区で行おうとするもので、子供たちが放課後や週末にコミセンや余暇教室等を活用して、地域住民の参画を得て行う体験や交流の活動でございまして。

2つ目が、地域学校協働活動推進事業。これは、子供たちの成長を支えて地域を創生する、地域学校協働活動を推進するために学校と地域をつなぐパイプ役、コーディネーターとして各中学校区に1名配置するものでございまして、この委嘱に係る経費等でございます。

3つ目の事業として、家庭教育支援推進事業というのがございまして、これにつきましては、家庭教育力の向上を図るため、地域人材で構成する家庭教育支援チームを設置し、子育て講座の実施とか、保護者のつながりを築くための事業の開催などに取り組むというような3本立ての事業でございまして。

以上でございます。

○田邊委員

3本立ての事業で、なかなか忙しいような感じもしますが、続いて下段の放課後子ども教室委託料、また新しく7地区に増やしたというところなんですけど、これは31年度予算で154万7,000円、30年度は171万1,000円、ちょっと減額をしているというところなんですけど、当初予算の概要についてで、また見直し及び充実している、星のマークがついていたんですが、これについては、22ページの一番下。

そういったところで、7地区に増やしたという意味が充実したということか、減額しているが、7地区に増やしたというところの意味合いをお願いします。

○原田文化・社会教育課長

委員おっしゃられるように、塩田地区、今まで取り組みがなかった塩田地区に、新たに教室が開かれるという部分は、確かに充実の側面がございます。

それと、それぞれの地区の委託料なのですが、これにつきましては、各地区から年度計画を出していただく中で、それを合計して決定しているものでございます。

ただ、年度計画を出していただく前に、それぞれの事業について、より工夫をして精査してくださいというかたちでの依頼はしておりますので、その部分が若干反映されているかなとは思っております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。予算を組む前、前段でそういったものを提起したと。そういったところで積算したら減額になったという理解でいいのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

おっしゃられるとおりでございます。

○田邊委員

わかりました。こういったものは、そういったことで、低コストでできるものなら、それはそのほうが私もよろしいと思います。

これについても、1地区充実して7地区となった、地域ぐるみで子育て支援をしている事業であると理解したので、今後、この事業、よろしく願います。

以上です。

○岸本委員

1問ほど御質問させていただきます。

予算書の207ページ、下から10行目ぐらい、成人式の集いについて記念品委託料とか、手話通訳委託料とか予算が上がっておりますけど、来年の成人式も同じようにされるんだと思いますが、この点につきましてお答えいただけませんかでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

成人の集いにつきましては、本市の場合は、従前から集いの企画運営委員会というのを開催して、その中で内容を決定して企画運営をしているところでございます。

内容的には、例えばステージでの中身とかも含めて、その中で決定されるというかたちですので、30年度の集いと同様なものかというのは、毎年催し等も変わっている部分がありますので、今の時点ではちょっとなかなかお答えいたしかねる部分があります。

○岸本委員

私、ことしの成人式、去年の成人式出席させていただきましたんですけど、特にこと

しの成人式、市長の挨拶のときに、酒に酔った若いしが壇上に上がりましたし、また光高のブラスバンドとの市民のブラスバンドの共同演奏のときに、何人かのやっぱり若者がステージの上に上がりまして、高校女子生徒のよいよ近くで騒いでいたんで、非常にすばらしい成人式、あれがなければ最高の成人式だったと思いますんですけど、ああいったことがあって、せっかく皆さんが委員会つくられて1年かけて計画されたものが、何かぶち壊れたような感じを受けました。

ですから、そこで委員会で、もし来年の成人式、またそういうことがあった場合、どのように対処していくのか考えていただければ幸せませす。

以上です。

○原田文化・社会教育課長

今おっしゃられたような部分につきましては、成人の集いの企画運営委員会で十分に協議検討する中で、よりよいものをつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○岸本委員

よろしく申し上げます。

説 明：原田文化・社会教育課長、穂山図書館長 ～別紙

質 疑：

○林委員

それでは、図書館費のところ、予算書では215ページ、予算説明資料では34ページでございますけど、図書館管理事業に図書館各種催しの金額が予算に見えていないというか、私がちょっと見えていないのかもしれませんが、概要等についてお示しいただいたらと思います。

○穂山図書館長

予算説明資料の34ページの図書館各種催しの内容についてのお尋ねと存じます。

図書館行事として講演会を継続的に実施しております。主なものが3つあります。子どもの読書活動推進に関する講演会を予定しております。それから、ボランティアの養成、研修の講座を予定しております。それから、夏休みでございますけど、本とつながる体験講座を予定しております。

主なものは以上でございます。

○林委員

先ほどちょっと申したように、予算書215ページの図書館管理事業というところで、今説明いただきました予算説明資料34ページの図書館各種催し、この予算はどちらに入るのでしょうか、ちょっとその点を、すみません。

○亀山図書館長

予算書のほうで御説明をいたします。

215ページの図書館運営事業でございまして、その中で講師謝金等7万円というところがございます。それから、先ほど申しました本とつながる体験講座は、講師謝金は要らない講師の方で、講師謝金等費用弁償8,000円が当たります。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。今のは了解いたしました。

ただいま光市立図書館におかれましては、皆さん御承知とは思いますが、読書で癒しをとということで、ビブリオセラピー「こころの処方箋」という事業を実施されております。私もお借りしたんですけれど、多分御承知とは思いますが、封筒の前面には、薬袋にちなんで内服薬って用法、症状と効能、あなたの症状、お悩みに効く本、いや、効く薬、本が入っておりますということで、私もお借りまして、その症状としては、毎日忙しくて、なぜというように思ってしまうということで、効能は、やさしい気持ちになりますと。どんな御本かなと中を見ますと、相田みつをの「人間なもの」という、やさしい、心が癒される本が入っていました。そういうふうなあなたの悩み、不安を読書によって少しでも軽くいたしますという、図書館のこういう取組みというのはとても素晴らしいなと驚き、とてもいい感じであると思っております。

私がPRすることもおかしいんですけれど、これの中にはまた癒しのカウンセリングということで、困りごと相談窓口に1人じゃないよっていう、何か心がすごく癒されるようなことも中に一緒に入れてあるわけなんですけれど、とても私もうれしく思っております。

そこで、このような取組みに大きくかかわれた当局の司書の方々、皆さん御一緒では思いますが、司書の方々は何人いらっしゃいますでしょうか。

○亀山図書館長

ただいま御紹介をしていただきました「こころの処方箋」は、健康増進課と図書館のタイアップ事業ということで、予算は封筒代を健康増進課が持つておるものでございます。

本館の図書館の司書は現在7名でございます。

先ほどの本の選定や処方のことについては、健康増進課の職員もかかわっておりまして、そこで協力して図書館においていただけるような、興味がわくような、また、お悩みの方が少しでも解決に導かれるようなことができたらということで実施しております。以上です。

○林委員

ありがとうございます。

この取り組みは3月31日までということになっておりますけれど、年間を通して、また来年度にはどのような催しを計画されているのでしょうか。

○亀山図書館長

この「こころの処方箋」については、平成26年に始まっておりまして、継続して実施をする予定としております。

ただ、袋の中に本を入れますので、利用者の方がこの本を読みたい、借りたいという方がおられたときに、その影響等も考えまして、この時期に予定をしていく考えでございます。

○林委員

継続していかれるということですのでよろしいわけですね。

○亀山図書館長

年間を通してこの事業の実施はちょっと困難でございますけど、時期を見て1月程度であれば継続して実施していきたいと考えております。

○林委員

ありがとうございます。ほかにも目新しいと言うとおかしいですけど、このようなことを来年度は取り組んでいくよ、という計画があればお願いします。

○亀山図書館長

図書館とのタイアップ事業についてのお尋ねと理解しておりますが、人権推進課であるとか、それから先ほど予算のところもありましたが、ブックスタート事業で連携をするであるとか、もちろん企画、シティセールスのあたりとか、それからさまざまところからタイアップしたいという申し出がありましたら、できる範囲で協力していきたいと考えています。

○林委員

ありがとうございます。この「こころの処方箋」という事業は、私もお伺いして、真正面に掲示してあって皆さんが見やすく、とってみたい、お借りしてみたいという、また、袋の中に何が入っているんだろうという、またそこに楽しみもあつたりしますけれど、やはり図書館に市民の方々、地域の方々、皆さんが足繁く通っていただく、その一助になればと私はとてもうれしく思っておりますので、今後ともどうぞいろんな面で御検討いただきながら、前へ進めていただきたいと思います。

終わります。

○森重委員

ブックスタートをちょっとお聞きしたいと思うんですけど、予算書は215ページの先

ほど消耗品のところで340人分の袋代というふうに言われました。また、当初予算のほうではブックスタート事業で41万8,000円というふうに上がっておりますけれども、これは消耗品は袋代、本代というのは、これは図書購入費のほうに入る、そのあたりは、ちょっと全然わからないので。

○樺山図書館長

ブックスタートの予算については消耗費に入ります。その中で、絵本で、すみません、ちょっと言葉が間違ったかもしれません。消耗品費でございます、図書館運営事業の消耗品費206万7,000円の中で、その中でブックスタート事業にかかわる340人分の図書、それから袋などの予算が入っております。

以上です。

○森重委員

340人分、年間、これは生後2カ月以降ということで配付されるんですね。これはですから所管の健康増進課というか福祉のほうともしっかり連携されて、新たな取組みをここでされるんだと思うんですけれども、図書の選定、また、訪問時どのようなお渡し方をするか、そのあたりのことがわからないですか。

○樺山図書館長

ブックスタート事業の概要をお尋ねだと理解いたしましたので、説明をいたします。

目的は、先ほど申し上げたとおりでございます、実施に当たっては、図書館、子ども家庭課、健康増進課が連携を図りまして、母子保健推進員の皆様の御協力を得ます。その推進員の方が対象の御家庭に訪問した際に、ブックスタートの趣旨をお伝えしながら絵本を配付していただく予定としています。

配付の対象は、平成31年4月1日以降に出生し、光市に住所を有する生後2カ月に達した乳児といたしまして、絵本を1冊配付するとともに、絵本を開く時間の楽しさを伝える冊子と図書館バックとしても活用できる布製のバックを配付する予定としています。

本の選定については、図書館の司書であるとか、3課連携になりますので、また、母子保健推進員さんの意見も聞きながら1冊を選定していきたいと考えています。

○森重委員

ありがとうございました。金額的にはそう大きなあれじゃないですけれども、各所管が連携してしっかり相乗効果を持ちながら、お互いに図書館にとっても、また、健康増進課、母推さん、訪問される方等を通して効果は大きい事業になると思いますので、ぜひ連携してしっかりお取り組みをよろしくお願いします。

毎年これは消耗品としてやられるということですか。

○樺山図書館長

毎年、消耗品の予算をとりまして、継続して実施をしていく予定でございます。

○森重委員

ぜひよろしく。袋もどういうふうな物かわかりません、きゅっとちゃんが載るのか何かわかりませんが、大いに考えていただいて、うれしい物をよろしくお願いします。

以上です。

○仲山委員

私が聞きたいことが、3点、4点ぐらいですか、もう一つあった、ブックスタートも含めて。ブックスタートのこともちょっと聞きたいことがあったので、これも聞かせていただこうと思います。

今、概要に関しては理解できました。ちょっと気になるのが、絵本に関しては全員に同じ絵本を配るのでしょうか、それとも何種類か選定されてというようなことがあるのでしょうか。

○穂山図書館長

本の選定についてですが、最終決定をまだどの本という選定をされていませんので、1冊にするのか、何冊かの選択肢があるのか、どちらがいいのか、それはやっぱり協議して1冊決めるということで考えています。

○仲山委員

ありがとうございます。皆に同じ本が届くというのもいいかもしれませんが、何が来るのかわからないというか、隣と、知り合いと同じ本があるというのも一つはいいことかもしれませんが、違っているのもまたいいかなとも思いますので、期待しております。

予算書の211ページの上のほうに当たります文化保護事業の中の、先ほど説明にありました文化財看板補修等委託料ということで、40万円上がっております。説明では、女台場の表示板が、看板がどうやら傷んでいるので立てかえるということかと思うんですけども、これは仕様が何か決まっているものなのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

基本的には、説明板の内容については変更はないと思っています。大きさとかそういうかたちでございましたら、それもほぼ同じ大きさの物を今は考えております。特段このぐらいの大きさにしなきゃいけないとか、そういう規制はないと思います。

○仲山委員

これは史跡か何かで指定を受けているために、例えば県内共通の何か仕様があるとかそういうことではないですか。

○原田文化・社会教育課長

女台場につきましては、光市の指定の文化財でございますので、県というレベルではちょっとございませんので。

○仲山委員

これは先々できればそういう表示について統一した表示になっていけばいいなということは期待するところなんですけれども、今回の表示のやり替えというのは、僕は、これ1カ所ではなくて数カ所あちこち傷んでいる物に対してやるのかと思っていましたので、そういうときには特に気にかけて進めてほしかったんですけれども、1カ所ですからいいというわけではないんですけれども、市内のそういった文化財の表示に関して、こういう看板は文化財なんだなとわかるような、あるいは、ひょっとしたらもっとトータルに案内表示のその一端になるんだという意味もあると思いますので、後でその仕様でこれから文化財いけるような仕様で立てられたらいいなというふうに思います。

ただ、大変一気に、1カ所にしては随分いいお値段が上がっておりますので、ちょっとどうなのかなと思って聞いてみました。

○原田文化・社会教育課長

先ほどの予算の説明のときに代表的な女台場を挙げてさせていただいて、等というかたちで御説明させていただいたんですが、もう一つございまして、クサフグの産卵地の看板の撤去費用がこれの中に入っております。

○仲山委員

そちらは撤去なんですか。

○原田文化・社会教育課長

クサフグの産卵地の看板は、以前、杵崎海岸のほうに下りておりました所の入り口の所にあったもので、現在、陸路から杵崎海岸のほうに下りることができませんが、傷んでおまして、ちょっと紛らわしいとか誤った誘導になりかねないとかいう声もございまして、撤去するというかたちでございまして。

○仲山委員

理解しました。そういうことですので、これから表示に関しては、これが見本となるのだと思って、今後の改修のときのことを考えると、ここまでお金をかけてしまうようなものでないほうがいいかなとは思いますが、ちょっと考えていただければと思います。

次に参ります。文化センターのLED照明導入ということが、概要のほうでは16ページ、予算書のほうでは211ページになりますか、入っております。こちらのほうは、展示室ということが挙げてあったんですけれども、展示室のみなんでしょうか、全館なんでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

文化センターには4つの展示室がございます。LED化を考えておるのは、1階、まず入られて右側にある広い展示室、それが1つでございます。2階はそのちょうど真上の所がよく美術展なんかをする展示室、それと、その反対側の歴史民俗資料等が展示してある所と、その対になっている所の自然史展示室、展示室について全て替えようと考えております。

○仲山委員

これまでホールの展示がどうも見に比べてぱっとしないなと感じるのが照明の影響も結構大きかったように思うんですけども、貸館としてギャラリーを、ギャラリーというか展示室を貸す場合もあるのかもしれないので、その辺も考えると、貸すんですね、あれね。ですから、考えておかなきゃいけないなと思うんですが、照明器具の検討ということで、去年お伺いしましたときに、やっぱり文化財や美術館の、美術品の展示照明ということなので、変色性であるとか、紫外線のことであるとか、十分考慮した上でということが挙げられておりました。

そこで、可變的に展示する物が変わっても対応できるようなかたちで、多分、配線、ダクト、ライティングレールで、ダクトで位置を変えたりとかいうことになっているんだと思うんですけども、そのあたりはちょっと完成してみないとわかりませんが、計画のほうではしっかりと検討なさっているのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

特に2階、よく使われる2階の美術展示室については、今まで照明が1列であった物を3列にしまして、柔軟な対応ができるようなかたちで設計ができております。

○仲山委員

それが気になっていたんです。ありがとうございます。対応していただいているようなので安心しました。

多分、可變的に使うという意味では、ダクトに取りつけられる照明器具は、年次的に、できれば何通りか多分必要になってくるんじゃないかと思われまので、そのあたりも、一回替えればそんなに何年かでだめになっちゃうような物ではないので、充実させていただければと思います。

次に、伊藤公資料館の映像リニューアル事業についてです。

これは、213ページなんです、予算でいくと。概要のほうの20ページ、予算説明にも上がっております。先ほど話がありました2カ年で総額、これ上限だと思うんですけども、1,500万円という、ちょっとそういうものの金額としては大き目だなというふうに感じるようなものなので、これも確認をある程度しておこうかなと思います。

原則的にこれはソフトとハード、両方の金額の合計かと思いますが、映写機というか、映像を映したりとか音響であるとか、そちらのほうのウエイトというのはどれぐらいのものなんでしょうか。余り細かい数字じゃなくてもいいですよ。

○原田文化・社会教育課長

ちょっと細かいところまではお答えしかねるのですが、プロポーザルを考えておりました、その提案内容によっても変わってくると思いますが、たしか映像が1,000万円程度ぐらいだったとちょっと記憶しております。ですから、残りが機器でございます。

○仲山委員

わかりました。機器が3分の1程度、映像制作のほうは1,000万円と。これ本当に大ざっぱで、またこれからプロポーザルということですので細かいことまでは決まってないのかもしれませんが、どういった映像、どういった規模というか時間というか尺といいますか、どの程度のものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

10分程度の長さの物を2本考えております。間に、なかなか今までのであれば通して時間が長いとかいうことがありましたので、間の映像を入れて、最終的には3本というかたちで考えております。つなぎの映像でございます。

○仲山委員

ありがとうございます。これだけかけるのですからかなりいい物にはなるんだろうと思いますが、これは原則的には静止画とセリフとかいうようなものではなくて、つまり動画としてつくられるというふうに理解していいですか。

○原田文化・社会教育課長

動画というかたちで考えております。

○仲山委員

わかりました。ありがとうございます。

またもう少し具体的にプロポーザルのほうで見えてきたら、またそのあたり、期待して見ていきたいと思っております。

もう1点、伊藤公資料館の管理運営事業、予算書では213ページの上から10行あたりでしょうか、公園管理委託料というところで、先ほど説明で通常の公園の管理の費用と看板の更新ということの話が出ておりました。

昨年と比べて少し金額が上がっているあたりは、看板の更新というところがかかわっているのでしょうか。その看板というのは、どういったものを差しているのか教えていただけますでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

委員おっしゃられるように確かに看板の更新というのがございます。生家の横にある看板なんですけど、生家の右手のほうに。実はあの看板から猫がかやぶき屋根に飛び移り

まして、かやぶきのほうが傷んでおります。その看板自体も老朽化しておるといふかたちですので、それを移設を含めて更新するというところでございます。

それともう1点は、生家の近くの樹木、これも風通しが悪いのはかやぶきには適さないということで、それを移植するという部分と、あともう一つは藤棚の整備、この3点が新規で上がっていきまして、その部分が総予算を押し上げるような要因でございます。

○仲山委員

ことしの事情わかりました。猫とはちょっと驚きましたけど、はい。ありがとうございます。

以上です。

○田邊委員

211ページ、先ほどの文化センター整備事業をちょっともう一度聞きたいんですけど、公共施設におけるLED照明の導入、省エネによる光熱費の削減と書いてありますが、これの費用対効果なんですけど、光熱費が1年間どれぐらいかかっていたのかということとかがわかれば教えてください。予算的に670万円ということなんですけど、その辺が積算したときの、この事業を決めたに当たっての考え方、お願いします。

○原田文化・社会教育課長

LEDと現在の照明であります蛍光管を比べると、種類にもよるんですが、約半分程度の省エネになると積算されます。

文化センターの光熱水費ですが、光熱水費ですから電力だけではないんですけど、現状、年間200万円程度かかっております。

ただ、この50%というのは照明に関して50%ですので、この200万円に対して50%ということではございません。

○田邊委員

わかりました。そういったところで、200万円、約でいいです、どれぐらいかかるもので、この事業をどれぐらいでやるということなんですけど、まあ今後もこういったかたちでLEDに向けていくとは思いますが、そういった費用対効果をお願いします。

以上です。

○仲山委員

確認だけ、確認をさせていただきたいと思うことがあります。213ページの下の方、市民ホール費のところですが、市民ホール管理運営事業として項目が上がっております。これまで市民ホール整備事業という項目もあったかと思っております。その中で先ほどの小学校なんかと同じように設計委託が上がり、それで整備内容がありということになっていたかと思うんですけど、ことし、ここにそういう項目がないということについては、ホールに関して整備する、設計して整備するような工事だとかいうものが今現在ないと

いうふうに理解していいのでしょうか。

○原田文化・社会教育課長

31年度としては、当初予算としては予定してないということです。

○仲山委員

了解しました。ということは、設計して、大抵、工事に入るということは、来年度も工事はないというような状況と理解していいのでしょうか。突発的なことは除いてですけど。

○原田文化・社会教育課長

30年度に空調の関係の実施設計をしております。それについて今後いつ実施するかについてはちょっと未定です。

以上でございます。

○仲山委員

今の財政というか、状況はわかりますので、事情はわかりますので、設計委託、去年あった設計した分に関しては施工を一旦凍結、といったような事情は理解しました。ありがとうございました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田文化・社会教育課長

すみません、先ほどの説明で、1件ほど訂正をお願いいたします。予算書の217ページでございます。

説明欄の1番上の事業、人権教育推進事業の講師謝金等の説明の際に、私のほうが、幼稚園、小中学校でのPTA人権教育研修会という表現をしました。中学校は誤りで、幼稚園、小学校でのPTA人権教育研修会でございます。失礼いたしました。

説 明：村崎体育課長、清水学校給食センター所長 ～別紙

質 疑：

○田邊委員

219ページをお願いします。

説明で聖火リレー実行委員会負担金、東京オリンピックの聖火リレーの実行委員会負担金22万円ということなんですけど、今からやるということなんですけど、わかる範囲で、県との兼ね合いもあるとは思いますが、わかる範囲で、答えられる範囲でお願いします。もう少し詳しく知りたいなと思いました。

以上です。

○村崎体育課長

田邊委員から、2020東京オリンピックの聖火リレーについてということで、もう少し詳しい状況ということで御質問いただきました。2020東京オリンピック聖火リレーは、もう少し詳しく申しますと、来年3月26日に福島県をスタートしまして、7月24日の東京での開会式で点火されるまで、移動日も含めまして、総日数で121日間で47都道府県を回ることを、昨年7月に決定されました。

先ほど申しましたように、このうち山口県内をリレーする期間は、5月14日から15日までの2日間ございまして、ほぼ全国的にも、そのほとんどが2日間ということになっております。

このたび計上しております聖火リレー実行委員会の負担金22万円は、これら準備にかかる負担金を均等に県内の各市町で案分したもので、この実行委員会で県内の各市町を走ります走行ルートや、実際に走るリレーランナーを決定するための準備をこれから協議し、検討していこうとしているものですので、現時点では本市も走っていただくようにはお願いしているところですが、詳しいルートについては、まだ決定されておられませんので、まだ本日ではお話しすることはできません。御了承ください。

以上です。

○田邊委員

わかりました。22万円が少ないか多いかというのも、ちょっとよくわからないんですけど、成功に向けてよろしくお願いします。

続きまして、給食センターは大丈夫ですね。221ページの学校給食センター管理運営事業ですけど、私、昨年6月の一般質問で給食費の無償化、また半額補助、3分の1の補助の検討をお尋ねしましたが、給食費の一部補助については、31年度教育費予算編成での検討とありましたが、今回、いろいろ見るのに、予算では上がっている。それは今説明で理解したんですよ。委託が5年で切れて、また新たに業者を選定する。見積もりして、この金額をはじいているということだと思うんですけど、給食費無償化等とかは後聞きますけど、7月に満了する業者から、そのとき30年度は7,840万円だったんですけど、今回の予算では8,840万円と1,000万円近く上がっております。人件費と消費税とか今言われたんですけど、その積算について、どんな感じではじいたのか、この金額、そこをわかる範囲でお願いします。

○清水学校給食センター所長

学校給食調理等業務委託料についての御質問いただいております。平成31年度9月以降につきましては、調理等の委託業者を新たに選定することになります。現在、7,840万円ということでありまして、これは5年前の積算単価での計算によるものでございます。基本的に人件費の参考とされる最低賃金等も公表されておるところから、参考として平成25年の最低賃金、これが701円、それから平成30年では802円となって、人件費だけでも14%程度上昇しております。そういった人件費の上昇も見越しながら、調

理等業者の参考の見積もり等もいただきながら積算を進めてまいっております。

以上でございます。

○田邊委員

単純に14%上がったと、最低賃金で計算しましたよというところの説明を受けました。7,800万円から1.14掛けりゃ、そういう値段にはなるかと思えますけど、8,800万円が入札で少しでも安くなればとは私は思います。

あと4段下の機器保守点検、この保全にかかる費用、これについて328万4,000円、これは去年は188万円だったので、140万円、これも上がっているということになるんですが、この積算の意味合いをお願いします。

○清水学校給食センター所長

厨房機器の保守点検についての御質問でございます。厨房機器の保守点検は毎年実施しているものでございます。これまでは200万円弱、180万円前後の金額で推移をしております。製パン設備、炊飯設備、連続フライヤー等の基本的には清掃、点検、調整、給油等の基本的な点検を実施しておりますが、このセンターが稼働して5年が経過することから、通常の保守業務に加えて、機器の駆動部のチェーン類の交換や連続フライヤーの摩耗した金属ネットの交換など、これを実施するための部品交換、それに伴う作業工賃というのが増額の要因となっております。

以上でございます。

○田邊委員

ちゃんとそういった保全で、チェーンの交換とか、そういったものをはじいて金額を出しているというのは理解しました。そういったところで増額の部分は今後努力してもらいたいというところなんですけど、本題のいわゆる無償化、半額補助、3分の1補助などの一部補助、そういったところで、一般質問で部長答弁では、将来的に検討課題であると考えておりますと答えましたが、その辺のところは31年度の予算において反映されたか、そういった検討に上がったのか、そういったところをお願いします。

○清水学校給食センター所長

さきの議会でもお答えをさせていただいておりますけれども、恒久的な財源というものの確保が課題となることから、これはお答えしたように、将来的な検討課題として、これからも考えてまいりたいと思います。検討課題とさせていただきたいと思います。

○田邊委員

わかりました。まだまだ答えはなかなか出ないと。今後の検討課題というのは理解します。財政も厳しいというのもわかりますけど、そういったところで、憲法でも義務教育は無償と定められておりますので、給食費も無償までは言いませんけど、一部割合の公費の負担、そういったところを少しでも市民が喜ぶような施策をとってもらえたらあ

りがたいと思います。
以上です。

○仲山委員

1点だけ確認させてください。同じく給食センターのところ、221ページ、学校給食センター管理運営事業の中の下から5段目、害虫駆除委託料というのがあります。これ、どういうんでしょうか。駆除の方法、薬剤であるとか、使用法であるとか、そういうことがあるのかと思いますけど、要は、安全性のことについて確認をしたいと思って、お答えいただければと思います。

○清水学校給食センター所長

大量調理施設である給食センターでは、食中毒の発生を防ぐためなど、学校給食衛生管理基準や大量調理施設衛生管理マニュアルにより、その施設の衛生管理基準が定められております。

ここでいう対象の害虫は主にゴキブリでございます。日常、職員や調理委託業者により目視等で衛生害虫等の生息状況の点検等を行っております。

これに加えて、調理場内への虫の侵入などを防ぐと同時に、施設内での営巣をさせないように、薬剤散布による駆除を年6回実施しております。これがこの委託料でございます。

具体的には、害虫の侵入及び生息しやすい調理場内の外周、壁面及びセンター建屋の外周への噴霧器による薬剤散布の実施と、給食を実施しない長期休業中には、排水口や床面の空中散布等もあわせて実施をしております。

以上でございます。

○仲山委員

今のお話ですと、主に力を入れているのは外周、外側という考え方で、中のほうでというのは、すみにくいような状況をつくるということ。薬剤は内部ではということは、そうはないということなんでしょうか。

○清水学校給食センター所長

すみません。調理場内の外周、内の外周、虫なんか走り回りやすい外周、壁面等にも薬剤は使用しております。

以上です。

○仲山委員

理解しました。そのあたり、当然のことながら、厚労省か何かで決められている、安全基準が決められている薬剤を、それにのっとった使用法で使ってやっているというふうに理解してよろしいですか。

○清水学校給食センター所長

委員おっしゃられるとおりで実施しております。

○仲山委員

理解いたしました。ありがとうございました。

○林委員

1点ほどお願いいたします。

223ページの上から3行目、学校給食調理等業務委託料のところがございますけれど、新しく給食センターが稼働して、早いものでことしの9月で5年目を迎えるわけがございますが、その節、調理業者はプロポーザルで選定していただきましたけれど、これから先のこととはいえ、今後のもし御計画があれば、どのような選定をされるのか、お示しいただければと思います。

○清水学校給食センター所長

給食調理等業務委託、新しい更新期の調理業務委託のことでの御質問でございます。先ほどから御説明もさせていただいておりますけれども、平成31年9月から新しい調理等業務委託の期間が始まります。具体的な進め方や内容については、まだ今後内部で協議検討していくこととなりますが、基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

学校給食では、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろん、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると考えております。

そういったことから、学校給食の意義を理解していること、業務に対する意欲、実績を持ち合わせていること、不測の事態に対して、組織として危機管理体制が構築されていることなどをあわせ持った業者が好ましいと考えております。

また、これまでの取組みを後退させないよう、光市の給食を理解している業者にお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。意義、意欲、管理体制を整えた方という心づもり、わかりました。

調理業者の選定に対しては、今まで同様に、これは私の要望でございますけれど、地域の食材を必ず活用していただきますように、また一番大切なアレルギー対応のことでございますけれど、アレルギーをお持ちの方にとっては、一步間違えると命にかかわる重要なことです。現在もお取り組みいただいておりますけれど、安心・安全な給食を提供していただきますように十分御配慮の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしく

お願いいたします。

終わります。

○田邊委員

先ほど学校給食を十分考えてみたんですけど、223ページの委託料が1,000万円上がった上昇については、給食費にはね上がるのですか、今のところ、考え方。給食費は据え置きですか。

○清水学校給食センター所長

給食費につきまして、保護者からいただいているもの、これは給食の食材費に全て充てております。給食を提供するための設備や労働力、これが公費負担となっております。ですから、これが保護者の給食費への負担になるということではございません。

○田邊委員

1,000万円という額が大きいんで、そういったところを聞いてみたんですけど、あと一点、前のページに戻って、220ページの学校給食費自体が一般財源で1億4,000万円、このところなんですけど、徴収した給食費は幾らで光市の一般財源に入金されているのかというところが知りたいなと思っっているんですけど、お願いします。

○清水学校給食センター所長

学校給食費は、光市学校給食会という団体において徴収し管理をしております。食材については全てそこからの支出となっておりますので、こちらの会計の中に含まれておりません。

以上でございます。

○田邊委員

予算書には出ないんですか、この金額というのは。

○清水学校給食センター所長

委員おっしゃられるとおりです。

○田邊委員

ちなみに、大体幾らぐらい、その額は。

○清水学校給食センター所長

平成29年度の決算数値でございます。食材にかかる徴収したものは1億9,300万円程度になります。約1億9,300万円です。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。一般財源よりは多いというところなんですね。学校給食費の予算より多いというかたち、わかりました。

○笹井委員長

最後に、教育委員会所管分全体を通して、質疑のある方は、ページ数を述べて、順次、ご発言をお願いします。

○木村委員

すみません。予算書の中のどこに載っているかわからないので、ちょっとお尋ねしたいんですが、同僚議員の一般質問の中で、能美教育長が答弁された、小中一貫教育について、今後、啓蒙活動をされるという、A3版のそういった冊子みたいなものです。それはどのあたり、この予算書の中に反映されておるのでしょうか。

○太田教育総務課長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

この印刷につきましては189ページ、事務局運営事業の中のページをめくっていただきまして、191ページの上から4行目になります。印刷製本費29万3,000円の中に含まれております。ちなみに、そのうちの10万円程度を予定をしております。

以上でございます。

○木村委員

小中一貫教育は教育委員会の目玉だというふうに思います。そうした中で保護者や一般の市民の方々に御理解いただけるための冊子、チラシみたいなものをおつくりになるとは思っておるんですが、どういったものか、概要的なものだけでもお知らせを願うことができますか。

○河本学校教育課主幹

失礼します。小中一貫教育のリーフレットに関してですが、大まかにお伝えしますと、光市が進める小中一貫教育の姿、つまり光の子供の姿に関する内容、あと一貫教育へ移行する際に、どのような動きをとるのかといったかたち、さらに光市の小中一貫教育の目指すべき姿、そのあたりをリーフレットにまず盛り込んでおります。

さらに、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の教育のつながりに関して、それぞれの世代、それぞれの学年でどのようなことをしていくのか、望まれていくのか、取り組んでいくのか。そのあたりに関しても、内容としては盛り込もうとしております。

さらに、小中一貫教育を支える複数の主たる取組み、幾つかございますが、主たる取組みもリーフレットの中に紹介をしていこうかというふうに考えております。

以上です。

○太田教育総務課長

先ほど私が事務局運営事業の中で、印刷製本費の中で10万円程度予定しておりますと言いましたが、これにつきましては訂正をさせていただきたいと思います。具体的な金額につきましては手元にごさいませんのでお示しをすることはできませんが、こうした印刷製本費の中から、光市小中一貫教育のリーフレットを印刷してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木村委員

冊数とか部数も聞こうと思っていたんですが、具体的な金額がなければ、それもまだ出てないということですね。またそういったものが出ましたらお示しをください。よろしく願いいたします。

以上です。

討 論：

○田邊委員

議案第1号平成31年度光市一般会計予算（教育委員会所管分）について、反対の立場で討論いたします。

平成30年度の実績において、トイレの改修の設計を5カ所行い、結果的に2カ所を先送りにしている点については、30年度に執行すべきである。31年度、エアコンの設置に多大な費用がかかることは、また災害からの早期復旧について、これは理解しております。

しかしながら、光市の教育費予算、これを考慮しましたが、平成31年度、14億9,324万円、平成30年度、15億5,780万円を比較して、6,455万円減額の予算であります。平成30年度の光市の教育予算について、これは私が先ほど質疑したとおり、放課後児童クラブの設備の充実など、また学校のトイレ工事等を見ますと、まだまだ光市については、教育費予算は必要であるという点を指摘しまして、また反対討論とします。

それと先ほどの給食費の問題、予算書に出ないというところ、それも重ねて、これから委員にわかるように、そういった書類を提出していただけたらと思います。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 報告事項

①平成30年7月豪雨災害について（報告）

説 明：呉橋防災危機管理課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

(2) 報告事項

①平成30年7月豪雨災害について（報告）（教育委員会関係分）

説 明：太田教育総務課長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

2 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第20号 光市特別会計設置条例の一部を改正する条例

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

光市の墓園特別会計の廃止のそもそもの、わかりやすく教えてもらいたいなと思って、お願いします。

○植本環境政策課長

近年の核家族化や少子化などによります、墓に対する意識の変化などに伴いまして、本市の市営墓地でございます西部墓園及び大和あじさい苑におきましても、市内の納骨堂などへの改装に伴う区画の増加に伴いまして、空き区画の増加が見受けられている現状でございます。

今後もこのような状況が続くものと推測しているところでございまして、これにより今後は新たな区画の整備につきましては休止することとし、よって、維持管理を中心とした事業を継続していくこととなり、そのため、収支を区分して経理する特別会計の設置の必要性がなくなったものと判断したためでございます。

以上でございます。

○田邊委員

社会的背景というところを理解しました。光市の一般会計に属する、そういった剰余金、債権、債務が入るところで、金額的にそのものは幾らなんですか。

○委員長

この議案の関係であれば答えられますが、この議案の外の会計のことについてはちょっと。

○田邊委員

わかりました。見てみます。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②議案第39号 光市・大和町 新市建設計画の変更について

説 明：岡村企画調整課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 平成31年度光市一般会計予算（政策企画部所管分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

質 疑：

○仲山委員

おはようございます。説明の中で、ある程度わかったこともあるので、五、六点ほど質問して確かめさせていただきます。

まず、概要で聞きたいと思います。概要のほうの30ページにあります、移住施策に係る庁内プロジェクトチームの設置ということが上げてありますけれども、予算の金額としては、ここには数字は上がっていないんですけれども、これについて、関係する部署として考えていらっしゃる範囲であるとか、あるいは具体的にはどのような連携を考えていらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

○岡村企画調整課長

おはようございます。仲山委員さんのお尋ねにお答えさせていただきます。

庁内プロジェクトチームの関係する部署ということでございますが、具体的な検討はこれからになりますので、現時点での想定ということでお答えさせていただきますが、企画調整課のほか、広報・シティープロモーション推進室、あるいは商工観光課、農林水産課、地域づくり推進課、こういった部署が、私どもの頭の中であるところでございます。

それからもう1点、具体的にどのように連携をするのかということでございますが、新年度につきましては、光市のPRあるいは移住定住促進ということを目的に、複数の部局が首都圏での各種移住セミナーあるいは移住フェア、移住相談会、こういったところへの参加を予定しております。こういった機会を十二分に生かしていただけるように、まずはプロジェクトチームを中心に、部局の垣根を超えた十分な連絡調整あるいは情報交換を行いまして、チームとして、各担当課の事業を後押ししていければと思っております。

このほか、いろんな情報交換とか、意見交換を行いながら、移住定住に資するような

効果的な事業についても、こういう中でいろいろ相談もしていければと思っております。
以上でございます。

○仲山委員

わかりました。恐らく関係する部署というのは、将来的には全ての部署ということになっていくのかとは思いますが、今、上げていただいた商工観光であるとか、農林水産、あるいは地域づくりあたりの部署とは、定期的にミーティングをされて進めるとか、そういったような進め方になっていくといいのではないかなとは思いますが、今のところは、プロジェクト単位での集合というイメージで話を聞いたんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○岡村企画調整課長

もちろんプロジェクトチームという中で、チームとしてのいろんな一つのテーマを持った話し合いというのがありますし、それ以外にも必要に応じて、それぞれの部署と色々な話し合い、これは、今も行っておりますし、そういったざくばらんな場というの、引き続き持っていければと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

あと、プロジェクトチームが庁内で作られます。当然、庁内の方々、それぞれ情報も多く持っていらっしゃるって、当然のことながら、真剣にこの町のことを考えていらっしゃるという状況はあると思うんですけども、知恵や情報に関しては、市民の側というか、民間の側にも結構あると思うんです。そういったものを取り込んでいくような進め方も考えていったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そのあたりに関してはどうでしょうか。

○岡村企画調整課長

このたび、ここにお示しをしておりますプロジェクトチームというのは、市の設置規定に基づくチームというふうに私どもの中では整理をしております。もちろん、市民の方、色々な知恵を持っている方の御意見というのは、また色々な機会でお伺いをしていければと思っておりますし、そういったところで取り込んだものは、またチームの中にも持ち込んで、色々な検討をする中で参考にさせてもらえればと思っております。

○仲山委員

夢といえば夢ですけど、将来的には市民のほうにサポーターのようなチームが作られていくような進め方が望ましいのではないかと思いますので、そのあたりも含めて検討していただければと思います。

次にまいります。広報紙の発行の見直しということが、予算のほうは51ページに上がっております。確認なんですけれども、契約の切りかえがちょうど来てという話ではあ

るんですけれども、それにしても、発行回数が、ざっくり半分と考えていいんですか、減る中で、予算としては上がっているといったような状況が示されております。そのあたりの事情についてお伺いできますでしょうか。

○岡村企画調整課長

広報紙が、発行回数が減るのに予算が上がっているというようなお尋ねだろうと思います。議員さん、今、仰せのように、広報紙については5月末まで長期継続契約を結んでおりまして、それが終了して新しい契約が始まる6月から広報紙の発行回数を見直したいというふうに思っております。

広報紙の発行业務ということで、予算説明資料の中には印刷製本費と調査員の委託料等を合わせて3,401万円を計上しております。これについては、確かに前年度の当初予算と比べて632万円の増額となっているわけですが、まず、今年度の予算の3,401万円のうち、広報紙の印刷製本費が1,310万円ございます。予算書にお示ししているとおりでございますが、これについては、今の契約単価が1ページ当たり0.64円になっております。6月以降は契約の見直しが必要となりますので、業者からの見積もりなどを参考に、新しい価格というのを私どものほうで積算をいたしまして、現在の単価、今の0.64円の3倍近くなるわけですが、1.7円と積算をしております。したがって、この印刷製本費につきましては、この6月以降、1.7円で積算した額で予算を見積もっております。これが平成30年度よりも大幅な増額になった一つの要因でございます。

調査員に支払う委託料につきましても、広報紙の発行回数に合わせて、この業務量が減りますので、そういったところも、もちろん見直しに合わせて調整をしていく必要があるわけですが、これについても、今の単価、調査員さんがお配りする1件当たり85円から見直しをしているところで、60円程度が念頭にあるわけですが、額を引き下げなければと、今、考えているところでございます。

こういったふうなことで、予算が下がる要因もあるんですが、一方で、現時点ではいろんな不確定の要素等もございますので、こういった予算の設定をさせていただいているところでございます。

印刷業務の入札、あるいは委託料の見直しによって削減できた予算につきましては、今後、補正等によって、適切に、そのあたりは処理をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

事情は、大体わかりました。これまでが、確かに、かなり単価的には安いように私も思います。それなりに見積もりをすると、これぐらいの金額を見ておかなければいけないというところなんだと理解しました。ただ、入札等でこれよりは、どうやら幾らかは下がってくるだろうということも期待できますので、そのあたりは、できるだけかからずに済めばいいなというふうに思います。理解できましたので、次にまいります。

公共施設マネジメントの推進として、概要の31ページに上がっております。こちら

のほうで、公共施設マネジメントの推進ということで、計画の周知及び公共施設マネジメントに係る研修の受講ということが説明のところがありました。この研修というものについてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○邊見行政改革・情報推進課長

おはようございます。この研修についてございますが、これにつきましては、先ほど申しあげましたように、滋賀県の全国市町村国際文化研修所で開催しているものを受講する予定でございます。研修の目的といたしましては、公共施設等総合管理計画の運営についての動向や、個別施設計画の策定に関する先進事例等の把握等を目的としたもので、派遣人数としては1人、研修期間は1泊2日を想定して予算を計上しております。

以上でございます。

○仲山委員

わかりました。先ほど説明があった研修のうちの一つだったんですね。聞き漏らしていたかもしれません。すみませんでした。内容については、書いてあるとおりのことですね。詳しい内容については、聞いてもよくわからないかもしれないので結構です。

次にまいります。共同クラウド型システム運営ということで、説明資料の23ページの上から3つ目に上がっております。金額としては7,172万5,000円となっております。説明のところに、防災対策として、新たにバックアップ回線を追加ということが書いてありますが、この内容について説明をお願いできますか。

○邊見行政改革・情報推進課長

今、バックアップ回線についてお尋ねがありました。これにつきましては、クラウドシステムがデータセンターということで庁外に基幹的なサーバーとかを全部置いているような仕組みになっておりますことから、そちらとの回線が途絶をいたしますと、窓口業務等ができなくなるという仕組みでありますことから、通常の開域網の回線とは別にブロードバンド回線のVPNサービスというものを利用いたしまして、全く別系統の回線を確保、使用するものでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ちょっと言葉では難しいのですけれども、今は、その上のほうのサーバーを通じてクラウドとつながっていたりする。そちらのほうの話なんですか。

○邊見行政改革・情報推進課長

そのとおりでございます。

○仲山委員

それが庁舎にあるために、これが場合によると、ここが損傷を受けると、外との連絡

が一切とれなくなるといった事情だということは以前お伺いしたことがあるんですけども、そのために、別系統で、例えば、この建物以外で災害対応とかなければならないような状況になるとか、ここが傷んだときにも、他でも、上げてある情報を使えるという状況になるというふうに考えていいんでしょうか。

○邊見行政改革・情報推進課長

ただいまの御質問でございますが、まず、通常は専用の回線でデータセンターとつながっており、この切断についてバックアップ回線で保全しようとするものでございます。通常は本市においてはサーバー等を使用せずに、データセンターのサーバーとつなぐことによって業務を行っておりますが、この間の回線が途絶いたしますと、基本的には業務ができなくなるというのが、基本的、原則的な仕組みでございます。その上で、新たにバックアップ回線を追加いたしますので、そちらの回線が1回線切れても、別の回線につながっていれば、窓口業務は通常の状態でも継続できるというふうに考えております。

なお、万が一ですが、2回線だめになるというようなケースもございます。こうした場合については、本庁内に回線障害用サーバーというのがございまして、これは、能力はかなり劣るんですけども、一応、最低限の業務が継続できるように準備はいたしております。

以上でございます。

○仲山委員

わかりました。2系統つながるようにしてあるので、その片方が途絶した場合でも、もう片方が生きている。あるいは両方ともだめになったときにも、庁内のほうに置いてあるサーバーでかなりのところまでは対応できるという状況が今度つくれるというふうに理解しました。ありがとうございました。

次に、予算書のほうでまいります。予算書の53ページ。先ほど、上のほうに当たります地域間交流のところの説明がございました、横芝光町のほうに行く旅費がとられているんですけども、これは、ことし、横芝光町との交流のために何か企画されていることとか、何か内容があるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

新年度の予算の中で、友好交流の推進を目的に、職員が横芝光町を訪問するための予算ということで、2名分の旅費、12万3,000円を上げております。

横芝光町との友好交流の一環といたしまして、先般、昨年7月豪雨災害の経験を踏まえた災害時相互応援協定の締結について、先方の事務担当者との調整を始めたところでございます。今後、光市のほうでも防災危機管理課等とも連携して、いろいろ話も詰めていければというふうに考えておりますが、この旅費については、こういった取り組みを進める上で、先方との打ち合わせに充てることなども、一つ、念頭に置いているものでございます。

以上でございます。

○仲山委員

ありがとうございました。所管としては防災だとか、受援等については総務のほうかとは思いますが、せつかく交流があるということで、今、進めていらっしゃるということ、大変いいことだと思いますので、頑張ってくださいと思います。

最後に、予算書の79ページになります。基幹統計調査事業のところなんですけれども、記入者報奨金というのが上げられております。これは、やはり回収率を上げるであるとか、あるいは、そういったようなことのために用意をされているものではないかと思うんですけれども、これはこういったことに使われるお金なんですか。

○岡村企画調整課長

基幹統計調査事業の中に上げております記入者報奨金でございますが、新年度は全国家計構造調査という調査がございます、こちらの調査協力者に対する謝礼ということで上げているものがございます。この報奨金など、基幹統計に係る事務というのは、一般的に国のほうが内訳のほうを定めて、それを県を通じて市のほうにおろしてくるものがございますので、市のほうで、ここには報償費を充てたい、ここには何をしたいというようなことを決めるのではなく、国のほうが予算づけをして、そういったものを予算化するというような流れになっております。ですから、この家計構造調査については、いろんな煩雑な調査もあるので、こういった形で報奨金が国のほうで設けられて、それがおりてきて、市の予算につけられているというようなことだろうと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

市のほうが内容を決められるんですか。渡すものというか、提供するものは。

○岡村企画調整課長

渡すものについては、市のほうで決めさせていただきます。ただ、余り県内市町でいろいろ差があってもいけないので、大体、その辺は足並みをそろえたような形にはなるかと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

足並みをそろえるということは、ちょっと難しいのかもしれませんが、例えば、金額が知れているのであれば、あれですけども、例えば市内で使える商品券みたいなものであったりとかいうことも可能なんですか。

○岡村企画調整課長

商品券をお配りすることも可能だろうと思っております。

以上でございます。

○仲山委員

そのあたりも検討していただければと思います。
以上です。

○田邊委員

おはようございます。先行委員と少しかぶるところなんですが、もう少し詳しくお願いします。

概要の30ページの、先ほどの移住施策に係る市内プロジェクト。これについて、いわゆる予算がない、ゼロ予算事業と私は理解をしているところなんですが、市の設置規定に基づくチームで編成をしているということも、今、答弁で聞きました。市の設置規定によると、この会議、月に何回、年に何回とか、報告書の提出、会議の時間は就業時間内の制限なのか、そういったところはあるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

プロジェクトチームの、その辺のルールでございますが、会議の回数自体、年に何回とかいうふうなことが定められていることはございません。そのあたりは状況を見ながら、適切な回数を行うということになるかと思えます。会議のほうは、やはり業務ということになりますので、基本的には勤務時間中の開催を考えております。

なお、この規定の中でも明記をされておりますが、チームのほうでいろいろ検討した状況、あるいは成果については市長に報告をするということが定められております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。その辺をお願いします。

それと、先ほど聞いたんですけど、テーマ等は、今は持っているというところがわかりましたけど、目標値とかというのものもあるんですか。それと期待値、そういったところも、今のところテーマがあるのなら、そういったものもあるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

目標値、期待というのには具体的には設定はしておりません。

以上です。

○田邊委員

わかりました。絡む事業とは思いますが、メインの目標は移住定住についてと僕は思っておるんですが、シティブランドという大きな枠の中での、そういったものなんでしょうけど、目標値とか期待値とかがあれば、議員のほうも理解がしやすいという事業と私は思います。その辺のところを、今後どこかで報告する場所なんかはあるのでしょうか。

○岡村企画調整課長

プロジェクトチームとしての目標値とかいうのは、特に設定することは考えていないんですが、目標値については移住定住とかについても、総合計画等の中で定めているものもございますので、結果、プロジェクトチームの取り組みが、そういったところにもつながっていくんだらうと考えております。そのあたりの数値の状況等については、毎年度、決算時に報告をさせていただいておりますし、また、こういった取り組みを通じて得られた数値についても、引き続き報告をさせていただきたいと思っています。

○田邊委員

わかりました。この庁内プロジェクトチームは以上で結構です。理解しました。

それと、次に広報紙の発行事業、予算書の51ページなんですが、お願いします。これも、先ほどの質問で大体のところは理解できたんですけど、今現在、1ページが0.64円、これが3倍の1.74円で積算したと。そして、配達については、今現在は1件が85円、それを60円にするという考え方というのは、先ほどの答弁でわかりました。その説明資料の中で、多様な媒体による情報提供の体制というところもあったんですけど、多様な媒体、これを今、計画している範囲でお願いします。

○岡村企画調整課長

多様な媒体による情報の提供体制ということでございますが、新年度、ホームページのリニューアルに関する予算等も提案させていただいておりますけれども、その中でスマートフォン等への対応も図られる見通しであろうと思っております。こうしたことと歩調を合わせていって、スマートフォンやSNSを通じた市政情報の発信というのにも少し取り組んでいきたいと考えています。市政情報の発信ということで、具体的には、今ありますフェイスブックの会員を増やして、フェイスブックを通じて、いろんな情報を提供していくこと、あるいは、民間のほうで行政情報アプリ等も開発されておりますので、そういったものと連携してスマートフォンで手軽に広報が読んでいただけるような工夫もできればなとも思っております。そういったことを、一つの考えとして御説明をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○田邊委員

そういった情報の媒体、スマートフォン、フェイスブック、SNS、民間の情報アプリ、そういったものを多用するという考え方で、この予算は積算したということなんでしょうけど、3,516万円が今、予算に上がっているというので、単純に計算して12カ月で割って、一月に293万円かかる。293万円を25日ぐらいで割ると1日11.72万円。こういったものが、常に日ごろからかかってくるということで、広報紙、こういったものの充実はわかりますけど、そういった金額を客観的にはじいて、またお願いします。

先ほど言った情報媒体、これについてのかかる予算というのは、大体3,516万円の何

割ぐらいを考えておられるか、お願いします。

○岡村企画調整課長

今説明した件についての予算、費用というのは、説明できる資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

以上でございます。ただ、この3,516万3,000円とは別枠だろうと思いますし、行政アプリについては、基本的には無料のものという考えでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。ぜひ期待しておきますのでよろしくお願いします。余ったお金は補正で示すということなので、また詳しく見てみます。

続きまして、シティプロモーション支援事業、予算書の53、55ページについての新事業、これについてお聞きします。

これは移住定住促進事業にあったふるさと光応援寄附金支援事業が、今回、シティプロモーション推進事業のほうに含まれたという理解でよろしいのでしょうか。30年度は移住定住のほうに入っていたんですが、ふるさと光応援寄附金支援事業委託料など、こういったところの部分なんです、その辺のところはそういった理解でいいのでしょうか。新しくシティプロモーション推進事業ということになったので、こっちに入れたという形でしょうか。

○岡村企画調整課長

平成31年度、このたびの予算から企画費の中にシティプロモーション推進事業、新しく設けさせていただきました。これは私どもの部署に広報シティプロモーション推進室を平成30年度より設置をいたしまして、これまで以上に、こういったシティプロモーション事業に取り組んでいこうという姿勢を示させていただいたわけですが、これに合わせて予算の上からも、こういった事業を明確に示させていただいたものでございます。

ふるさと光応援寄附金につきましても、基本的には、この制度を通じて、光市のファンを増やすといいますか、いろんな光市のいいところを発信して、それに対して共感をいただいた方に、町づくりに対する寄附金をお願いしようというふうな思いでございますので、基本的にはシティプロモーションの一環で、私どものほうもこれを捉えております。こうしたことで、これまでの移住定住促進事業から、こちらのシティプロモーション推進事業のほうへ整理をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・

○田邊委員

理解しました。ちょっと理解したというところなんですけど、55ページの、今、ふるさと光応援寄附金支援事業委託料の2段下のところに、30年度は会場使用料の3万円というのが載っていたんですけど、今年度は会場を使うとか、そういったものの3万円の予算というのはいないのでしょうか。

○岡村企画調整課長

今、すぐに資料が出ないので、昨年度は移住定住の関係で出ていた3万円だろうと思うわけなんですけど、昨年度、東京のほうで、ふるさと光の会と連携した移住促進事業を実施をいたしまして、その開催に係る会場使用料ということで3万円を確保したというふうに記憶しております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。そういったものの会場を使ったというところで、昨年度は3万円を計上していたというところは理解しました。

その下、2段、3段目の自動車借り上げ料、または船舶借り上げ料、これは、先ほどの光の女子旅用とかということであるんですけど、船舶借り上げ料なんですけど、船で、もう計画なんかがあるんですか。

○岡村企画調整課長

この光の女子旅事業、室積地区を中心に周遊するようなところで考えているわけですが、その一環で、牛島海運の船舶を借り上げたいと思っております。その費用でございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。企画のほうでは新しい試み、新しいそういったことをやっていくというところで理解しました。31年度に向けて、ぜひとも実績を上げてください。

続きましては、ホームページリニューアル、これは概要の31ページです。先行議員のほうでも少し触れられたとは思いますが、通常は、本市はサーバーを使わず、データセンターをバックアップすると、窓口業務が非常時に2回線にするというところ、理解できたんですけども、これは北海道の胆振東部地震や7月豪雨時に情報集約の自動化が不十分なことに起因して、通信サービスの被害状況、これを迅速に把握できなかったことが、本市もそういった考えをもって、このたびのリニューアル及びサーバーのそういったメンテナンスを行うということなんですか。

○邊見行政改革・情報推進課長

先ほどの北海道の事例というのは、ちょっと状況が違うかと思いますが、本市の場合は、1階等で行っております窓口業務の継続を前提としたものでございます。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。防災は防災なんですけど、そういった北海道で胆振の東部地震が起きて回線が使えなかったというのがあったんですけど、そういったものにも今回は直接は関係ないんでしょうけど、窓口業務は、そういった緊急時にも使えるようなことなんですか。

○邊見行政改革・情報推進課長

緊急時の被災の状況にもよるところがあるかとは思いますが、今回のバックアップ回線は、本市とデータセンターとの間の回線の確保が目的でございますので、この間の回線の切断をなるべく起こさないようにということが主眼でございますので、先ほど申し上げられました大規模な災害のようなときには、またちょっと状況が違ってくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。予算の新規事業ということなんですけど、1,668万円の積算について、教えてもらいたいと思います。

○邊見行政改革・情報推進課長

ホームページリニューアル業務の予算1,668万5,000円でございますが、これにつきましては、まず1つは、クラウドシステムにホームページを一新しますことから、デザイナーデータ移行、サーバー構築については、プロポーザル方式の業者を選定して委託したいというふうに考えております。

それと、この新たなクラウドシステムのサーバーの使用料として18万5,000円を計上することとしております。

以上でございます。

○田邊委員

18万5,000円が使用料で、業者委託についての大体の金額は千六百幾らというところですか。

○邊見行政改革・情報推進課長

委託料については1,650万円を現時点では想定して計上しております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。これについての国からの予算措置などはあるんでしょうか。

○邊見行政改革・情報推進課長

こちらにつきましては、全て一般財源で執行する予定としております。
以上でございます。

○田邊委員

わかりました。一般財源で1,668万円の、こういったリニューアル、ぜひとも完璧なものをお願いします。

続きまして財政にいけます。予算説明資料17ページをお願いします。一番下の経常収支比率が30年度より悪化しています。その理由について詳しくをお願いします。

○山岡財政課長

委員仰せのように、30年度に比べ、31年度は確かに経常収支比率が悪化しております。この主な要因につきましては、歳出で人件費、補助費が退職者の増加や病院への繰出金が増加いたしまして、約3億円程度の増加となっております。

また、一方、歳入のほうですが、こちらが、市税が1億円程度増加したんですが、臨時財政対策債が2億3,000万円、交付税が6,000万円減少しておりますので、これらの要因を加味した結果、30年度に比べ経常収支比率は悪化いたしました。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。一応、予算をつけて、結果的にそういったものになったというのはわかります。それで、徐々に右肩上がり、微妙には上がっているんですけど、結果論という形ではあるんですけど、この経常収支比率は、市の財政の弾力性を示すものとして予算決算でも注目しております。予算提示で、これだけ経常収支比率が悪いというのは、今回は様子見をしようかと僕も思いますが、改善するためには、今後どう考えておられるか。

○山岡財政課長

経常収支比率の改善ということで御質問いただきました。経常収支比率につきましては、義務的経費の増加等がございまして、全国的にも数字が上昇している状況でございます。これを改善していくためには、歳出の削減の部分については、なかなか今以上に努力しても、大幅な経常収支比率の削減ということには、つながっていきにくい状況でございます。やはり、現在、市として行うべきは、前回の委員会のほうでも答弁させていただきましたが、歳入の増加、こちらに確実につなげていくということでございます。前日も申し上げましたとおり、特に仕事や人を呼び込む施策、これらについて重点的に行い、市税が増加するように工夫してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田邊委員

ぜひとも人が集まるような形で、うまく計画して、入るものが増えると、これも改善されるのではないかと思います。

予算説明書の103ページなのですが、財政調整基金。平成31年度見込み15億2,440万、これは第3次行政改革大綱の中で、目標33年度末時点での20億円、今後どのような考えがあるか。31年度予算からの考え方。これをクリアするためには、どういった考えをお持ちか、お願いします。

○山岡財政課長

財政調整基金が15億円程度まで低下したが、第3次行政改革大綱で示す20億円までどのように戻すかという御質問だと思います。

委員御承知のように、今回の災害によりまして約14億8,000万円程度まで財政調整基金が減少いたしました。しかしながら、平成30年度末現在では17億7,000万円まで戻ってきております。引き続き、収納率の向上や、事務事業評価の見直しなど、さまざまな財政改正の取組みを行い、歳入の増加、歳出の削減に努め、基金を確保できるように引き続き頑張りたいと思います。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。ぜひとも、市民、議員も安心できる値にお願いします。今後とも、そういったところの数值は期待しておきますので、最後はちょっと思いだけを伝えておきます。

義務的経費の増加や市税収入の減少などに伴い、本市のみならず、全国的に市の財政の硬直化が進んでおるといっているところはわかっております。このことが経常収支比率の悪化につながり改善できないことは、このことは私も十分承知しております。しかしながら、歳出の削減や歳入の増加には引き続き努めることと思いますが、私が常に提案しておりますように、財政の健全化を進めることもよいことですが、市民サービスの低下だけは決して招くことがないように財政運営を行っていくことを強くお願いしておきます。

以上です。

○森重委員

2点、ちょっとお聞きします。

まず、先ほどからちょっと話になっているのは、ゼロ予算のところのそういう投げかけとか、お尋ねはどうするのかというふうな部分なんですけど、難しいんですけども。光市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組みは5年目、ことしは最終年度ということになります。それで、さまざまな部門の企画とか、そういうところの一つずつの予算を拾って行って、これはどうか、こうか、というお尋ねもできるんですけども、そうじゃなくて、そしたら5年目最終年にあたって、総合的にどのように進捗状況とか進み具合はどのように評価するかみたいなどの質問をする場合に、これは企画調整

課がするのか。それとも、先ほどみたいにプロジェクトはないにしても、庁内調整会議みたいなところでそういうものをするのか。それは、計画に対してどういうふうに反応されるかをちょっとお聞きしたいと思うんです。予算と関係ないといえば、それはもう下げます。

○岡村企画調整課長

総合戦略の評価につきましては、毎年度、総合計画の評価書というのをつくって、昨年の決算のときにもお示しをしておりますし、総合計画の中でそういった成果の指標等も取り込んで、一体的に進捗評価をしておりますので、そういった中でそのあたりの進捗状況の評価については、うちのほうでとりまとめてさせていただいておりますし、報告をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森重委員

この辺が、いつも私たちも行政の縦割りを超えて何かを考えていくときに、質問もしにくい、評価もしにくいというところではあるんですけども。例えば、今回の総合戦略と総合計画はつながっていますから、あらゆるところに同じ金もいっぱいあるわけですけども、新たに、この5年間という期間を決めて、人口ビジョンと併せてやってきた5年間の評価が、そのまま総合計画の中で全部ばらまかれているからっていうのでは、ちょっとどうなのかなっていうふうなことも感じるわけです。全く同じものではないわけですし。

で、また、これは今から続いていくものなので、そのあたりは、これは今から聞いても答えが出ないと思うのでちょっと止めますけれども、そういう疑問はありますよね、これからまちづくりをしていく上で。これから、いろんな部署に跨っていくし、いろんなところで調整をとっていかないといけんし、いろんなところで進み具合を見ていかんといけんところなので、お答えが難しいとは思いますが、そのあたりの視点もわかり。計画をつくったわけですから評価をして、どのあたりがどう進んで、どのあたりが進んでないというか、市のまちづくりの特色を生かしていくということになれば、福祉は進むし、経済部やあの辺のあたりはなかなか結果としては出てないと、いろんなことがあると思いますけれども、そのあたりちょっと疑問として投げかけさせていただきました。質問にはなっていないのかと思います。じゃあ、それはそれで一旦置きますね。

そして、一つ、財政ですけど、15ページの先ほど言われました地方交付税のところ、普通交付税、特別交付税、このところで、いわゆる16年度に合併をいたしまして、10年間、二本算定をずっとしてきて、そして5年間をもって減額されてきて、ことしは平成31年度は、かろうじて、10%ぐらいになるんだから。今年でとにかく終わるといふ。その辺のところを詳しく教えていただきまして、いわゆる交付税措置が終わっていく中で、当然、財政規模もそれに見合ったように小さくなっていくというのも、これも当たり前前のことだと思いますので、その辺の認識をちょっとさせていただけたらというふうに思います。

そして、5年間で減額されていくときにもととなる数字、要するに10年間、二本算定で入った交付税の金額、そのあたりが今からずっと入ってこない、それは合併をして、途上ではいろいろ事業をしてきたわけですから、当然、その中でまちづくりをしてきたわけですが、今後はそれを全くなく、一つのまちとして運営をしていくわけですから、そのあたりだけちょっと認識をさせていただけたらと思います。

○山岡財政課長

今、合併特例債全般のお話ということで回答させていただきたいと思います。合併特例債につきましては、委員御承知のとおり、新市建設計画に基づき……。あ、すいません。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山岡財政課長

普通交付税の段階的縮減ということで、御説明申し上げます。

普通交付税につきましては、合併算定替については、委員御提言のとおり、平成16年から10年間ございまして、平成26年までについては通常どおりの合併算定替が行われ、光市分と旧大和分を合わせたもので算定していただいております。

その後、平成27年度以降は、合併算定替増加分が、10%削減、28年度で30%、29年度で50%、30年度で70%、31年度では90%が削減され、32年度からは合併算定替はなくなります。このため、交付税は縮減し、全体的な一般財源は下がっていくということになります。

参考までにですが、今年度は90%削減で約2億9,736万円が削減となりましたので、1年間で約3億円程度、実際もらえる額は少なくなっているということが言えると思います。

以上であります。

○森重委員

今年度は、もととなる二本算定のうちの90%引きで2億円もあるんですか。

○山岡財政課長

はい。算定替で合わせたものの増加分から90%を削減するので、約2億円、削減ということになると思います。

○森重委員

それが、一応、今回で終わるとということで、そのこともしっかり縮減といいますか、当然なんですけど、今回は200億円を切ったと言われましても当たり前かなというふうなところも確かに、いろんな意味を通してあると思いますのでよろしくお願いします。

それと、あわせて合併特例債のところもついでにお聞きし……。何ページやったかな、

ちょっと待ってくださいね。何かどっかに書いてあった。当初予算でしたかね。発行額
ですよ、発行額のどこかまとめが書いてあったところが……。34、え、これじゃない。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森重委員

不規則発言してすいませんでした。

50ページで合併特例債の対象事業のところ、今回、予算で2億3,800万円等の金額
が載っておるわけですがけれども、あとどのぐらいの枠が残っているのかだけをちょっと
お聞きをさせてください。

○山岡財政課長

残りの残額は、平成31年度末の予定が33億1,790万円程度と見込んでおります。
以上でございます。

○森重委員

わかりました。
以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①平成30年7月豪雨災害について（報告）（政策企画部関係分）

説 明：山岡財政課長 ～別紙

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②光市公共施設使用料の見直し基準（案）

説 明：邊見行政改革・情報推進課長 ～別紙

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

3 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第10号 光市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

説 明：縄田地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②議案第25号 光市飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例

議案第26号 光市飲料水供給施設給水条例

説 明：小田生活安全課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

③議案第1号 平成31年度光市一般会計予算（市民部所管分）

説 明：縄田地域づくり推進課長、小田生活安全課長、高橋周防出張所長、杉本税務課長、古迫市民部次長兼市民課長、大山人権推進課長 ～別紙

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑：

○仲山委員

よろしく願いいたします。概要のほうで質問したいと思います。

11ページ、未来創生プロジェクトの一番最初に載っております学校を活用したコミュニティセンター複合化事業についてです。この整備の具体的な内容、あるいは、方針、スケジュールについてお伺いしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

学校複合化事業の内容等についてでございますが、先ほども少し御説明いたしました

けれども、東荷及び塩田コミュニティセンターを近接する小学校と複合化することで学校と地域等との協働による地域コミュニティ活動の活性化を図ろうとするものでございます。

なお、具体的な内容ですが、現時点では、通常の授業で使用していない教室、いわゆる余裕教室にコミュニティセンターの事務室や会議室等を設けたいと考えております。

来年度の上半期に地域と学校等との協議、調整を行い、その後、下半期で設計業務等を行う予定としております。

以上です。

○仲山委員

確認なんですけれども、今の話だと、校舎の中にコミュニティセンターの機能が入ると理解したらよろしいのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

そういうことです。

○仲山委員

ということは、ある程度、建物自体も工事をして区分けをして使用するという感じになるのでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

細かいことにつきましては、今後、学校側から意見聴取を行い、決めていくこととしております。

なお、現時点では、出入り口など、動線を含め明確に区分できるところについてはコミュニティセンターと学校との区分をしたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

多分、使用する時間などでいろいろと変わってくると思われまので、管理上ある程度区分けが必要になってくるだろうと思います。なかなか難しいことになるのではないかと思うので、上手に整理されることを期待します。

あとは、現コミュニティセンターに関しては、複合した建物のようにも見えるんです。農協か何かのものも入っているのか、何か入っている気もするんですけども、それぞれの現コミュニティセンターについての扱いはその後どうなるんでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

現在の東荷及び塩田コミュニティセンターは、ただいま委員から御紹介がありましたとおり、建物がJ Aとの共有でありますことから、複合化完了後の解体等については、今後、J Aと協議を行うことが必要であると考えており、現時点では未定です。

以上です。

○仲山委員

今現在、看板は上がっているような気がするのですが、ほかの看板も一緒に掲げられているような気がするんですけど、ああいう機能は今はないので、解体に向かっていくと考えたらいいのですか。

○縄田地域づくり推進課長

J Aとしては、現在、東荷、塩田両コミュニティセンターの建物自体は使っておりません。

○仲山委員

わかりました。

次に行きたいと思います。同じく概要の11ページにあります、地域おこし協力隊の活用についてです。

まず、今、東荷地区に入って活動をしている地域おこし協力隊の活動のための予算が、先ほど説明の中で何点も上げられておりました。この地域おこし協力隊の活動に対する支援の内容、あるいは、地域おこし協力隊自体の活動、確か空き家活用が東荷は任務だったと思うのですが、そのあたりの支援、予算の使い方として、どういったことに使われていって、どういう活動になっていくのかというあたりをお伺いできればと思います。

○縄田地域づくり推進課長

東荷に配置しております地域おこし協力隊につきましては、ただいま委員から御紹介がありましたとおり、メインテーマを空き家の活用ということにしております。

現在は、活用する空き家の所有者との調整や空き家を使うため、どういった形で修繕したらいいか、どういった形で活用したらいいか、そのあたりを検討しております。その検討につきましては、地域コミュニティ協議会と地域づくり推進課が一緒になって協議をしております。

以上です。

○仲山委員

地域おこし協力隊は、確か、3年の活動だったと思います。ほぼ1年たとうとしているわけですが、そのあたりの進捗の具合が気になる場所なんです。

というのは、3年経てば一応その任務が終わって、できれば定住をしてもらいたいということがもともとあるかと思いますが、本人の定住へ向けてということと、今の任務の関係で、今、進んでいる状況が今お話を聞いたような状況で、3年間でそこそこの成果にたどり着くのかどうか心配になってしまうのと、その後、それを続けていくのか、あるいは、本人は定住の意思をもちろん持っているから来ていらっしゃるのでし

ようけれども、そのあたりのことを話したりはされているのでしょうか。

○委員長

予算審議でございますので、31年度予算に絡めた上での質問となるようにしてください。

○仲山委員

わかりました。では、今のは取り下げます。

では、スケジュールとして、ことしの任務の内容というか、それは3年目までにある程度の成果を生むというところでの見通しというか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○委員長

答えられますか。今後のことですので。

○仲山委員

事業として、今、その中身、その予算を使ってやっている空き家活用の事業の進捗と、その任期が終わる3年後までに達成したいあたりの状況についての見通しです。どんな状況まで地域おこし協力隊が関わって進めておきたいかというあたりをお伺いできれば。

○縄田地域づくり推進課長

31年度の見通しでありますけれども、先ほどお答えしましたとおり、メインテーマが空き家を活用とした事業ということでありますので、31年度中には活用する空き家を確定させて、その空き家の改修、修繕等を行い、実際に空き家として活用できる状態まで持っていきたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございました。それに向けて支援をお願いいたします。

次に参ります。

予算書の55ページ、地域づくり支援センター管理事業、下から8行目ぐらいのところ
で修繕費が上げられております。地域づくり支援センターの修繕にかかわるものだと思う
のですが、昨年、一昨年あたりから比べるとちょっと大きい金額が入っております。その
あたりの内容、事情についてお伺いしたいと思います。

○縄田地域づくり推進課長

地域づくり支援センターの修繕料の件でありますけれども、31年度の主なものとしま
しては、支援センターに設置しております高圧受電盤の修繕と公用車の車検代がありま
す。

以上です。

○仲山委員

わかりました。

キュービクルのことだと思っんですけども、どういったことなんでしょうか。

○縄田地域づくり推進課長

キュービクルに不良箇所があるということで、毎年実施しております電気関係の点検のときに指導されました。早急に修繕する必要性はないですが、できるだけ早目に修繕してくださいという指摘がありましたことから、平成31年度に予算計上しております。

以上です。

○仲山委員

わかりました。ある程度の年数も経っているの、そろそろそういうことも起こるのだと思います。わかりました。

次に、これは予算書でいうと61ページ、交通安全対策事業のところでは。

ここで先ほども説明にありました、交通安全施設設置工事600万円と交通安全対策事業修繕費として上げられている350万円ですか、このあたりで、先ほどおっしゃっていたライン引きやカーブミラー等というものの修繕更新が行われているのだと思います。

新しくつけなければならぬ箇所はそう多くはないと思っんですけども、その修理更新については、大体、予算がそれほど変わらず修繕費は全く同じ金額で上げられていますし、600万円のほうに関しては、2年前の700万円から徐々に減ってはきています。このあたりで、この修理更新というか、そのあたりがこれぐらいの金額で市内のそういったものを順次やっていけているのか、あるいは、少しずつ手が回り切れなくなっているということはないか、ちょっと心配だったので、お伺いします。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問の交通安全施設設置工事600万円でございますが、主に市道の区画線等の引き直しや新規要望に基づくカーブミラーの設置等を計画的に行うものとして、毎年、その内容に沿った予算を確保しているものでございます。

また、修繕料の350万円についてですが、カーブミラーの老朽化等による建て替えや街路灯の修繕、撤去、区画線の引き直し等の費用で、道路交通安全上、緊急であるものについての対応分として、予算を確保しているものであり、どちらも概ね予算内での対応はできているものと考えております。

以上です。

○仲山委員

ありがとうございます。安心いたしました。

以上です。

○田邊委員

予算書の69ページをお願いします。上から7段目、地方税共同機構負担金108万9,000円がありますが、これは昨年度の名前が地方税電子化協議会という名前でありましたけれども、これの新しい組織、そういったものができたのか、昨年度との違いがあれば、教えてください。経緯もお願いします。できるところまででいいです。

○杉本税務課長

従来の地方税電子化協議会は、一般社団法人という民間法人の組織形態であるため、国の監督権限や職員等の守秘義務が法定化されていないなど、e L T A Xを安全かつ安定的に運営するためには法的に不十分な点がありました。このため、e L T A X運営主体を地方電子化協議会から引き継ぎ、また、国の監督権限や職員等の守秘義務、罰則などの規定が整備され、平成31年4月に地方共同法人として、地方税共同機構が設立されることとなっております。

このことに伴いまして、負担金の名称を変更している次第でございます。

以上です。

○田邊委員

わかりました。e L T A Xを使ったり、そういったもので、国の監督、または、守秘義務が今までは十分ではなかったというところで、その辺を見直して、新しくなったというところですね。そういったところで、名前が変わって、そのものが変わったんですね。わかりました。

続きまして、71ページの市税等徴収事務費ですが、上から6段目、滞納整理システム保守委託料58万9,000円及び滞納整理システム借上料175万1,000円は、前年度に比べ半分になっているが、これはどういった意味合いなのでしょう。

○古迫市民部次長

国民健康保険特別会計との関係がございますので、私からお答えさせていただきます。

平成30年度に国保の都道府県化に伴い、新たに県の補助要綱が制定をされ、国保税の収納対策に関する補助ができましたので、財源確保を図る観点から国保分については国保会計で賄うこととしたものでございます。したがって、一般会計ではあわせて234万円の減額としたものでございます。

以上です。

○田邊委員

わかりました。30年度に国保の制度が変わり、収納の対策が国保のものは国保、いわゆる市の税金などのことでしょうか、そういったものの滞納と分けてそうなったということとは理解しました。

同じく71ページ、市税等徴収事務費なんですが、これは地方税共通納税システム導入

対応業務委託料580万円、こういったものは詳しく、どういうものを教えていただきたいのですが、よろしくお願ひします。

○藤本収納対策課長

先ほど、うちの税務課長が申しましたe L T A Xを利用する、いわゆる4月1日から地方税共同機構というのがあります。e L T A Xそのものは会社が法人税の申告、個人で言えば確定申告を電子で全て行っているという状況のシステムを、ことしの10月1日から全地方自治体において、いわゆる電子納税ができるシステムに改修するというところで、基本系システムの改修として537万8,000円と、地方税共通の納税システムの導入対応費として43万2,000円を合わせて、580万円を計上しています。

いわゆる会社企業で言えば、銀行に行かず、システムで各市町村に特別徴収事業主である会社から税金が機構を通して納付できるということで、光市にとっても消込作業が電子化されて正確性が出てくるという状況と、ペーパーレスで企業とのやりとりができるという状況でございます。

以上です。

○田邊委員

わかりました。今までは申告だけだったというかたちですか。

○藤本収納対策課長

今まではそうです。10月1日からはそういったe L T A Xを利用できる企業では、そういった納税のシステムが新たに1つ増えるという状況でございます。

○田邊委員

光市で言うと、対象となる会社、こういったものが今何社ぐらいあるのか。電子納税、わかればお願ひします。

○藤本収納対策課長

今は、税申告で利用される会社は相当数あると聞いているのですが、この10月1日になってみないと、企業さんがこのシステムを導入する改修費用も必要ですので、まだはつきり把握しておりません。

以上です。

○田邊委員

この電子納税を利用する会社は未知数というかたちですが、各自治体がこれを行っているというかたちで、そういう理解でいいのですか。

○藤本収納対策課長

そのとおりでございます。

○田邊委員

わかりました。先ほどはペーパーレスなど、そういった今までの無駄が省けるという効果があったのですけれども、またこのシステムを入れた上で、光市はその企業に対しての説明なり何なりというのは、また効果を企業にも言うのですか。そういったことを説明されるのですか。説明するというのはあるのですか。

○藤本収納対策課長

それは、地方税共同機構自体が募集するときに説明をすると想定しています。

○田邊委員

固まるまでのなかなか難しいかたちではあるのですが。わかりました。そういったところで、この580万の予算をつけたというところでありますね。これからまた、経過をちょっと眺めてみます。

以上です。

○森重委員

1点だけお伺いします。予算書55ページの地域づくり推進事業、講師謝金なのですが、これは5万ということで、出会いカフェ、これは金額的には余り大きくはないのですが、職員と市民活動の諸団体がそこで出会って、さまざまな事業が展開されております。そういうことで、今回、今年度の出会いカフェがどのようなことをされているのか、想定というか、予定として。謝金ということになってはいますけれども、その内容をまずお願いいたします。

○委員長

何年度ですか。今年度ですか。

○森重委員

この予算書の。

○委員長

31年度ですね。

○縄田地域づくり推進課長

講師謝金等5万円の31年度の活用方法でありますけれども、先ほど委員から御紹介がありましたとおり、市の職員と市民活動団体が参加して、お互いの活動内容や思いを共有するという目的で出会いカフェを開催しています。そのファシリテーター役の講師の方に5万円をお支払いする予定になっています。

なお、この出会いカフェでは、市と市民活動団体等が協力して課題解決を図るという協働事業提案制度の内容についても御紹介をするなど、市民活動団体の活動支援に繋がる形で開催しようと考えております。

以上です。

○森重委員

そういう出会いの場を通して、やはり今ある市民力というか、協働で何とかまちの諸課題を解決していこうという、自主性とか自発性もこの事業を通して、事業というか、こういうところからだんだんと展開されてきているわけですがけれども、これまでは、元気なまち協働推進事業、前身の。また、今年度は昨年と同様に協働事業提案型制度、こういうことが福祉と教育のほうで上がってございました。

そこではさまざまな事業をお聞きしたんですけども、制度そのものの考え方はここではないとお聞きできませんのでお聞きするんですけども、だんだんと段階を踏まえてこのように元気なまち協働推進事業、さらにステップアップした事業として協働事業提案型という流れになっていますけれども、そのあたりの事業を展開する側の考え方というか、やはりこれはだいぶ違ってきて、進歩してきていると思いますので、そのあたりをお聞かせください。

○縄田地域づくり推進課長

ただいま委員から御紹介がありましたとおり、平成26年度から平成29年度にかけて元気なまち協働推進事業を実施しておりまして、この事業自体は市民活動団体の立ち上げと既存の団体の基盤強化を目的にしております。

現在、実施しております協働事業提案制度につきましては、ステップアップとして多様化、複雑化する公共課題を市民と行政が協働で解決していこうという制度でありまして、期待される効果としましては、市民の豊富な知識や長年の経験など、潜在能力を各種行政施策に反映することで、公共的な課題を、効果的、効率的に課題解決を図っていこうというものであります。

以上です。

○森重委員

さまざまな事業を展開されて、短ければ単年度で終わる場合もありますし、最長3年というかたちで事業を続けられてきましたけれども、それらを総合的に評価し合うとか、報告し合う場としても、この出会いカフェを使っていられるのですか。

○縄田地域づくり推進課長

今年度、平成31年2月に開催しました出会いカフェにおきましては、30年度に実施しました協働事業提案制度の事業報告として、その事業の結果や効果などにつきまして、参加されておられる市民活動団体の方にも御紹介しております。

以上です。

○森重委員

本当、この制度をそういう事業報告や、みんながどういうことをしてきたということ
を黙認し合うということがなければ、ただ事業を投げただけではいけないと思います。

そういう意味でも、この出会いカフェは、職員さんといろんな市民の諸団体、あるい
は、興味がある方がそういうところでいろいろと触発をされて、大きく、年々やはりそ
ういう力を積み上げていっているということで、非常に素晴らしい事業だと思います。

今後、時代に合った都市経営ということでも、市はいろいろと取り組んでおりますけ
れども、持続可能なまちづくりについて、やはりこういう視点から新しい公共の力を育
てていこうという側面もありますので、小さな出会いからこのように展開して、それが
成果に結びついて大きな力になっていくように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思
います。

以上です。

○林委員

空き家対策事業についてお尋ねをいたします。予算書の63ページです。

7行目の空家等実態調査委託料が800万上がっておりますが、そこで、空家等実態調
査の概要をお尋ねしたいと思います。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問の空家等実態調査についてでございますが、適切に管理されていな
い空家等は安全上の低下や公衆衛生上の悪化を招くなど、周辺的生活環境に影響を及ぼ
す可能性があることから、市内全域の空家等について実態把握を行い、空家等の適正管
理や有効活用に向けた基礎資料とするため調査を実施するものでございます。

調査方法といたしましては、業者委託による住宅、店舗、事務所等、全ての建物の空
家等を特定し、老朽度判定を行い、調査後に空き家戸数等の集計や分析及び空家等台帳
システムの構築を行うものでございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。空家等の概要については、今、お尋ねして理解はしたんで
すけれども、空家等の現状というのか、今、市内全体の情報提供による対応件数をお尋
ねしたいと思います。

○小田生活安全課長

現在、市民からの空家等の情報提供をもとに解決に向けて職員による現地調査や所有
者への助言等の対応を実施しております。

現在までの対応件数といたしましては、2月末現在で空家等の情報提供件数が124件、
そのうち管理不適切と判断した空家等が107件、そのうち解体や補強などで解決した空

家等が59件、所有者が何らかの事情で対応できないなど、解決に至っていない空家等が48件となっております。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。たくさん情報提供等、管理不適切など、いろいろと解体や補強などで解決など、もろもろ出ておりますけれども、所有者の解決ができていない件数も48件と聞きましてびっくりしましたけれども、特定空家等の措置対象は、これに全て当てはまるのでしょうか。

○小田生活安全課長

現在、解決に至っていない空家等48件の中に特定空家等の措置対象になっている空家等はございません。

以上です。

○林委員

失礼いたしました。そうしたら、放置すればそのまま倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状況とか、そういう景観とか生活環境、不適切な状況はないということで、よくわかりました。

そのような状況の中で、空家等の実態調査後のいわゆる活用というのか、そういうところでは、どのようにお取り扱いをされるかをお尋ねいたします。

○小田生活安全課長

空家等の実態調査後の活用法といたしましては、実態調査データを基礎資料とし、空家等に対する措置方針、空家等の増加の抑制、利活用、所有者への適正な管理の促進などの対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした空家等対策計画の策定を平成33年度に予定しております。

また、実態調査データは、庁内連携のもと空き家バンク等各部署の空き家対策に係る施策の活用を考えております。

以上です。

○林委員

詳細にわたってありがとうございました。特に気になったのが、先ほども御説明いただきましたけれども、所有者がいらっしゃっても、解決ができていないということもお聞きしましたけれども、33年度までにそういういろんなデータをもとに対策を練っていくということをお聞きしましたので、期待をいたしております。

もう一点よろしいですか。

先ほどから「空家等」ということで、「等」というものに大きな意味が含まれていると思うんですけれども、その点をお伺いしたいと思います。

○小田生活安全課長

「空家等」の定義といたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法で、居住その他の使用がなされていない状態であった建築物とその敷地とし、具体的に申し上げますと「おおむね1年以上の使用実態がない空き家で、建築物だけでなく、その建築物に附属する門又は塀及びその敷地、敷地内に植えられている樹木も含む」ものでございます。

以上です。

○林委員

建物以外の附属物も含むということがよくわかりました。

これからもしっかりと対策を練っていただいて、空家等が、景観ももちろんですけども、生活環境、不適切な状況にならないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○岸本委員

それでは、予算書の69ページをお願いいたします。下から9行目、標準宅地不動産鑑定評価委託料1,775万9,000円について少し詳しい説明をお願いいたします。

○杉本税務課長

標準宅地不動産鑑定評価委託料でございますが、次の評価替えに向けて、標準宅地本鑑定253地点、田畑山林標準宅地本鑑定12地点、それに加え、時点修正分の鑑定評価を行う予定としております。

以上です。

○岸本委員

すみません。ちょっと聞こえなかったもので。3年に1回評価替えがありますね。その評価替えの年に向けて鑑定されるのですか。それとも、これは毎年鑑定されているのでしょうか。

○杉本税務課長

3年に1回の評価替え、次の評価替えに向けての本鑑定及び時点修正でございます。

○岸本委員

この鑑定委員さんというのは、国が指定された機関による鑑定でしょうか。

○杉本税務課長

光市の場合は、山口県不動産鑑定士協会に委託している次第でございます。

○岸本委員

先ほどちょっと聞こえなかったんですけど、標準宅地は何カ所認定されると言われましたか。

○杉本税務課長

予算の計上上、標準宅地の本鑑定は253地点、田畑山林標準宅地本鑑定においては12地点を予定としております。

以上です。

○岸本委員

この宅地の253地点で固定資産税の路線価というのを決めていけますのでしょうか。

○杉本税務課長

基本的には国が定める地価公示価格及び県が定める県地価調整価格、また、税務署が定める相続税路線価格との相互の均衡とともに、固定資産税の価格における市内地域間や用途地区間の均衡を図ります。また、周辺市町における本市の鑑定宅地と同様な用途に利用されている土地の価格動向を踏まえた上で、鑑定評価を行うこととしております。

以上です。

○岸本委員

実売価格というものがありますね。通常、売買する価格、その価格を市が把握できるのでしょうか。

○杉本税務課長

売買価格はあくまでも鑑定評価における参考の一つでありまして、それがイコール評価額ではありません。

○岸本委員

この鑑定委員の方が評価された253カ所の価格を見られて、ちょっとここは通常より安いのではないかと、高いのではないかと疑問に思われることはありませんか。

○杉本税務課長

適正な鑑定評価額だと考えております。

以上です。

○岸本委員

わかりました。

次にその上の下から11行目、固定資産土地評価業務委託料1,200万、これについて、先ほど説明していただきましたけれども、もう少し詳しい説明をしていただきたいと思います。

○杉本税務課長

固定資産土地評価業務委託料につきましては、評価替え3年サイクルの2年目として、光市で使用している統合型GISシステム（地理情報システム）というものがございます。そのGIS上の地番図修正として、所有者、地目、地籍等の情報のデータ更新等、それに加えて航空写真撮影を行うこととしております。

以上です。

○岸本委員

最近、所有者のわからない不動産が北海道ぐらいの面積で所有者のわからない不動産が出てきていると聞きますが、本市においては、所有者がわからない不動産というのはどのぐらいあるのでしょうか。

○杉本税務課長

その辺は資料を持ち合わせておりません。

○岸本委員

終わります。

○仲山委員

1点だけ確認させてください。先ほど、ほかの委員の質問で、空家等実態調査のことがありました。予算としては800万円上がっていて、それなりの手当てが、国からでしたか、あるという状況での調査だと理解していますけれども、一旦、台帳化するという話をお伺いしました。台帳化するものの、これは空き家を1回調べたら済むというものではなく、年々空き家は状況が変わっていくということがあるのですけれども、今後こういった調査は定期的に実行できるような状況があるのか、もしくは、今回の調査をベースにして、今後、更新していく方法等について何か考えていらっしゃるようでしたらお伺いしたいと思います。

○小田生活安全課長

ただいまの御質問ですが、計画期間が5年でありますことから、5年後に調査をすることについては、今後検討課題としております。

以上です。

○仲山委員

具体的に「5年後」という数字が出てまいりましたけれども、今後も引き続き何らか

のかたちで調査をするか、もしくは情報を更新していく方法を考えておかないと、空き家の情報を生かしていけないと思いますので、そのあたりもよろしく願いいたします。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

④議案第2号 平成31年度光市国民健康保険特別会計予算

説 明：古迫市民部次長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

国民健康保険特別会計予算参考資料、これの10ページをごらんください。これの基金の部分なんですけど、平成30年度に約3億5,000万円積み上げており、平成31年度の基金の取り崩しが約1億8,300万円あります。予算書の16ページをごらんになってください。16ページの上から3段目、国民健康保険事業費納付金、これは県の示した金額で、前年度、14億6,329万円、本年度も14億1,894万円です。

それで、今後の基金の見通しなんですけど、30年度の約3億5,000万円、この関係ではほとんど変わらないような感じなんですけど、こういったかたちで基金が3億5,000万円ぐらいの積み上げができるのかというところの見通しなんかはどうでしょうか。

○古迫市民部次長

基金の見通しということですが、平成30年度は、平成29年度の決算剰余金が膨らんだことにより、今、言われたとおり、約3億5,000万円の積み立てをすることになりました。平成30年度から都道府県化に伴いまして、県が示す事業費納付金を支払い、一方で保険給付費については全額が県から交付されるようになりましたので、平成30年度の決算では、平成29年度のような大きな決算剰余金はないと見込んでおります。

また、平成31年度は、基金を活用した予算を組んでいるところであります。
以上です。

○田邊委員

わかりました。平成30年度みたいな、そういった3億5,000万円ぐらいの基金の積み上げはちょっと難しいということは理解しました。

続きまして、予算概要15ページなんですけど、お願いします。

予算の概要の15ページの一番下です。

特定健診受診率・特定保健指導実施率向上戦略、これについて、A Iを活用しては、どのようなことをするのか、また、勧奨案内はどうするのか、これを、A I、人工知能と言われるものでしょうけど、その人工知能を使ってどういったことをするのかというところをお願いします。

○古迫市民部次長

人工知能、A Iを活用した未受診者勧奨でございますが、これまでは、9月までに特定健診を受けておられない方全員に対して受診勧奨はがきを発行しておりました。なかなか効果が上がらないところもございますので、平成31年度は過去の受診履歴、年代、性別、それから健診結果値や問診表を人工知能で解析し、未受診者のうち、より行動変容を起こしやすい方を対象に、特性に合わせたメッセージにより、効率的、効果的な受診勧奨を実施することとしております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。ちょっとどこの範囲がA Iなのか、受診率の向上とかいうのでしょうか、今後、期待します。

それで、その横の財源についてなんですけど、5,397万円の予算なんですけど、国庫支出金とその他となっております。これは、一般財源はゼロということなんですけど、このその他の主な財源、この2,685万9,000円、このあたりはどういったところからですか。

○古迫市民部次長

ここの2,685万9,000円でございますが、国民健康保険税を充てることとしております。以上です。

○田邊委員

わかりました。国民健康保険税で充てるということですね。理解しました。

今、その特定健診のほうをちょっと聞いているんですけど、その受診率、この目指す受診率を、先ほどはA Iを使うということなんですけど、このA Iを使った上での受診率はどういったことになりますか。

○古迫市民部次長

受診率でございますが、直近値で申し上げますと、平成29年度が27.4%ということでございます。今、A Iの活用と、無料化もございまして、合わせて10ポイント程度向上できればということで期待をして、準備を進めていきたいと思っております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。そのA Iについてなんですけど、恐らく、予算書の19ページと思うんですけど、予算書の19ページの下から8番目、特定健診受診率向上事務事業委託料400万円、これがA Iの予算ですか。

○古迫市民部次長

この事業にかかる費用は、ここに掲載しております400万円でございます。
以上です。

○田邊委員

わかりました。最後の質問です。インセンティブ、この事業、いわゆる特定健診受診率・特定保健指導実施率向上戦略、これはいわゆる保険者努力支援、これになる制度、事業なんでしょうか。

○古迫市民部次長

保険者努力支援分として手当をされるところでございます。
以上です。

○田邊委員

31年度には、その幾らか出る、その内訳が出るということですね。

○古迫市民部次長

31年度の成果としては、32年度の予算に反映されることとなります。
以上です。

○田邊委員

わかりました。32年度のほうですね。

○古迫市民部次長

32年度以降ということでございます。
以上です。

○田邊委員

わかりました。国保、こういった複雑な部分が多いんですけど、今後、いわゆる生活を守る保険、生活を守った上でのいわゆる保険として、今後も国民皆保険という制度というところで、無理のない制度を望みます。
以上です。

○森重委員

1点だけお聞きいたします。先だってから、いろいろ話題を集めておりました子供医

療費の無料化、いわゆる就学前の乳幼児医療費の無料化に対するペナルティが、今回、なくなったということで、多分、予算書は11ページのその他一般会計繰入金、国保負担軽減対策繰入金というところで見ると思うんですけど、このあたりは、金額的にどのようになっているのか、ちょっとお尋ねをしてみます。

○古迫市民部次長

国保負担軽減対策繰入金のことでございますが、国は、地方単独事業による医療費助成により、患者の自己負担が軽減されることになりますと、医療費増が生じるとして、自治体間の実施状況が異なりますので、財源を公平に配分する観点から、重度心身障害者、ひとり親及び未就学児の医療費につきましては、国庫負担金等の減額調整措置を行っているところでございます。

その減額措置に対しまして、国の補助金の減額分を県と市、2分の1の負担割合で、一般会計から繰り入れているところでございます。

なお、その中に未就学児の医療費無料化につきましては、国のほうが全ての市町村が何らかの措置をしているという実態を踏まえまして、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度分から減額調整措置をやめ、その影響を受ける平成31年度からの歳入は計上はしておりません。

以上です。

○森重委員

その国の減額に対する金額、県と市の割合があるんだと思いますけども、市は幾らなんですか。

○古迫市民部次長

国保会計には影響ありませんけど、一般会計の影響分として80万円を見込んでおります。

○森重委員

わかりました。少子化対策に使ってくださいということで、光市におかれましては、さまざま所得制限の撤廃等、いろいろ力を入れておられますので、そのあたりはよくやっておられるというふうなことに評価をしたいと思います。

もう一点ですけど、今、未就学、ゼロ歳から6歳までの、就学前の乳幼児医療費はペナルティがなくなったということで、その後、光市でも中学3年までとかいうふうな市独自の制度を持っておりますけども、そのあたりのペナルティについては、つくということですね。

○古迫市民部次長

小学校以上の医療費無料化の影響については、減額措置といえますか、そういった影響はあります。

以上です。

○森重委員

その金額だけは、ちょっとお聞きしときます。

○古迫市民部次長

影響は約60万円と見込んでおります。

以上です。

○森重委員

わかりました。了解いたしました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第5号 平成31年度光市後期高齢者医療特別会計予算

説 明：古迫市民部次長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

わかりました、説明。ちょっと特例措置の見直しというところで、かなり気になっているんですけど、予算書の114、115ページ、この中で特例の見直し、これについて、少し説明がありました。もう少し詳しく、こういった冊子を見たらわかると思うんですけど、いわゆる9割、8.5割が7割になるというところなんですけど、そこの今後の予定などお願いします。

○古迫市民部次長

特例制度の見直しにつきましては、世代間の公平の観点等から実施されるものでありますが、後期高齢者保険料の均等割額の9割と8.5割の軽減が、平成31年10月から本則の7割に戻るものでございます。

以上です。

○田邊委員

今、言う、9割の方たちは、どれぐらいの年収の方たちなんですか。

○古迫市民部次長

9割軽減の方は、収入が年金のみで、年間80万円以下の方でございます。

それから、8.5割軽減の方は、所得が33万円以下の人で、年金収入で申し上げますと、年間153万円以下の方でございます。

以上です。

○田邊委員

そういったかたちで、今、特例措置がずっととられてきたということなんですけど、この9割の80万円以下の方、この方についての10月より7割になるというところなんですけど、それに伴って、年金生活者支援給付金、こういったものがあると聞いております。それは、どういったかたちでしょうか。

○古迫市民部次長

9割軽減対象者には、今、言われましたように、年金生活者支援金ということで、1カ月当たり、基準額5,000円が平成31年10月から1年間支給されます。

一方、8.5割軽減者につきましては、この年金生活者支援金は支給されませんが、8.5割軽減が1年間継続される経過措置を設けられております。

以上です。

○田邊委員

今まで軽減措置が9割だった人が、ことしの10月からは7割になって、ひと月5,000円の給付金が入ると。しかしながら、それは未来永劫じゃなく、1年間の区切りであると。そして、もう一つ、8.5割の人は32年の10月まで8.5割のまま走るということでよろしいのでしょうか。

○古迫市民部次長

そのとおりでございます。

○田邊委員

制度ではありますが、この国から示したものの、こういったものを先ほど言ったように、保険料の均等化を図るところなんですけど、そういったところで、これは制度ですけど、この軽減の廃止は、財政問題による視点とかというところではないでしょうか。

○古迫市民部次長

国の制度に基づいて実施されるものでございますので、そのあたりは承知をしております。

以上です。

○田邊委員

わかりました。国の制度なんでね。そういったもので、今言う、低所得者の保険制度でも、いわゆる今までの軽減がまた軽減率がちょっと苦しくなるということで、5,000

円の措置はあるけど、それも期限があるというところで、理解しました。

討 論

○田邊委員

議案第5号平成31年度光市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度の保険料均等割を軽減する特例措置9割軽減、8.5割軽減を10月から廃止し、7割軽減になるという制度が盛り込まれている予算ですが、9割軽減が適用されている低所得者の多くが受ける年金生活者支援給付金5,000円の補助も、期限が1年間であり、また、その後は補助もなくなり、7割軽減になる。

8.5割軽減の人については、平成32年10月まで8.5割軽減は延長されるが、その後は7割軽減になる。

この制度には、高齢者の医療をどう賄うかという財政問題に視点が置かれ、高齢者という特性、福祉的な視点がおろそかにされたことによるものと考えられます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の生活を守る視点に立った制度であるべきだという点を指摘して、反対討論といたします。

以上です。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①平成30年7月豪雨災害について（報告）（市民部関係分）

説 明：古迫市民部次長 ～別紙

質 疑：なし

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

- ①議案第11号 光市情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 光市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 光市公平委員会設置条例を廃止する条例
- 議案第16号 光市職員団体の登録に関する条例を廃止する条例
- 議案第17号 光市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

議案第13号の光市公平委員会設置条例を廃止する条例、これについて、少し質問をさせていただきます。公平委員会、人事委員会というのは、ちょっと大きな自治体にあるというのがわかるんですけど、光市は公平委員会。これ任命権者は人事機関であって、この任命権者の任命権をチェックするという今までの役割を持っていたとは思われるんですが、この公平委員会がいわゆる県に行くというところで、今まで公平委員会で何かそういった審議された事例なんかはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

○讃井総務課長

これまで合併以降、公平委員会のほうに来た……。

○小田総務部長

これまで公平委員会において審議された事例はございません。
なお、相談事項は2件あると聞いております。
以上です。

○田邊委員

今まで職員の方は、公平委員会が光市にあったという形で捉えられていると思うんですけど、その公平委員会が今度県のほうに移行するという形の周知、そういったものをちょっと気にしているんですが、そういったところの計画なんかをお願いします。

○讃井総務課長

職員の周知であります。本議案御議決後、手続として県知事の許可がおり次第、職員には周知を図りたいと考えております。
以上であります。

○田邊委員

わかりました。そのあたりのところをやっぱりちょっと、いわゆる公的機関なんで、

よろしくお願ひします。
以上です。

○仲山委員

ちょっと確認させてください。議案第11号と12号についてなんですけれども、13号に示してあります、公平委員会は次に掲げる事務を処理するといった、この事務を処理したその文書についての情報公開及び個人情報保護というものの適用対処だったというふうに理解していいんでしょうか。

○讚井総務課長

そのとおりであります。

○仲山委員

これが山口県市町総合事務組合のほうに移行した場合に、その個人情報保護であるとか、情報公開に関してはどのようなになるんでしょうか。

○讚井総務課長

山口県市町総合事務組合のほうに請求を行うようになります。
以上であります。

○仲山委員

ほぼ同様に扱われるというふうに理解してよろしいですか。情報公開や個人情報保護については、これまで市で行っていたのと。

○讚井総務課長

市町総合事務組合での条例を読み込んでいるわけではないので、詳しくはわかりませんが、同じというふうに思っております。
以上であります。

○守田監査委員事務局長

ただいま総務課長、ちょっと一部補足させていただきます。
山口県市町公平委員会におきましても、公文書の開示に係る規則、個人情報保護条例、このようなものは当然整備されているところでございます。
以上でございます。

○仲山委員

理解いたしました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

②議案第15号 光市職員定数条例の一部を改正する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

③議案第18号 光市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

④議案第36号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑤議案第37号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑥議案第14号 光市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑦議案第19号 光市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

説 明：讃井総務課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

⑧議案第1号 平成31年度光市一般会計予算〔総務部・消防担当部所管分〕

説 明：讃井総務課長、中原消防担当課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。

人件費についてお願いします。予算書43ページをお願いします。予算説明資料は20ページですが、それについて数点質問します。

人件費の予算はどのように構成されているかというところなんですけど、予算書の43

ページの人件費で、そういったところをちょっと聞きたいと思います。予算説明資料の20ページを具体的にお願ひしたいんですけど、よろしくお願ひします。

○笹井委員長

田邊委員、もう少し、何の質問かがわかるように。

○田邊委員

人件費でちょっと気になっているところは、一般財源配分方式の中に含まれるか、含まれていないかというところなんですけど、そこを詳しく教えてほしいというところなんですけど。

○讚井総務課長

人件費につきましては、一般財源配分方式の中には含まれておりません。

○田邊委員

わかりました。

31年度の人件費は、平成32年度に比べて増えているようなことは見られるんですけど、先ほども説明もらったんですけど、もう少し具体的には、もう少し変わったところというのはないんでしょうか。退職者が5名増えたというところはわかるんですけど、それ以外のところというところはないんですか。退職者が5名増えたことだけで単純に増えたということなんですか。

○讚井総務課長

人件費が増えた原因は、説明したとおり、退職金が増えたというところでありまして。ほかの人件費につきましては、多少の増減はありますが昨年並みということでございませぬ。

○田邊委員

わかりました。今、説明をもらったように、5名増えたというところで判断します。ほかは、前年度の実績というか、そういったものではじいたというところで理解します。

それと、職員数の増減、これは、現時点で言えるんですか、それとも、いつの時点で言えるか、数に関しては言えるところでお願ひします。

○讚井総務課長

予算編成の仕方として、人件費につきましては、基本的には定年退職する職員の位置に新規採用職員の位置を当てはめるということで積算をしております。

そうした中で、職員人数ということなんですけど、平成31年度の予算上の職員数は、全体で申しますと、フルタイム再任用を含む一般職員、これは386人でありまして、昨年予算と比べましてプラス3人となっております。

短時間勤務の再任用職員、これは21人、昨年予算に比べてマイナス13人となっております。これは、再任用のフルタイム化が進んだことによるマイナスということになっております。

また、嘱託職員、これについては68人となっております、前年比はマイナス1人という状況であります。

以上でございます。

○田邊委員

嘱託職員68人は、今、幾らマイナスなんでしょうか。

○讚井総務課長

マイナス1人です。

○田邊委員

わかりました。全体で、プラス正職の人が3人、再任用でマイナス13人、嘱託でマイナス1人ということよろしいでしょうか。

○讚井総務課長

そのとおりであります。

○田邊委員

続きまして、時間外勤務もこの人件費の中には入っているかと、新年度予算の時間外勤務の手当は、29年度の決算のとき、時間外勤務についてはちょっと触れたんですけど、そういった時間外についての賃金、これは、この全体の人件費にどういった形で入っているか、どういった形で積算をして出したかと、そういったところもあれば教えてください。

○讚井総務課長

職員の時間外勤務手当であります、これについては、当然予算の中に入っております。予算の説明資料の20ページの下から8行目、ここに時間外勤務手当ということで計上しております。

時間外勤務の積算の仕方ではありますが、これは、今年度の実績を勘案して考えております。

ただ、30年度は災害等の対応があり、時間外が一時的に増加した部分がありますので、その辺は調整して積算をするとともに、31年度、新規事業、例えばプレミアム商品券の事業とかが予定されておりますので、そこら辺については多少プラスをするなどして積算をしているところであります。

○田邊委員

わかりました。今、120万円プラスの1.3%の増というところを、言われた31年度の事業についての増減を見込んでいるというところはわかりました。

昨年の29年度の決算の委員会で、時間外手当は約1億円あったと思うんですけど、これで、そのときも少し話したんですけど、この1億円で正職員が何人登用できるかということに対して言えば、約13人との答弁があったのは覚えておりますが、時間外勤務が今、これだけの約1億円ですね、やっぱり。そういったところで、そのような考え、この時間外を減らして職員を1人でも2人でもという考え方はあるんでしょうか、今後。

○讃井総務課長

時間外手当を財源にということではありますが、委員ご提案のように、この時間外手当の財源で正職員を雇用することによって、職員全体の時間外勤務手当がなくなるのであればいいんですが、必ずしも時間外勤務手当はそれでゼロにはならないというふうに考えております。

したがいまして、時間外手当を財源とした職員の雇用といったことは、今は考えておりません。

以上です。

○田邊委員

人件費については、各自治体が横ばいの状態でほとんど推移しておるようなところで、後にも触れますけど、今後、いろいろ職員の改革なんかは会計年度任用職員なんかの制度で恐らくなってくると思うんですけど、そういったところを考えていくべきではないかとは思いますが。人件費についての1.3%増、これは理解します。ことしの事業によって1.3%増を見込んでいるというところを理解しました。

人件費についての43ページは終わりました、予算書の49ページをお願いします。

人事管理事業の人事給与システム改修委託料、下から8、9段目あたりのところなんですけど、これ1,450万円、この同じ名称で、前年度は147万8,000円、31年度で1,302万2,000円増額しております。そもそも人事給与システム、これは何をやるシステムかというところをお聞きしたいのですが。先ほど、少しは聞いたんですけど、もっと具体的をお願いします。

○讃井総務課長

人事給与システムですが、職員の所属の情報、所属の履歴、職員の給料の基本額、各種手当、予算費目でありますとか、社会保険の基礎情報などを管理しておりまして、適切かつ簡便に給与の支給、社会保険に関する負担金の納付、賞与等の支給などを行うためのシステムであります。

○田邊委員

先ほどの説明で、会計年度の任用職員制度についてもこのシステム改修が必要だと、そういう説明があったように思うんですけど。その中で、一段下のこの100万円、人事

評価制度再構築支援業務、この委託料、この2つはセットという考え方ですか。システムがあって、構築の支援業務という、1,450万円と100万円、これはセットみたいな形なんでしょうか。

○讚井総務課長

一段下のその人事評価制度再構築支援業務委託料の100万円、これにつきましては、人事給与システムの改修とは関係なく、人事評価制度の再構築に係る費用として計上しております。この2つは別物であります。

以上です。

○田邊委員

そこです。具体的に人事を評価というのは、どういった考え方があるんでしょうか。

○讚井総務課長

人事評価制度であります。本市においては、現在、職員の業務遂行に当たって、実際に発揮した能力でありますとか行動の評価を行います。能力評価というものと、実際に上げた業績、結果を評価をする業績評価の二本立てで人事評価を行っているところであります。

○田邊委員

能力評価と業績評価を二本立てで行うということなんですが、それについて、今までは、そんなにはっきりはしていなかったんですか、これは。この100万円を使って、これをもう一回はっきりさせるための人事評価という形ですか。

○讚井総務課長

今現在、人事評価をやっているわけですが、改めて、職員の、単に評価するだけでなく、人材育成という観点もかねて人事評価制度を見直していくというところで、委託料を今回100万円上げているところであります。

○田邊委員

それ、管理職以外ですか。管理職も両方ともですか。

○讚井総務課長

人事評価の対象は、管理職も含めて全職員であります。

○田邊委員

これは所管ごとですか。所管ごとに出すような形。それとも総務部が評価するの、どうということ。

○讚井総務課長

人事評価制度は、所属長が基本評価者となって人事評価を行うということになります。

○田邊委員

その評価はA、Bとかというのは、大まかな数字で、各所管でこういったものとか、個人のそういったものは、個人名は出たりすることはないんでしょうけど。そういったものも業績シートの中に載るんですか、項目として。そういったものはどこかの項目でホームページなり何なりで、ある程度わかるんでしょうか。それとも内部的な資料ですか。

○讚井総務課長

人事評価につきましては、人事評価のシートがございまして、それに基づいて行うことになります。成績表みたいなものです。

○小田総務部長

人事評価については、個々の職員の1年間を通した具体的な業務に関する評価になります。したがって、当然のことではありますが、個人情報観点もございまして、非公開という内部資料として取り扱っております。

以上であります。

○田邊委員

ストレスチェックなど何かいろいろ、先ほどもそのストレスとか、人事についてはそういったものもあるんで、内部的な資料、十分に注意してもらって、この人事評価が、個人的にはいろいろ差があると思うんですよ、やはり、いろいろそれに長けた人。そういったもので、あくまでその指数だけであって、それによつての個人を評価するということだけ気をつけてもらいたいなどは思います。

続きまして、その人事評価の関係、そういったものはそこまでとして、30年度の予算で会計年度任用職員制度導入への支援業務委託料216万円を計上しておりました。先ほどから、平成32年、いわゆる2020年ですか、4月1日から導入される会計年度任用職員制度に対応するためのことでしたが、これの216万円を前年度行って業務委託について行ったんですけど、この制度設計の今現在の進捗状況など、もう来年4月1日からこの制度が導入されるというところなんで、その辺のところを教えてください。

○委員長

田邊委員、31年度予算の審議ですが、31年度予算……。

○田邊委員

30年度に会計年度任用職員制度導入支援業務委託料という216万円があったんですよ。しかし、ことしは無いと。そして、ことしは無いんで、ことしも継続するのか、また、

ない場合、その行ったのをそういったことで継続していくのか、また、そういったことなのかというところを聞きたいというところなんです。

○委員長

わかりました。今の項目、予算の中にどうなっているのか、その辺が説明ができればお願いいたします。

○讚井総務課長

会計年度の支援業務につきましては、30年度で終了ということで、31年度には計上しておりません。

○田邊委員

30年度で終わったというところで、31年度に計上していないということは、もう32年4月1日で確実に導入できるわけですか、その辺のところ、大丈夫ですか。いや、終わったんでしょ、もう、計画が。そういったところを。

○讚井総務課長

会計年度任用職員制度につきましては、いずれ条例を制定をするようになりますので、そのときには、議案としてお諮りをしたいと考えております。

○小田総務部長

会計年度任用職員制度につきましては、制度設計については基本的に30年度で終わっております。31年度予算は、先ほども御説明をいたしましたように、人事給与システムの改修という作業もありますし、これから具体的な作業を31年度に、募集から選考までを行っていくということでもありますので、一連の作業は今からでございます。

以上でございます。

○田邊委員

条例なり何なりが出てくるのはもうわかっているんですけど、いわゆる32年の4月1日にその会計年度任用職員制度が導入されるというところで、この予算が上がっていないんで、どうなんかなと思って少し心配になって聞いてみたんですけど、大丈夫と言はんなら、別によろしいです。

そういったところで、先ほども、この予算の中に会計年度の任用制度に絡むところというのは、やはり人事給与システムとかそういったところですか。

○讚井総務課長

31年度予算につきましては、そののみです。

○田邊委員

わかりました。そこの人事給与システム改修委託料、これで、この2つの項目のところ、ここで会計年度任用職員の導入、4月1日、こういったところで処遇改善、こういったものを検討してください。

4月1日に改正地公法、また改正地公法の3つの柱として、新しい非常勤の職員の枠組みである会計年度任用職員制度の構築とあります。3つあるので、1つがそれと、2つ目が特別職の非常勤職員の職の限定、3つ目が臨時的任用職員の任用の適正確保となっておりますが、そういったところを、行政改革を推進しつつ、効率的な行政サービスの提供をお願いして終わります。

○林委員

おはようございます。防災諸費について2点、お尋ねをいたします。

初めに、予算書65ページ、9行目の緊急避難場所表示板作成委託料、ここに100万円が計上されております。また、予算説明資料23ページに、緊急避難場所46カ所に表示板を設置とあります。私は、昨年の委員会で、表示板設置は防災・減災対策に有効で、避難所だけではなく、一時的避難場所である公園やグラウンドへの設置をお願いしたところでございますが、実現に向けて努力していただいておりますこと、大変心強く感じております。

そこで、表示板のデザインと申しますか、仕様はどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○呉橋防災危機管理課長

表示板の仕様についてでございますが、表示板を作成します留意点といたしましては、まず日本工業規格による図記号を使用いたしまして、その場所がどの災害に適合しているか、不適合かをわかりやすく表示するとともに、夜間の視認性を確保するために、基盤の上に蓄光シート加工をいたします。

なお、表示板のサイズは避難所表示板と同じサイズ、B3サイズを予定しておりますところでございます。

以上です。

○林委員

ありがとうございました。夜間の視認性にも配慮されているところで安心いたしました。市民の方たちが見てわかりやすいのが一番でございます、その点よろしく願いいたします。

ここで、表示板の作成枚数についてですけれど、私、質問を読み返してみますと、昨年の枚数とほぼ同じでございます、その点はわかるんですけど、金額は少し高くなっておりますけど、何か理由が御座るか、そのあたりをお尋ねいたします。

○呉橋防災危機管理課長

表示板につきましては、通常、壁やフェンスに取りつけることとなりますが、緊急避

難場所である公園とかグラウンドには壁やフェンスがない場所があります。その場合には、表示板を取りつけるための支柱等を作成する必要がありますので、そのために、昨年と比べると予算の計上額が少し高くなっているというところがございます。

以上です。

○林委員

わかりました。公園等には支柱を立てて取りつけるということで理解いたしました。

表示板は可能な限り市民の目に触れやすい場所に設置することで、防災に感心を持ち、防災意識の向上につながると思っております。そういう点で、御配慮いただいたこと、うれしく思っています。

そこで、もう一点、予算書の65ページの1行目の食糧費についてでございますけれど、昨年と比べて金額が少し増えていると思えますけれど、その点について御説明をお願いいたします。

○呉橋防災危機管理課長

それでは、食糧費の増額について説明をいたします。食糧費につきましては、現在備蓄しておりますアルファ化米や保存水に加えまして、火や水を使わずにすぐ食べれるビスコや栄養補給あめ、これらを備蓄いたしまして、避難所の環境改善を図るものでございます。

大規模災害では、家屋の浸水や倒壊により、家庭での備蓄食糧が活用できないこともありますので、避難所開設直後から食べられ、空腹を満たし、栄養補給が可能なビスコや栄養補給あめの備蓄をして、避難所の環境改善に努めようとしておるところでございます。

以上です。

○林委員

失礼いたしました。先ほど、讚井課長からも御説明をいただいております部分、ありがとうございました。改めて、今、御説明いただきました。

ただいまの御説明で大体理解はできましたけれど、備蓄食糧の種類も今お示しいただきましたけれど、増やすことの目的、また、購入予定の食糧の種類等々が、今御説明いただきましたけど、いま一度、詳細にわたって御説明いただきたいと思えます。

○呉橋防災危機管理課長

先ほど申し上げましたように、食糧費については、避難所開設当初からすぐに食べれるものを購入しようと考えておるところです。もちろん、今まで購入しておりましたアルファ化米であるとか保存水は継続して購入する予定でございます。

以上でございます。

○林委員

すいません、重ね重ね御質問して申しわけございません。ありがとうございました。

避難所での食事は、単に栄養補給だけではなく、心の満足という面もあると思います。備蓄食品の種類を増やすということは、避難生活を強いられている人たちの心を癒やすということにもつながってくると思います。大変意義あるものだと思っております。

そこで、アレルギー対応について、今回の備蓄食品にはアレルギーに配慮したものはございますでしょうか。いかがでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

備蓄食糧のアレルギー対応でありますけど、従来から、保存食、アルファ化米につきましては半分程度特定原材料27品目が入っていないものをご購入しておりましたが、それは継続しようと考えておるところでありますし、また、ビスコ等につきましては、どうしても小麦とか乳卵等の特定原材料が入っているのは、製品の特性上仕方ないところはあるんですが、その中でも多く食べてもらうように、1つでも特定原材料の入っているものが少ないものをご購入しようというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○林委員

ありがとうございました。前回もやっぱり、アルファ化米を半分以上備蓄しておくということをご回答いただいております。

どうして、このように、また改めてお聞きするかというと、アレルギーに御配慮いただいたことにはとても感謝いたしておりますけど、大変そういう部分では注視しなきゃいけない部分があるもので、敢えてアレルギーに対しても御配慮をお願いしたところがございます。

今後とも、保存食につきましては日々進化していると聞いております。所管の方々は大変でございましょうけど、いつ起こるかかわからない災害に備えてしっかりと研究・検討を重ねて、避難される方々への安心感につながる食糧を提供していただきますようお願いして終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○仲山委員

よろしく願いいたします。

まず、概要のほうでは12ページ、予算書のほうでは49ページの上のほうに出ております防災機能強化事業として、庁舎防災機能強化ということがあります。この防災機能強化基本構想策定の委託料として900万円上がっておりますけれども、この強化基本構想を策定する段で、今から入っていくというところですが、今の時点で、どのあたりまでを方針として決めて構想を検討していくという状態なのかお伺いいたします。

○讚井総務課長

庁舎の防災機能強化事業についてであります。一般質問で総務部長が答弁をしたとおりであります。これは、今後起こり得るさまざまな災害へ対応するために、防災の指令拠点としての機能を整備しようとするものであります。

構想の策定に当たっては、本市の災害の特性等を踏まえつつ、本庁舎が有する防災機能の現状と課題を整理をしまして、必要な機能や設備等も含めたあり方について総合的に検討を進めたいと考えております。

以上です。

○仲山委員

これは決まった話としては出ていないのかもしれませんが、敷地内の別棟として機能確保というような話も出ていたように記憶しているんですけども、そのあたりについては方針として決めて構想を検討するというわけではなくて、その前段あたりから検討するという事なんですか。

○讚井総務課長

そういったお話も答弁の中で、例としてお示しをしたとは思いますが、基本構想の中で、そういったことも踏まえて検討していくようになるかと思えます。

○仲山委員

では、それ、決定事項というわけでは、決定というか、そこまで方針として構想を練るというよりは、その前の段階として、災害対応の拠点の機能をどうやって確保するかという構想を練るためというふうに理解してよろしいですか。

○讚井総務課長

そのとおりであります。

○仲山委員

そのための、今、本庁舎が抱えているというか、状況として、災害対応の拠点としての課題といいますか、どういう課題を解決するためにこの構想を練ることになるのか、その重点といいますか、大事な項目というのを伺いできればと思います。

○讚井総務課長

課題についてであります。課題についても基本構想の中で具体的に検討をしていくわけであるわけですが、現時点で、私たちがあくまでも考える想定ではありますが、例えば……。

○小田総務部長

これは、今、予算計上させていただいておりますので、先般、一般質問のほうで答弁した以上のことは、現在お答えできるほどの精度を持っておりません。

ちなみに、答弁しましたとおり、求められる機能とすれば、4つの機能は基本的に踏まえるべきだということであり、災害発生時に迅速に災害対策本部を設置できること等4つの機能をお示ししたとおりであります。

以上でございます。

○仲山委員

了解いたしました。ということは、まだ、その内容も含めて構想を考えるという段階であるということは、整備の規模であるとかいうのも想定もまだこれからという状況なんでしょうか。例えば、金額であるとか、建物というか、そういう施設規模であるとか、そういったものもまだまだこれからだという感じなんでしょうか。

○讚井総務課長

これからであります。

○仲山委員

進んでいきましたら、それを見守っていきたいと思います。ありがとうございました。あと、7点ぐらいですか、すいません、あります。

避難所環境整備として予算が上げられております。概要のほうでまとめてあるんですけども、概要12ページのほうで318万円ということになっております。これらの環境整備について、特に今回留意をしたところ、それから、結果として、それがどういうものとして、予算として用意されるのかというあたりをお伺いできればと思います。

○呉橋防災危機管理課長

それでは、避難所環境整備事業の概要について申し上げます。

今回整備する内容でありますけど、基本的には、避難所を開設する初期から必要となる設備、物資について整備するとともに、現物備蓄品の品目数量を確保することで避難所の環境改善を目指すものであります。

以上です。

○仲山委員

開設時の状況を想定しての整備ということだと思います。

環境整備ということで、ちょっとお伺いというか、お話ししておきたいということがあるんですけども。スフィア基準というのがあります。日本の避難所というのは、戦争のときの難民のキャンプのレベルにも至っていない。話によると、85年前の地震のときの避難所の様子の写真なんかと比べると、ほとんど変わってないということが指摘されていて、内閣府のほうでつくっております避難所の運営というか、その環境についてのガイドラインなんかのほうでも、その改善が必要だということで、前提の考え方のところでも、段階的かつ確実に質の向上を目指すことは避難所の運営のための支援、調整を行う市町村の責務といえるでしょう、というようなことが書かれていたりします。

国際基準にいきなりそれを意識してやるということは、実際的ではないと思うんですけども、そのあたりについて、大きなところでの考え方としてどのように捉えていらっしゃるかお伺いできますでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

委員のほうから先ほど説明がございましたように、平成28年4月に内閣府が策定いたしました避難所運営ガイドライン、これによりますと、避難所の質の向上を考えるときに参考すべき国際基準としてスフィア基準が示されておりますから、本市におきましても、避難所の環境を考える上で、今後の研究材料とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○仲山委員

いきなりということは難しいと思えますけども、頭の隅には置いて進めていただければと思えます。

あと、情報提供といえは情報提供ですけども、先日視察に行ってまいりました伊勢市のほうの避難所開設というか、避難所への備えというところで強調をしていたことが1つあったんですけども、トイレの処理剤というのが大変重要なんだということで、各避難所にこれ、備えているようなことを言っておられました。そのあたりも環境に非常に大きく影響するところなのかなと。実際に、長期間にわたる避難所を開設しているところでの情報ですので、これは、長期間に至るときには大変有効なものなのかなとも思えますので、参考にさせていただければと思えます。

その次に、備蓄倉庫に対する質問が先ほど先行委員からありました。ちょっと1点だけ。これも、先日行ってきたその視察先でもそうだったんですけども、備蓄するのは、あくまで前提は避難所であると。避難所に備蓄するのは前提なんだと。ただ、それが難しい、あるいは困難という場合に、それに対する備えをすると。

そのあたり、実際の進め方としては、光市としては、まず備蓄するところから始めてようやくここまで来たという状態だとは思えますんですけども、やはり目指すべきは各避難所にある程度は備蓄するというを前提に考えていくほうが、それを原則として、事情によって対応を変えていくというようなことをしたほうがいいと思えますけど、そのあたりに関してはどうでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

今回の備蓄倉庫の整備についてでありますけど、備蓄倉庫の目的というのが備蓄物資を避難所にスムーズに、そして、迅速に運ぶというのが大きな目的でありますので、今回できることをやっていこうということでありまして、今後につきましては、これからの研究とさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○小田総務部長

本市の備蓄方針については、市内が非常に8カ所に分かれているという特殊な地区の状況もありますし、このため4カ所にメインとなる備蓄倉庫を設置しております。

それと、新しい考え方として、今回新たに2カ所については、避難所となる中学校、小学校のほうに設置したところであり、今後も引き続き、こういう観点から実施していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○仲山委員

先日、なぎさ復活コンサート、最直近のことですけれども、そのときの女川の報道、被災者、最近のことについて話をさせていただいた佐藤さんの話にもありましたけれども、実際に災害によっては、職員の方々が機能しないというようなことも多々起こります。道路事情だとか、いろんなことでも、被災状況によっても運搬ということは困難な場合が当然考えられます。やはり、できる限り、すぐには無理でしょうけれども、配備は避難所ということに向けて進めていくべきじゃないかと思っておりますので、そのあたり、ぜひ研究していただきたいと思っております。

○小田総務部長

ただいま御説明をいたしましたとおり、新年度において、避難所に直接倉庫を2カ所設置を始めたところであります。

以上です。

○仲山委員

大変、いい方向だとは思っておりますので、ぜひ研究していただければと思います。

次にまいります。同じく、概要25ページのほうにございます。予算でいいますと、防災のところだと思うんですけれども、被災者支援システムの整備ということがあります。このシステム、これは確認ですけれども、先ほども説明でもありました、1つは、被災者に対するの対応ということと、もう1つは、職員の受援というか、応援のことについてのことなのかなというふうに聞いたんですけれども、そういうことと理解してよろしいんでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

被災者支援システムの概要でありますけど、これは県の防災対策事業の一つでありまして、大規模災害時の罹災証明等の発行に関しまして、相互応援による県内市町間の職員派遣を見据えて、県内統一システムの導入により、事務の省力化を図り、職員派遣時の業務の実施の円滑化、かつ迅速化に寄与しようとするものであります。

導入経費につきましては、県が負担し、運用経費を市が負担するというところでございます。

住民の支援状況等を一括管理することによりまして、適切な、そして迅速な避難支援が図られるということでございます。

○仲山委員

具体的には、被災者の方の罹災証明というようなことが上げられておりますけれども、具体的には、これはどういうふうな市民にとって、被災者にとってサービスの向上といえますか、対応の向上になるのか、お伺いできますか。

○呉橋防災危機管理課長

これは一例になりますけど、罹災証明の発行業務におきましては、現地にタブレットを持ち込むことができまして、タブレットとシステムが自動連携機能によりまして、そのタブレットによる調査結果の入力がそのままシステムのほうに反映されると、そういうことで証明の発行スピードが上がる。そして、タブレットにつきまして、罹災のどういふことを点検するか、選択方式になっておりまして、公平な罹災証明の発行が可能となっているというのが大きな特徴であります。

以上です。

○仲山委員

他市町の機関で罹災証明が受けられるとか、そういうことではないんですよね、ないんですか。

○呉橋防災危機管理課長

職員の応援は求めてまいりますけど、他市町で罹災証明が発行できるということではありません。

○仲山委員

応援職員がこうやってシステム化されて、県内で協力し合えるという状況は大変心強いかなと思います。これを受けて、やはりよく聞きます、いわゆる受援計画といいますか、応援が来たときの対応について、ある程度想定してたものを用意しておく、準備しておくという必要もあるかなと思います。そのあたりについてはいかがでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

受援計画につきましては、県内でも何市か計画を立てているところはあるところではありますが、それらを参考にしながら、必要かどうかというところから研究していきたいと思います。

○仲山委員

ありがとうございます。ぜひそのあたり、準備をしていただければと思います。

次に、1つ、先ほど緊急避難場所の標示設置、予算書65ページ100万円の分、上がっております。先ほどの話ですと、今、各施設につけられていっております薄緑色といえますか、あの表示板サイズでほぼ同じような内容での表示かと理解しましたが、今、

建物そのものにつけてある状況を見ます。私もあんまりたくさん、全てを確認しているわけではないですけど、たまたまこんな期間でしたので、あれですけど、文化センターと島田コミュニティセンターのほうに掲示、張りつけてあるのを見ました。サイズの結構控えめだなという印象を受けたんですけども、あれは、建物につけてある以外に、例えば、敷地に入るところであるとか、あるいは道路、そのあたり、主要道からの入り口であるとか、そういうところでの表示はまだ次の段階かなというふうに思うんですけども、まだ、表示はありません。

今度、緊急避難場所ということで、これは、私のほうの理解では、いわゆる一時避難場所といいますか、そこで避難生活をするわけではないけれども、難を逃れるために行く場所というふうに理解をしているんですけども、そのあたりは特にそうですねけれども、施設があるわけではなくて、先ほどおっしゃったように、立て看板を立てなければならないといった状況があるぐらいのところですよ。

つまり、人の認識になかなか上がりにくい場所でもあるので、今回の場合は、その場所に立てる看板の予算だと理解しておりますが、今後は、やはり案内が必要なんじゃないかと。やはり、ある程度、道路を走って、ここにあるんだなということを認識しておくというような意味でも必要かなと思いますので、そのあたりも今後検討していただければと思います。そういう方向で考えていただけますか。

○呉橋防災危機管理課長

緊急避難場所への表示板の設置でありますけど、今回は誘導表示というのは考えておりません。

全国的に、誘導表示というのは設置されておる事例もありますけど、県内ではないということも認識しております。

また、誘導表示板ということでありますけど、災害の形態はさまざまあります。例えば、土砂災害であるとか、大雨、地震、台風等多岐にわたります。また、避難する経路、避難の手段、例えば、車で行くとか、歩いていくとか、そういうことも異なってきますことから、また、災害によっては通行できない場合も想定されることから、先ほど申し上げましたように、誘導表示板の設置を現在行う予定はございません。

○仲山委員

できれば、やはり少しでも丁寧なほうがいいかなと思いますので、そちらのほうをやはり考えていただきたいと要望しておきます。

あと、今、英語の表示が入っているんですけど、今は。

○呉橋防災危機管理課長

入っております。

○仲山委員

英語では最低限だと思います。今後、外国人の居住者が増えてきた場合には、またそ

ちらの対応も考えていかなきゃならないかもしれませんが、やはり最低限、英語が入っているということで安心いたしました。

次にまいります。自主防災組織支援ということで、自主防災組織、これ予算書65ページになります。自主防災組織支援補助金、それと防災士育成補助金というふうに、これらが自主防災の強化というところに結びついていくんだと思いますけれども、自主防災組織の支援補助金というのは、これ今、今でも備品と訓練というのを出していらっしゃると思うんですけども、大体想定していらっしゃる、ずっと同じ金額で予算化されているんですけども、この訓練にある程度使っていったくれるような状況がこれから必要になってくるのかなと、備品はある程度、これまで買ってきているでしょうから、そのあたりについて、自主防災組織に対して、使い道の紹介というか、そのあたりについての働きかけというのは、ある程度行っていらっしゃるのでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

自主防災組織への補助金であります、毎年4月の当初に文書をお出しして、こういう補助がありますよという紹介はさせてもらっておりますし、出前講座等におきましても、補助の種類等については積極的に説明をさせていただいております。

また、訓練であるとか、啓発であるとかにより金額をちょっと差を設けながら、できるだけ訓練を多くできるような体制としておるところであります。

以上です。

○仲山委員

そこで、ぜひ考えてほしいなと思っていることがあります。

今、避難所運営マニュアル、開設マニュアルといいますか、そちらのほうを策定していくという話が出ていたかと思えます。校区単位、コミュニティ単位の自主防災組織等はまだ結構できているはずだと思うんですけども、そのあたりと連携して、ぜひとも訓練をするなり、実際のときにちゃんと働くマニュアルとするために、そのあたりと絡めて進めていただくことを考えていくのがいいと思うんですけども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

コミュニティセンター単位での連携ということでもありますけど、出前講座等でコミュニティセンター関係からの引き合いといいますか、要請がありますので、この中で進められるべきものは進めていきたいと考えております。

○仲山委員

ぜひコミュニティのほうと連携して、実際のときにちゃんと自分たちである程度理解ができて動けるといふマニュアルとなるように進めていただくようお願いいたします。

次にまいります。概要の23ページに上がっております。予算のほうでは、トイレの洋式化、本庁舎の分です。上がっております、630万円。これは、各階の一部という

言い方でありましたけれども、これらは全て洋式化するわけではないことはわかりますけど、各トイレにつき1カ所というような感じなのかなと思うんですけど、そのあたり、内容、箇所あたりについてお伺いできますか。

○讚井総務課長

本庁舎のトイレの洋式化であります。1階から3階の各階の男女トイレ、それぞれ1基ずつが洋式化しようということになります。3階につきましては、女性トイレのほうはもう既に洋式化されていますので、そこはしないということで、計5基の洋式化を考えています。

○仲山委員

実際的なことを、仕事柄、実際的なことを想像しますと、実際には難しいかなと思うんですけども、身障者対応のトイレというのは、市役所の内部にはやはり難しいんでしょうね。

○讚井総務課長

障害者対応のトイレにつきましては、1階に多目的トイレを設置しております。

○仲山委員

2階、3階は、1階にあれば何とかあります。ありがとうございます。ちょっと理解ができていなくて申しわけありませんでした。

次にまいります。予算書の49ページにあります人事管理費の職員研修についてです。

先ほど、細かく説明していただきました。予算的にはかなり絞り込んだ形になっている状況が見えるんですけども、そんな中で、先ほどは説明をしていただきましたけれども、相当工夫をなさっているんだろなということは理解できます。

実際に、ことしは予算が特に厳しいということもあるんでしょうけれども、大体、これぐらいの金額でそこそこの成果というか、研修ができる状況なのか、ちょっとことしはやっぱり厳しいという状況なのか、そのあたりお伺いできますか。

○讚井総務課長

職員研修につきましては、効率的な有効な研修をするために苦慮しているところではありますが、今年度、31年度予算につきましては、前年比78万円の減額となっております。これは、長期宿泊型専門研修、遠くで研修施設等で専門研修を受講するものがあるんですが、これについて、例年、参加実績が少ない研修等も予算化をしていたところなんです。それを見直しをしたということと、あと、メンタルヘルス研修などについては、今まで研修を業者委託として行っていたやり方を、独自に講師の方をお招きしてやるという手法の見直しによりまして、経費の節減を図ったところでもあります。

以上です。

○仲山委員

ある程度、これぐらい絞っても、そこそこはできるという状況という感じなんですか、そういうふうに理解させてもらいます。

次にまいります。予算書の75ページ、選挙啓発事業18万2,000円上がっております。消費税程度上がっているという程度の予算が少し増えては、やや増ぐらいな感じなんですけれども、今年度、来年度、31年度は、先ほど申されたように、県議会議員と参議院議員選挙がございます。

2月に行いました高校生との意見交換会のときに紹介をした中に、選挙の投票率の話がございます。高校生の、高校生というか、18歳、19歳の投票率が、直近のたしか県知事選挙で24.9%、4人に1人というような状況を紹介したりしました。

実際に選挙の投票率というのがずっと下降線というか、低くなっていく傾向が続いているように思います。この啓発事業のほうも、ことし選挙がありますことですから、何か考えていらっしゃることはあるのではと思うんですけれども、そのあたりについてはどうでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

現在、選挙管理委員会で行っております常時啓発としましては、市内の小中学校に対するポスター、習字、標語の選挙啓発作品の募集、その応募作品の中から優秀作品の展示を市役所ロビーにおいて行っております。

そして、中学校の生徒会選挙で使用する投票箱、投票記載台の貸し出し、成人の集いにおいて、選挙啓発冊子の配布などを行っております。

また、平成28年からは選挙権年齢が引き下げられたのを機会に、市内の高等学校において出前講座を行っております。

それから、選挙時啓発としましては、広報車による巡回啓発、防災行政無線による放送、本庁舎や出張所等への啓発看板の設置、市広報ひかりや市ホームページに記事の掲載等を行っております。

今年度の県議会議員選挙、参議院議員選挙、予定されております今の2つの選挙につきましても、今、申しました選挙時啓発、こういったものを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○仲山委員

これまでやってきていらっしゃることの予算だと思うので、それにプラスしてというのはなかなか難しいとは思いますが、例えば、出前講座の中でも、やはりその認識を持って啓発に当たってもらおうであるとか、ちょっと同じ車を回すだとか、いろいろなことの中でも工夫をするなり、ちょっと考えてもいいんじゃないかと、ここまでなかなか下がりが続いているというのは、ちょっと残念なことではありますので、啓発事業として上げられている以上、啓発、しっかりとやっていただければと思います。

以上で終わります。

○西村委員

せっかくなんで、ちょっと質問させてもらいます。

まずは、総務委員会の説明は、款、項、目、節を表示して説明をいただきます。とてもわかりやすいと思いました。ほかの部署にも、これを必ず周知徹底をしていただきましたら、何ページですよというふうに言われますけども、ページは見開きなので、左右、偶数と奇数のページがあって、その上の何段目とかと言われても、私たちはやっぱりわかりにくいので、款、項、目、節、説明欄はどこです、というふうに表示をして説明をしていただきたいと思います。とてもよくわかりました。

それでちょっとお伺いしたいんですが、昨日、議案第14号で、光市一般職の期限付職員の採用等に関する条例に基づき採用することが可能となる任期職員の累計ということで、特定任期付職員、以下、一般任期付職員4種類の御説明を受けました。

まず、これが昨日では、どういう人を想定して雇おうとしているのか、御説明がなかったのが、あわせて説明をしていただき、今回の予算の中にその予算が入っているかどうか、先ほどの説明の中には説明ございませんでしたので、あるかないか。

そして、その後、こういう方の雇用の予定があるか、この点について御説明をお願いしたいと思います。

○讚井総務課長

一般職の任期付職員の御質問であります、31年度予算の中には、任期付職員に関する予算については、計上はしておりません。

それから、2点目に、どういう職種かということですが、特定任期付職員、いわゆる高度専門職につきましては、例えばであります、政策項目など、法性質問能力を有しました弁護士でありますとか、民間経営の手法の導入等につきましては、業務コンサルタントとか、監査業務が可能な公認会計士でありますとか、あとは、児童虐待防止でありますとか、各種カウンセリングに有効な臨床心理士、医師などが、臨床心理士につきましては、今申し上げました特定任期付職員ではないかもしれませんが、一般任期付のほうになるかもしれませんが、そういったものが一応想定をされているところであります。

以上でございます。

○西村委員

わかりました。当初予算にはないということですが、議決をいたしましたので、今後、市長の方針で、そのような専門職を職員として雇うことができるというふうに理解いたしました。また、補正予算でそういう方の雇用があるということを楽しみにしております。

それから、もう一点ですが、今回、防災の倉庫の建て替えの件が、先行議員にも出ましたけども、あいぱ一くに1つ新しい倉庫をという御説明がございましたが、まず、あいぱ一くの中のどういう場所にどんな規模のものを、どういう構造のものをお建てにな

るつもりなのか、もう少し詳細に説明をお願いいたします。

○呉橋防災危機管理課長

あいぱーくへ整備する防災倉庫なんですけど、場所につきましては、わかりやすく説明しますと、下水道のポンプ場がございますが、そのすぐ南側にあいぱーくの敷地がありますので、ここに予定をしております。

それで、広さ、防災倉庫の規模なんですけど、現在、スポーツ公園のレストハウスが約20m²ありますので、その程度の広さは確保しようというふうに考えております。

それと、構造についてはプレハブ倉庫ということを考えておるところです。

以上でございます。

○西村委員

大体わかりました。場所、構造、広さ。鍵の管理なんかはどういうふうな予定にされますか。

○呉橋防災危機管理課長

防災倉庫というのは、迅速に素早く備蓄品を運搬する必要がありますので、現在、考えておるのは、防災の職員、または、あいぱーくのほうに預けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西村委員

わかりました。先だって、民間にそういう防災のグッズを展示しているところを拝見したんですけど、実は、防災倉庫というのがもう特別にありまして、例えば、地震なんかで震度5ぐらいのが来ると、ドアがぱっとあくというようなものもございますし、それから、防災の種類によっても水災もありますし、震災もありますし、プレハブ倉庫ということですから、そのようなことも配慮されながら設置をお願いしたいと思います。

以上です。

○岸本委員

3点ほどございます。今の先行委員のあいぱーくの防災倉庫についてですけど、まず1点は。本会議で、河村議員より、このあいぱーくの地区は高潮の警戒地区になっているから、あいぱーくでは具合が悪いんじゃないかという御質問されたと思いますんですけど、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○呉橋防災危機管理課長

防災倉庫の目的というのは、たびたび申し上げておりますように、備蓄品を迅速かつ効果的に避難所に向かわせるということが基本であります。

それで、あいぱーくへの移転ということではありますが、あいぱーくは自主避難所にも

なっておりますし、備蓄品をスムーズに運搬できるということであいぱ一くにしたところでもありますし、高潮の浸水想定区域ではないかという質問であります。これについては、高潮の場合につきましては、一般的には台風に伴う高潮でありますので、これはリードタイムといいますか、予測が一定程度とれることから、備蓄品の移動なんかも、あいぱ一くの職員もおりますし、公用車もありますので、容易に移動もできるという、そういうことから、あいぱ一くが備蓄倉庫としては最適ではないかと判断させてもらったわけです。

以上であります。

○岸本委員

そのように考えられたんだったら、しょうがないです。これは終わります。

次に、予算書の77ページの下から6行目、ポスター掲示場設置、撤去委託料380万円についてですけど、1週間ぐらい前のテレビか新聞で、県内の自治体で、やはりこのポスター設置が年々増加しているの、箇所を削減するということが、私、耳か目に入りましたんですけど、私の今、中央町ですけど、光警察署の信号機から武田の東門まで約200mの間ですけど、そこに3枚の掲示板、ポスター掲示板が立っておるんです。だから、これ3枚も必要ないんじゃないかと思うんです。削減について、検討されたことはございますでしょうか。

○松村選挙管理委員会事務局長

ポスター掲示場の設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条において、投票区の面積と選挙人の数において基準が定められております。この基準によりまして、現在、光市では設置数を223カ所としております。

この設置数につきましては、公職選挙法第144条の2第9項におきまして、特別の事情がある場合に、当該市町村が定めるところにより、その総数を減ずることができる規定をされております。

光市におきましては、この基準、公職選挙法施行令に定められた基準の設置数であります223カ所ということで、今まで、投票区の増減によりまして、減ったことはありませんが、この基準の数で設置をしているところでございます。

減少についての検討というのは、特には行っておりませんが、設置場所につきましては、より適切な場所に設置をするよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岸本委員

わかりました。

最後の質問です。予算書の47ページ、上から10行目、公用自動車購入費570万円、この内訳を御説明いただきたいんですけど。

○讚井総務課長

先ほど御説明いたしたとおり、1台は災害時等に走行可能な四輪駆動車、もう一台は軽四の貨物自動車を想定しているところであります。

以上です。

○岸本委員

大体、その軽トラは幾らで、四輪駆動車は幾らで想定されておられるのでしょうか。

○讚井総務課長

四輪駆動車につきましては、400万円から500万円、軽四の貨物につきましては、大体100万円ぐらいを想定しているところであります

○岸本委員

総務部に14台の公用車がございます。その14台の内訳、軽自動車は何台で普通乗用車は何台というのはわかりますでしょうか。大体でよろしいです。

○小田総務部長

普通乗用車が5台、小型貨物が2台、軽乗用車が2台、軽貨物が3台、トラック1台、マイクロ1台であります。

以上です。

○岸本委員

私は公用車、軽自動車、全て軽自動車でいいんじゃないかと思うんですけど、5台の普通車を購入される理由というのはどういうことでしょうか。

○讚井総務課長

通常、市内を公務で走る車につきましては、軽自動車でも用は足すことはできると思いますが、時には出張とか行くこともありますので、そういった場合は、普通車での対応がよろしいかと思えます。

○岸本委員

新風会で、昨年、日南市に視察に行ってまいりました。その視察内容が、適正管理、それと公用車の一括管理というようなテーマで行ってまいりました。

日南市におきましては、市外に出る場合は、全部、公共交通で出張ということで、県庁に行くにしても、公用車では行けなくて、全部、公共の交通機関で行き帰り行うというような決まりになっております。

ですから、非常に財政が厳しい折ですから、極力、乗用車も普通乗用車じゃなくて、軽自動車に私はされたほうがいいんじゃないかと思えます。

それと、中古の自動車を買うということは、これは自治体においては、これはできないのでしょうか、中古の自動車の購入ということは、新車ではなくて。

○小田総務部長

公用車の実態を申し上げますと、今、総務で管理しておる集中管理車につきましては、先ほど言いましたように出張時等に多く使います。光市は県庁から離れているという特殊性もありますし、また、公共交通機関も発達をしておりません。

職員の人件費を考えると、まず、列車で行き、バスで乗りかえということは困難であります。また、通常、普通乗用車でありますと、大体25万km程度を乗った上で買い替えをしておりますので、そういう面からしても、予算軽減も含めて考えて対応しているところであります。

以上でございます。

○岸本委員

わかりました。終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田邊委員

お願いします。概要の12ページ、防災機能強化事業、避難所環境整備事業、防災倉庫整備事業と3つの事業があるんですが、トータルで1,429万円と思うんですが、これ全部一般財源なんですけど、この予算において、県や国の財政措置など1つもなかったんでしょうか、その辺をちょっと知りたいなと思って質問します。

○讚井総務課長

防災機能強化事業につきましては、今回、補助金等、当たるものはございませんでした。

以上です。

○呉橋防災危機管理課長

この防災に関する2点につきましても、精査をいたしましたけど、補助事業等はなかったということでございます。

以上です。

○田邊委員

わかりました。それで、予算書で、予算書の62ページをお願いします。防災諸費1,955万3,000円、前年度は3,000万円、減額1,100万円なんですけど、災害が起きた後、ある程度の大きいものはわかっているんですけど、災害が起きた後の減額理由と、今、こういった一般財源で1,400万円というところなんですけど、こういったところのバランスです。バランス的なもの、予算をこれだけ上げたのに対しての諸費のバランス、こういったところ、説明できたらお願いしたいんですけど。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○呉橋防災危機管理課長

それでは、防災事務費の減額について申し上げます。

31年度事業におきましては、新規事業といたしまして、避難所の環境整備事業、または防災倉庫整備等、新規事業を計上しておりますが、それでも予算計上額が減ったという主な要因なんです。平成30年度におきましては、大きな工事が2件ございます。大和支所の移転に伴います防災行政無線の移転、もう一点が震度計の移転、これらの工事が30年度で完了するというので、新規事業が増えたにもかかわらず、総額が減ったということでございます。

以上であります。

○田邊委員

7月の豪雨があって、災害を受けて、防災に対しての備え、こういったものがあるものと思って予算書を眺めると、こちらは。しかし、総体1,100万円減っているというところでちょっと疑問に思ったんですけど、大きな事業が前年度にあったというところを今は理解できましたけど、今後、この災害が多発するこういった状況の中で、予算的には防災でも今1,950万円、こういったものが、一般財源で1,400万円をこのたびは使うんですけど、そういったときに、いろいろそういった国の財政措置、県の財政措置、そういったものを念頭に入れてやるという考え方は、これからはずっと行うとは思いますが、もっとさらにその情報網を張りめぐらしてやるというところは、変わりはないというところはありますか。

○呉橋防災危機管理課長

防災事業につきましては、その優先度、または必要度に応じて予算計上をしております。その中で、該当する補助金制度等について精査しながら、事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。このたびのそういった要因は、この新規の事業、これを執行するように努力をしてください。防災については、今後もかなりの課題がいろいろ出てくるとは思われますので、よろしくお願いします。

続きまして、消防のほうに入ります。予算書の185ページをお願いします。消防団員報酬についてなんです。非常備消防のほうです。それで、530人の1,886万7,000円、これについて30年度当初予算と同額であります。消防団員数が気になりますので、本市の消防団員数また充足率はどのような推移をしていますか。これについてお願いします。

総務省の消防庁の消防力整備指針に示す値はあるとは思いますが、そっちなほうは消防職員のほうになるのかもしれませんが、今回は消防団員のほうをお願いします。

○中原消防担当課長

消防団員の定数につきましては、光市消防団の設置及び団員の定員、任命、服務、報酬等に関する条例において530人と定められております。

御質問の充足率でございますが、過去5年間の年度当初における定数に対する充足率を申し上げますと、平成26年度は条例定数の530人を確保し、充足率100%でありましたが、平成27年度以降は若干の定数割れとなったものの、充足率は97%以上を維持しております。

また、平成30年度当初の充足率を全国及び山口県と比較いたしますと、本市の97.2%に対し、全国は91.3%、山口県は90.6%となっており、いずれも上回っております。

しかしながら、消防団員は地域防災の中核的存在として必要不可欠でございますので、引き続き消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

充足率のほうは100%に近い値が今推移しておるというところで、少し気になったところなんですけど、これで安心をしております。

予算書184ページの非常備消防費について、30年度に比べ371万2,000円減額しているところなんですけど、これについての主な理由と、30年度当初予算を言いますけど、258万4,000円増額でした。こういったところの理由を知りたいのでお願いします。

○中原消防担当課長

御質問の非常備消防費の371万2,000円減の主な理由についてですが、退職報償金の減額によるものでございます。この退職報償金につきましては、年度末の定年退職者を見込んで計上しておりますが、平成31年度末の定年退職者の見込みは前年度より少ないことから、予算額は減額となっております。

そのほか、前年度は単年度事業として大和コミュニティセンター建設に伴う無線通信機器の移設や、県内の市町で持ち回りで開催する消防大会の引き受けに係る経費を計上していた、こういったものが減額の主な理由でございます。

以上でございます。

○田邊委員

デジタル簡易等の委託料と自治体消防の70周年がなくなったというところはわかりません。

続きまして、予算書185ページ、消防団員の退職報償金なんですけど、290万円、これは30年度は505万円でしたが、これについての内容、30年度は8名というところなんですけど、先ほどの説明が8名で、今度7名ですいいね。その割には割合がちょっと大きいよう

な気がするんですけど、その辺は。30年度8名、31年度が7名というところなんですけど、290万円に対して505万円、これはどういったことなんですかね。

○中原消防担当課長

消防団員の退職報償金の支給額につきましては、条例に基づき、消防団員として5年以上勤務した団員に支給しているところでございます。それから、退職する団員の勤務年数と階級に応じた額を支給しているところでございます。御質問の減額の理由でございます。昨年と比較いたしまして31年度の退職予定者は、勤務年数が短い方が多いといったところから減額となっております。

以上でございます。

○田邊委員

はい、わかりました。理解しました。

なら、最後の質問です。予算書185ページの下段、下から3番目のあたりの消防水利管理事業にかかわるところなんですけど、679万2,000円、これなんですけど、30年度修繕料として66万4,000円の予算がありましたけど、31年度についての修繕料というところが、項目がないんですが、修繕料はないんですか、31年度の修繕料というところは。

○中原消防担当課長

30年度に計上しておりました修繕につきましては、既存の標識であるとか、標識を修繕するものでございましたけれども、来年度につきましては計上しておりません。

ただ、この水道、消火栓修理等負担金の中に、一部緊急的な修繕に使用する負担金も入っております。

以上でございます。

○田邊委員

それは一部入っているとは、どれぐらい入っているんでしょうか。

○中原消防担当課長

緊急的な修繕ということで、50万円を確保しております。

以上でございます。

○田邊委員

不用額の単位は50万円だったですかね、不用額とかいうのは。50万円ぐらいの不用額は出すとか出さんとかっちゃうのがあったんですけど、50万円ぐらいの予算があるんなら、そこに修繕料として項目を上げてもらうようなほうがよろしいんじゃないかと思いますが、比較するのに比較がちょっと難しいとか、そういったものがなくなったのかとかいうところが、予算で少し気になるのでお願いします。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

(2) 報告事項

①平成30年7月豪雨災害について（報告）（総務部・消防担当部関係分）

説 明：呉橋防災危機管理課長、中原消防担当課長、井上大和支所住民福祉課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

37ページの応急対策のところをお願いします。

この避難情報の発令の状況、検証までは、状況はわかるんですけど、対策のところ職員体制を見直す各種情報の監視体制を維持するということなんですが、具体的に今の方向性、この職員体制の見直しというのは、どういった方向でいっているのか、僕の考えているのにはどんなイメージなんかなとは思いますが、その職員体制が何々部署は何々地区に行ってくれと、何々部署は何々地区に行ってくれと、それで監視体制に君は回りなさいと、そういったものがあるのか、それともこのままこの文言だけなのか、そういったものも今後やっていくわけなのかというところが、この緊急には重要ではないかと思うんですが、こういったところも、今度そういった防災についてのマニュアルでも詳しく載るんでしょうか。そうしたところをお願いします。わかればでいいです。

○呉橋防災危機管理課長

ここにあります職員の体制を見直すなどと言いますと、災害の種類は多岐にわたりまして、それぞれの対策部において災害対応の濃度が濃いところ、薄いところもございますので、それらについては職員をしっかりと配置を融通すると言いますか、そういう配置体制ということを考えておるといえるところなんです。

○田邊委員

今からだとは思いますが、防災訓練もあるんですけど、職員のそういった緊急時の災害対応の訓練みたいなものも、日曜日なんか集まってやるのかなとかも思うんですけど、やっているのは聞いたことあるんですけど、そういったところで、各災害、今言われたいろいろな災害と言われるけど、災害についてこの災害はこれを、この災害はこれをじゃなくて、災害が起きた、それならもうどの災害にも対応できるのが、災害に対応するということとかなとも思うんですけど、ちょっとよくわからないんですけども。その辺の体制を、今後よくわかるようにしてほしいなと思います。そういったところなんです。

○小田総務部長

御存じのように、災害には災害に応じた特性がございます。特に、今回の災害については、島田川流域が一気に破砕してしまったと、大規模な状況でありますので、通常想定される災害とは特殊で違います。災害の起きた箇所とか状況によって、職員の配置というのも変わってまいります。

特に、河川に関しましては、通常河川管理を行う建設部のほうを中心に行っておりますが、要員も限られておりますので、この場合におきましては応援部隊というのが設定をされておりますので、そのほうに私のほうで必要な人員を振り分けていくという作業が基本になってまいりますし、基本的にはその災害、災害に応じて適宜最も必要な人材を配置をしていく。

ただ、議員仰せのように、さまざまな災害に対応できるように想定は、あらゆる想定を行いながら、今後とも引き続き防災体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田邊委員

わかりました。こういったものが今そういった災害の後に、こういったものを話し合いの場があるというのは、本当にいいことだと思います。

いろいろなことで、やっぱりまず自分の身は自分で守ることと、あと協力して皆さんを助けるといったところで、職員の体制、監視体制、この辺を僕は重要なんかなと今思ったので、少し質問させていただきました。はい、わかりました。

以上です。

○岸本委員

毛布は全部で何枚あるか、おわかりになりますでしょうか。

○委員長

ちょっと、今豪雨災害の報告についてのことなんですが。

○岸本委員

これは余り。

○委員長

ちょっと一応、この報告についての質問ということで限らせていただきます。

○岸本委員

結構です。すいません。

○仲山委員

1点だけお願いします。

今回島田川本体もそうですけれども、それに流れ込む川、あるいは大和のほうであればそれほどそういう大きな川でない川、集中小河川が増水をして被害が出るといったようなことがありました。

その辺に関して、ちょっとよく最近耳にするんですけれども、そういう情報をキャッチの方法として、危機管理型水位計という話を聞きます。特に普段は何の働きもしていないんじゃないけど、ある一定の水位以上になったときに、通報してくるといったようなものだと聞いているんですけれども、そういうものは耳にするのは、国のほうなり、県のほうなりで何か被災したところあたりに設置を進めているというような話を聞いたりするんですけれども、島田川、光の関係するあたりでは、そういう話は出ているんでしょうか。

○委員長

それは所管、ここの所管で答えられますか。

○仲山委員

あ、違う、わかりました。

○呉橋防災危機管理課長

すいません。先ほど毛布の件なんですが、防災所管課で管理しているのが920枚でございます。

○岸本委員

え、何枚ですか。

○呉橋防災危機管理課長

920枚です。